

令和7年 第1回

身延町議会定例会会議録

令和7年3月 3日 開会

令和7年3月14日 閉会

山梨県身延町議会

令和 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

令和7年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和7年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針並びに議案の説明
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 議案第1号 身延町債権管理条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 身延町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 身延町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 身延町デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第20 議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定について

日程第21	議案第15号	身延町曙辺地総合整備計画の策定について
日程第22	議案第16号	身延町横根中辺地総合整備計画の策定について
日程第23	議案第17号	峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について
日程第24	議案第18号	身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第19号	身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
日程第26	議案第20号	町道路線の認定について
日程第27	議案第21号	令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第28	議案第22号	令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第29	議案第23号	令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第24号	令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第25号	令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第32	議案第26号	令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第33	議案第27号	令和7年度身延町一般会計予算
日程第34	議案第28号	令和7年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第29号	令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第30号	令和7年度身延町介護保険特別会計予算
日程第37	議案第31号	令和7年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第38	議案第32号	令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第39	議案第33号	令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第34号	令和7年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第35号	令和7年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第36号	令和7年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第43	議案第37号	令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第44	議案第38号	令和7年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第45	議案第39号	令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第46	議案第40号	令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第47	議案第41号	令和7年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第48	議案第42号	令和7年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第49	議案第43号	令和7年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第50	議案第44号	令和7年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第51	議案第45号	令和7年度身延町水道事業会計予算
日程第52	議案第46号	令和7年度身延町下水道事業会計予算
日程第53	議案第47号	峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
日程第54	同意第1号	身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第55	同意第2号	身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第56	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第57	発委第1号	身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
日程第58	発委第2号	身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第59	発議第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

8番	望月 悟良	9番	広島 法明
10番	野島 俊博		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企画政策課長	幡野 弘
財 政 課 長		佐野 美秀	交通防災課長	天野 芳英
税 務 課 長		中山 耕史	町民課長	伊藤 剛
福祉保健課長		深沢 泉	観光課長	高野 修
子育て支援課長		遠藤 仁	産業課長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土地対策課長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		内藤 哲也	身延支所長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学校教育課長	望月 俊也
施設整備課長		佐野 彰	生涯学習課長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長はじめ執行部各位には、令和7年第1回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

先週は、気温が日中は高くなり、比較的暖かい日が続きましたが、今週は初日から雨が降り、天候も崩れやすく、最高気温も安定してくると思いますが、皆さんには、体調管理をしていただきたいと思います。

いよいよ3月に入り、卒園、卒業の時期を迎えますが、春の訪れとともに、桜の季節が待ち遠しく感じます。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願いします。

なお、伊藤達美議員から会期中、ノートパソコンの持ち込みの申し出がありましたので、これを許可しました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、

8番 望月悟良君

9番 広島法明君

10番 野島俊博君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料4ページから6ページのとおり、専決処分の報告1件、条例案13件、辺地計画の策定3件、組合規約の変更1件、指定管理者

の指定2件、町道路線の認定1件、補正予算案6件、当初予算案20件、共同設置規約の変更1件、人事案件3件の合計51案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

なお、議会から条例案2件と意見書案1件が提出されておりますので、合計で54案件となっております。

次に、12月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料7ページおよび8ページとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針ならびに議案の説明について。

町長から施政方針ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

本日ここに、令和7年第1回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

久々の雨が降りまして、良いお湿りだと思います。大船渡市、また本県では猿橋などで山林火災があって、なかなか鎮圧に至らないという状態が続いております。山梨は今日いっぱい雨のようですから、猿橋の火事がどうなるのかということも深く見守っていかねばならないかなと思います。

また、本町においても、お墓で線香に火をつけるときとか、あと枯れ草を燃やしたらそれが燃え移ったりとか、そういうボヤもかなり多く起きています。この乾燥がやはり一番の原因だと思いますので、私はこれは恵みの雨だと思っております。

さて、本年1月19日には、姉妹都市であります千葉県鴨川市市庁舎において市制施行20周年を記念する式典が開催され、私と上田議長がご招待を受け、出席してまいりました。

また、翌週の1月28日・29日には、令和南部藩首長会議のため、岩手県二戸市を訪問いたしました。

コロナ禍で途絶えていた交流も、ようやく元に戻り、今後は行政だけでなく、文化、産業、経済などの各分野における様々な交流を通じ、本町と関わりのある市町との更なる友好と発展につながることを期待しております。

それではこれより、議案の説明および施政方針を述べさせていただきます。

まずは、今議会定例会に提案いたします予算につきまして申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を増減させていただいております。

特に、一般会計の第2表 繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業の追加をさせていただきました。

繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、普通交付税について、令和6年度の国の補正予算により、地方交付税の総額が増額され、本町におきましては、1億1,344万円が追加交付されることとなりました。

これは、国における国税の収入補正に伴い、地方交付税が増額されるとともに、基準財政需要額に臨時経済対策費の新たな費目が創設されたことによるものであります。これにより、令和6年度一般会計補正予算（第8号）にて普通交付税の額を増額いたしました。

次に、令和7年度の身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和7年度の町税収入については、令和6年度予算において、定額減税の実施を見込んでいたため、令和7年度については、通常課税に戻り前年度比としては、増額計上としましたが、人口減少に伴う納税義務者の減少や納税義務者の高齢化により、個人町民税の減少傾向は続いている状況であります。

法人税に至っては、製造業および運輸業において、コロナ前の業績に戻る傾向があるため、法人町民税も増額をしております。

固定資産税においては、耐用年数が短い償却資産の減価償却が大きいことから、減収が見込まれ、税収規模の縮小傾向により、引き続き厳しい環境下に置かれております。

さらに、本町の基幹財源であります、地方交付税については、景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに県による試算が行われ、本町においても交付税総額が昨年度を上回る見込みであることが予想されるところであります。

また、歳出予算におきましては、令和7年度は、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特にデジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、予算を編成したところであります。

令和7年度一般会計予算は総額9億2,100万円で、対前年度比で5.0%の減としたところであります。

主要事業を申し上げますと、1つ目として、旧身延北小学校体育館・旧原小学校屋外プール・町営梅平団地の解体事業費として、7,642万4千円を計上させていただきました。

2つ目として、防災行政無線整備事業費として、1億1,578万8千円を計上いたしました。

3つ目として、令和7年・8年度の継続事業で実施いたします、町有相又団地外装改修事業費として、8,910万円を計上いたしました。

4つ目として、身延町消防団身延第4分団第5部（これは和田地区となります）詰所新築事業費として、2,453万円を計上いたしました。

5つ目として、デジタル田園都市国家構想総合戦略による「身延町総合戦略のアクションプラン」に掲載された、子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略事業費」に2億5,378万9千円を計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む、17の特別会計により、総額4億2,969万4千円となったところであります。

令和7年度予算議決後は、町民目線に立ち、行政サービスを低下させることなく、スピード感をもって、職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に、西嶋和紙の里道の駅整備事業についてであります。

西嶋和紙の里道の駅整備事業につきましては、令和5年度から事業着手し、現在、既存建物と駐車場の改修、屋外トイレの新築工事が完成間近となっております。

また、令和6年8月7日には駅名を「にしじま和紙の里かみすきパーク」として、国土交通省から道の駅として登録されたところであります。

工事は順調に進捗しており、リニューアルの竣工式につきましては、この整備事業に関わってくださった方や来賓の方をお招きし、令和7年4月16日（水曜日）を予定しております。

グラントオープンは、その2日後の18日（金曜日）といたします。

なお、この施設は、所管課を生涯学習課から観光課へ移行し、経済、観光、文化の拠点としての位置づけを担う施設となります。町内の他の観光資源と連携しながら、交流人口の増加を図り、更なる本町の活性化を目指してまいります。

次に、令和7年「身延町二十歳の集い」についてであります。

令和7年1月12日（日曜日）、身延町総合文化会館において「令和7年 身延町二十歳の集い」を挙行いたしました。

令和6年度に二十歳を迎える方を対象として開催をいたしました。

当日は厳しい寒さではありましたが、天候も良く、しばらくぶりに会った仲間たちと楽しそうに歓談する姿を、あちらこちらで目にすることができました。

二十歳を迎える対象者は71名おり、そのうち59名の方に出席いただきました。非常に和やかな雰囲気です式典が進む中、代表者から力強い誓いの言葉が述べられ、大変頼もしく感じられました。

二十歳を迎えた皆さまの輝かしい未来を祈念しております。

次に、令和6年第4回定例会以降の主な行事についてありますが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、1議案。

議案第1号 身延町債権管理条例の制定についてから議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでの条例関係13議案。

議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定についてから議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定についてまでの辺地総合整備計画の策定3議案。

議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について、1議案。

議案第18号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定についておよび議案第19号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についての指定管理者の指定2議案。

議案第20号 町道路線の認定について、1議案。

議案第21号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）から議案第26号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第5号）までの補正予算案6議案。

議案第27号 令和7年度身延町一般会計予算から議案第46号 令和7年度身延町下水道事業会計予算までの令和7年度当初予算20議案。

議案第47号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について、1議案。

また、人事案件といたしまして、同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についておよび同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についての2議案および諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、1議案をご提案いたします。

計51件の案件を提出させていただきます。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましても、今議会定例会において、ご議決等をいただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには、慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の施政方針ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 教育長教育方針について。

教育長から教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

それでは、令和7年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は、教育基本法を基盤とした「第3期身延町教育大綱」および「第3期身延町教育振興プラン」に基づき、「明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり」の実現を目指し、「第2次身延町総合計画後期基本計画」ならびに「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を基軸として、多様な個性や能力を育み、新たな価値を拓くことができる次代を担う人づくりを進めるため、新しい時代の学びに求められる課題に対応しながら、教育行政の運営に努めてまいりたいと思います。

学校教育課関係におきましては、児童生徒一人ひとりの多様な個性・能力を育む教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健康やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てる教育を、各学校と連携しながら推進してまいります。併せて保護者が安心して子育てできるよう、教育にかかる費用の支援も引き続き取り組んでまいります。

昨年4月に新校舎に移転し、新たな教育環境でスタートした身延中学校ですが、県内屈指の恵まれた木造校舎で、生徒たちも自分の学校に誇りと愛着を持ちながら充実した教育活動が営まれています。行き届いた教育環境の中で、さらに教育的成果をあげられるよう学校の教育活動をサポートしながら、連携して取り組んでまいります。

教育にかかる保護者の経済的負担の軽減および学校教育環境の充実を図るため、「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づく各種事業を継続してまいります。入学支度金の支給、給食費、修学旅行費、校外学習費の全額補助、補助教材費への公的負担、各種検定料への助成であります。昨今の物価高騰により家計を取り巻く状況は依然として厳しい中、入学支度金の一部拡充や給食単価の見直しなど、物価高騰の影響などの状況を考慮しながら、様々な教育費への経済的支援を引き続き行うことで、子育て世代の負担を軽減し、教育環境の充実に取り組んでまいります。

きめ細かな教育のための町単教職員の配置・特別支援教育支援員・スクールサポートスタッフ・学校司書などの配置につきましては、今までのレベルを落とさず引き続き継続的に行ってまいります。また、県下における教員不足の問題につきましては、解消に向けて、機会を捉えて、県教委に対して教職員の適正配置の働きかけを行っていきたいと考えています。

I C T教育につきましては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、I C

Tの活用がより重要となっています。これまでに整備した児童生徒1人1台のタブレット端末や、より分かりやすい授業の実現を支援する電子黒板など、ICT機器の有効活用に努めてまいります。また、教師のICT活用の指導力を向上させるため、ICT支援員を配置しておりますが、教師を支援することで、児童生徒の情報活用能力の向上に着実に結びついております。今後もICT教育の充実に努め、情報化社会に対応できる人材の育成を図っていききたいと思います。

英語教育を充実させるための取り組みであるイングリッシュキャンプにつきましては、夏休みを利用し、小学生は町内施設で英語を母国語とするネイティブと1日英語学習を行いました。中学生は1年生が夏休みに、2年生が冬休みを利用し、東京にある体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」で、ネイティブと英語漬けの体験を1日行いました。参加者からは「とても楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」「また参加したい」というような感想が寄せられ、次の学びにつながる取り組みになっていると思います。英語でのコミュニケーションの楽しさを知り、英語を学ぶ必要性を感じるきっかけになるイングリッシュキャンプを今後も継続し、児童生徒の英語力の向上につなげていききたいと思います。

「学びの向学館事業」につきましては、退職された教員のご協力を得て実施している学習支援活動で、本町の地域力の象徴ともいえる独自事業であります。児童生徒の学力の向上を目指すとともに、学ぶことの楽しさを知る機会にもなっております。本年度も、小学3年生から6年生、中学3年生の希望者を中心に、土曜日や長期休業を利用し、それぞれおよそ20回程度、子どもたちの学びのサポートをしてきました。引き続き、教育研修センターの事業として、さらに充実した内容になるよう取り組んでまいります。

身延高校との連携型中高一貫教育につきましては、「身延・南部地域連携型中高一貫教育推進委員会」を通じて、連携型中高一貫教育各種事業を引き続き実施し、学校間の交流を深め、中高の連携を推進してまいります。

通学支援につきましては、利用する児童生徒の状況を勘案する中、下山小学校で3路線、身延小学校で4路線、身延中学校で7路線、合計14路線でスクールバスの運行を実施してまいります。身延清稜小学校は、スクールタクシーでの通学支援になります。山間地の徒歩通学困難地域での児童生徒送迎用タクシー事業も引き続き実施し通学の支援をしてまいります。また、下山地区への移転となった身延中学校の新路線については、順調に運行しております。広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現行の通学方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く支持も厚いため、令和7年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

学校給食につきましては、下山地区に新設した給食センターで小中学校4校の給食を調理し、提供しています。給食管理について、栄養教諭、調理委託業者等と密接に連携し、安心安全で児童生徒に喜ばれるおいしい給食を提供するとともに、健全で安定した給食運営に努めてまいります。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。また、不登校や様々な悩みを抱える児童生徒への対応についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門機関と連携し、適切な教育相談を受けることができる体制を整えてまいります。

学校や体育館の老朽化に対する整備・改修については、「身延町立学校施設整備計画」に基づいて、順次改修等を行ってまいります。小学校の校舎等については、今後、大規模改修などにより長寿命化を図っていく予定ですが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られるよう、手法・工法等を検討しながら環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

学校運営協議会の導入に向け、令和7年度から各学校や地域と協議する場を設け、設置に向けての準備に取り組んでいく予定であります。学校運営協議会制度は、学校評議員制度などのこれまでの学校運営の取り組みをさらに一步進めるものになります。学校運営協議会を通じて保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことが、この制度のねらいとなります。

生涯学習課関係におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛していた活動が再び動き始め、本格的な生涯学習活動が行われております。

特に町文化協会やスポーツ協会専門部の活動は、非常に活発となっており、芸術文化の振興体制の充実や、町民一人いちスポーツの推進のため、更なる施策に取り組んでまいります。

令和7年度におきましては、学習機会やスポーツ活動の場を、より多く提供できるよう創意工夫をしながら、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

公民館活動につきましては、公民館が主催するワークショップの開催回数を増やし、講師の方におきましても地域住民の方にお問い合わせするなど、生涯学習の場だけでなく、地域の一体感を高められる場となるような公民館を目指します。また、公民館は災害時には避難所の役割を担っております。災害時の行動について学習機会を提供し、地域住民の防災意識を高める活動を行ってまいります。

青少年育成身延町民会議におきましては、「声掛け、あいさつ運動」や「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進しながら、青少年の健全育成に取り組んでおります。家庭・地域・学校等と連携を図る中で、本町の豊かな自然や歴史文化資源等の活用を図りながら、青少年期における体験活動の充実を図ります。また、子育ての悩みを抱える親御さんの受け皿となっている、「子育て・親育ち相談会」についても引き続き開催をいたします。

部活動の地域移行につきましては、これまで学校教育課で主な事務を執ってまいりましたが、令和7年度からは生涯スポーツ担当がある生涯学習課が主担当となります。これまで、準備会の中で部活動の地域移行について検討してまいりましたが、令和7年度からは協議会を立ち上げ、より踏み込んだ議論を重ね、令和8年度を目標に、一部、部活動の地域移行を目指してまいります。

スポーツ活動の支援につきましては、社会体育施設の適正な管理に努め、常に良好な状態でスポーツができる環境を、継続して整えてまいります。また、町内において活動しているスポーツ少年団や中学生のクラブチームに対し、その活性化と育成を支援し、卒業後もスポーツを続けていくことができる環境整備に努めてまいります。

生涯学習課の事業は「生涯学習・公民館などの活動支援」、「生涯スポーツの推進」、「文化芸術の振興」、「青少年健全育成」また「文化財の保護」など多岐にわたります。

町民一人ひとりが生涯にわたり学習やスポーツをする機会や、自主的活動を促す情報を提供し、豊かで充実した、健康で明るいまちづくりを推進してまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位・町民各位のご理解とご協力をお願いしながら

ら、令和7年度の教育方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

教育長の教育方針の説明を終わります。

日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第1号について、ご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

処分事項を申し上げます。

1. 令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号）であります。

1枚おめくりいただいて、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分いたします。

専決処分の日は、令和7年1月23日であります。

処分事項は、先ほど申し上げましたが、1. 令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号）であります。

専決処分の理由を申し上げます。

物価高騰対策臨時給付金事業を迅速に実施するため、補正予算の必要が生じたので専決処分いたします。

続きまして、内容説明をいたします。

報告第1号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号）について、お手元のタブレット内にあります、予算概要書により説明をさせていただきます。

概要書1ページをご覧ください。

報告第1号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,444万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,750万7千円といたしました。

第2表 繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

第2表 繰越明許費補正により、令和7年度への繰越明許事業を設定いたします。

設定する事業につきましては、2款総務費、1項総務管理費、物価高騰対策臨時給付金事務費324万8千円および物価高騰対策臨時給付金事業6,120万円については、物価高騰の影響により非課税世帯に対する物価高騰対策臨時給付金事務費および物価高騰対策臨時給付金事業に係る所要額を、次年度へ繰り越すものであります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金6,444万8千円を増額いたしました。低

所得者支援及び定額減税補足給付金事務費補助金 324万8千円を計上および、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費補助金 6,120万円を計上いたしました。これは、物価高騰対策臨時給付金事務費および物価高騰対策臨時給付金事業費へ充当いたします。ともに補助率は10分の10であります。

2ページをお開きください。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について、説明いたします。

1項13目低所得者支援及び定額減税補足給付金費、細目7物価高騰対策臨時給付金事務費 324万8千円を計上いたしました。事務費の内訳ですが、物価高騰対策臨時給付金事業に必要な経費を計上し、特に負担金、補助及び交付金（広域行政組合負担金）163万9千円については、物価高騰対策臨時給付金事業に伴う給付システム構築業務負担金であります。

細目8物価高騰対策臨時給付金事業費 6,120万円を計上いたしました。事業費の内訳ですが、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付いたします。2千世帯分を計上し、また子育て世帯には子ども1人当たり2万円を加算して給付いたします。60人分の計上でございます。

以上で、報告第1号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第7 議案第1号 身延町債権管理条例の制定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第1号 身延町債権管理条例に関する条例の制定について、説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

最初に提案理由を申し上げます。

町の債権管理の適正化を図り、町民負担の公平性および財政の健全化に資するため新たに身延町債権管理条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

制定の背景等について、説明いたします。

債権の管理に関する事務処理について定めることにより、法律に基づいて適正な管理と確実な回収に努めるという基本姿勢を明らかにするとともに、債権放棄の要件等の規定を定めることにより、町民負担の公平性の確保、および円滑な行財政運営を目的として「身延町債権管理条例」を制定しようとするものでございます。

次に、条例の内容であります。身延町債権管理条例は、第1条の設置から第11条の委任までで構成いたします。

また、附則により、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第1号の内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第 8 議案第 2 号 身延町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 9 議案第 3 号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 4 号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の 3 議案は、交通防災課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

議案第 2 号 身延町犯罪被害者等支援条例について、議案説明書により説明いたします。

議案説明書をご覧いただきたいと思います。

提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等の支援を推進するため、新たに身延町犯罪被害者等支援条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等、概要です。

平成 16 年 12 月に犯罪被害者基本法が成立し、平成 17 年 4 月から施行されました。この条例には国の責務、地方公共団体の責務が定義されており、これに伴い、山梨県におきましても令和 4 年 12 月 26 日に山梨県犯罪被害者等支援条例が施行されております。本町においても犯罪被害者等への総合的な支援を推進するための必要な事項について定める条例を制定するものであります。

内容については、第 1 条、目的。身延町犯罪被害者等支援条例（以下、「支援条例」といいます）の目的について規定しております。

第 2 条、定義。支援条例の用語の意義について規定しております。

第 3 条、基本理念。支援の基本理念について規定しております。

第 4 条、町の責務。町の責務について規定しております。

第 5 条、町民等の責務。町民等の責務について規定しております。

第 6 条、事業者の責務。事業者の責務について規定しております。

第 7 条、相談及び情報の提供等。相談及び情報の提供につきまして規定をしております。

第 8 条、見舞金の支給等。見舞金の支給等について規定しております。

第 9 条、日常生活の支援。日常生活の支援につきまして規定をしております。

第 10 条、安全の確保。二次被害および再被害の防止について規定をしております。

第 11 条、居住の安定。犯罪等により住居に居住が困難となった犯罪被害者の居住の安定について規定をしております。

第 12 条、雇用の安定。職場における二次被害の防止による雇用の安定について規定しております。

第 13 条、理解の増進。犯罪被害者等の置かれている状況の理解の増進について規定しております。

第14条、教育活動の推進。生命、身体及び人権を尊重する教育活動の推進について規定しております。

第15条、人材の育成。人材の育成について規定しております。

第16条、民間支援団体への支援。民間支援団体への支援について規定しております。

第17条、支援の制限。支援の制限について規定しております。

第18条、委任。この条例に定めるもののほか、支援条例の施行に関し必要な事項は別に定めることを規定しております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日です。

以上、議案第2号 身延町犯罪被害者等支援条例について、概要説明を終わります。

続きまして、議案第3号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明をいたします。

議案説明書をご覧くださいと思います。

提案理由を申し上げます。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの開業に併せて、停留所の名称を変更するため身延町町営バス設置条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等、概要ですが「身延町西嶋和紙の里」が道の駅へのリニューアルオープンに伴い、施設名称が「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」と変更となることから、町営バス古閑循環線の停留所の名称を変更するものです。

改正内容につきましては、身延町町営バス設置条例第7条第3項中「和紙の里」を「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」に改めるものです。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上、議案第3号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、概要説明を終わります。

続きまして、議案第4号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

条例に定める消防団員数を現状数に合わせるため身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等、概要ですが、平成25年に現定員数740人に改正して以来、2度の処遇改善を行うなど、消防団員確保に努めてきましたが少子高齢化、人口減少により団員数も減少してきました。入団者がいない中、消防団経験者が機能別団員として再入団し活動しているものの、正団員は減少しており、今後も増加を見込むことは困難な状況でございます。条例定数での町からの支出も多額であり経費削減も図られることから、団員定数を現団員数に変更する必要性が生じました。

ついては、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の定数「740人」を「640人」に改めるものです。

なお、条例定数変更につきましては、身延町消防委員会へ諮問し、現団員数に合わせること

が望ましいと答申を受けております。

改正内容につきましては、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条中「740人」を「640人」に改めるものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

以上、議案第4号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、概要説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第5号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第6号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、子育て支援課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

議案第5号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに提案理由を説明いたします。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景および内容を説明いたします。

身延町ひとり親家庭医療費助成事業は、条例第4条において所得制限を設けており、その基準として所得税法、民法などの各法令を引用した額となっております。

本議案につきましては、提案理由で申し上げました児童扶養手当法施行令の一部が改正となり、本条例第4条第1項第2号において引用している条項のずれに対応することによる改正となります。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

本改正の具体的な条文は、参考資料の新旧対照表3ページに記載しておりますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

提案理由を説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景について説明いたします。

1つ目としまして、栄養士法が改正されたことであります。これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けていることが受験の条件となっていました。法改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要になるため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されました。

2つ目として、子ども・子育て支援法の定める経過措置の期限が令和6年度末に到来するに当たり、必要な措置を講ずるため、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことによるものであります。

改正内容について、説明いたします。

改正条例第1条では、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正し、第2条で家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の改正を行うこととなります。

改正を行う2つの条例において、連携施設経過措置を延長するため、附則に改正を加えるとともに、「保育内容支援に係る連携施設」「代替保育に係る連携施設」運用に関する改正を加えることとなります。

なお、第2条の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例においては、文言を追加する改正を行い、背景で説明いたしました栄養士法の改正に対応するものであります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

本改正の具体的な条文は、参考資料の新旧対照表4ページから12ページに記載されておりますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

2議案につきまして、ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

- 日程第13 議案第7号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 身延町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 身延町デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

以上の7議案は、総務課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、議案第7号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第7号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和7年度から組織を改編するため、身延町行政組織条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、第1条（課の設置）では、新たな課として「施設整備課」を加えます。

第2条（分掌事務）では、福祉保健課に新たな事務として「峡南南部地域の医療体制に関すること」を加えます。また、表の最後に「施設整備課」を加え、担当する事務として（1）身延中学校旧校舎跡地利用に関すること。（2）身延町役場新庁舎建設に関すること。を規定いたします。

また、附則といたしまして、第1条において、施行期日を令和7年4月1日と規定いたします。

第2条においては、身延町議会委員会条例の改正を規定し、総務産業建設常任委員会の所管に、新たに設置する施設整備課を加えます。

続きまして、議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第8号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしまして、育児を行う職員の深夜勤務および時間外労働の制限に係る養育する子の範囲を、小学校就学の始期に達するまでに引き上げるため、条例第3条の3各項の改正を行います。

次に、不妊治療休暇を無休の休暇から有給休暇とするための改正を行います。このため、条例第11条中の不妊治療休暇を削除します。第16条第1項から第3項までを削除し、第17条中の不妊治療休暇を削除し、別表の末尾に、不妊治療休暇についての項目を加えます。

次に、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするための勤務環境の整備として、新たに第17条の2および第17条の3を加え、任命権者が講ずべき措置について定めます。

別表の11、子の看護休暇の取得範囲を「小学校就学の始期に達するまで」を「中学校就学の始期に達するまで」に拡大いたします。

附則において、施行期日を令和7年4月1日といたします。

議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第9号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告を鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしまして、改正条例第1条において、配偶者の扶養手当を「6,500円」から「3千円」に引き下げるとともに、子に係る扶養手当を「1万円」から「1万1,500円」に引き上げます。

通勤手当について、交通機関を利用する場合の上限額を15万円に引き上げ、特急料金等も上限額の範囲内で支給するように改正いたします。

管理職特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間を「午前0時」から「午後10時」に拡大いたします。

改正条例第2条において、配偶者の扶養手当に係る部分を削除し、子に係る扶養手当を1万3千円に引き上げます。

附則において、改正条例の施行期日を第1条に係る部分を令和7年4月1日から、第2条に係る部分を令和8年4月1日からと規定いたします。

続きまして、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第10号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告を鑑み、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、再任用職員に対し、住居手当の支給ができるようにするため、改正を行うものです。

このために、身延町職員給与条例附則第5条第7項中、第8条から第9条の3までを、第8条から第9条の2までに改めます。

施行期日といたしましては、附則において令和7年4月1日といたします。

次に、議案第１１号 身延町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

議案第１１号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令が公布されたことに伴い、身延町職員の旅費に関する条例、身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び身延町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、令和６年５月、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正され、宿泊費の上限付き実費支給など国家公務員の旅費制度の見直しが行われ、令和７年４月１日施行されることとなりました。

町職員の旅費の取り扱いについては、地方公務員法第２４条第４項の規定に基づき、国との権衡を図る観点から、国家公務員の取り扱いに準じることを基本としております。

また、旅行商品やその販売方法の多様化、宿泊料の変動など、社会情勢の変化に対応する必要があります。

このため、職員の旅費について改正を行うものであります。

内容といたしましては、身延町職員の旅費に関する条例の一部を改正します。

条例で定める定額と実勢価格との乖離を解消するために、宿泊費を定額支給から上限付きの実費支給といたします。

実態・運用に即した規定の整備を行います。

鉄道賃の特急料金は、距離規定を廃止して実態に応じ支給することといたします。

宿泊の実態に合わせた宿泊費を支給する必要があることから日当、食卓料および日額旅費を廃止いたします。

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための旅費である宿泊手当を新設いたします。

交通費および宿泊費がセットとなった、いわゆるパック旅行に要する費用である包括宿泊費を新設いたします。

その他、法律の改正に合わせた改正を行います。

職員の旅費条例の改正に合わせ「身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」および「身延町証人等の実費弁償に関する条例」の一部改正を行います。

なお、附則において、施行期日を令和７年４月１日といたします。

議案第１２号 身延町デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第１２号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日が令和７年４月１日と定められたため、身延町税条例、身延町個人番号の利用に関する条例及び身延町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、改正法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に条項ずれが生じるため、同法を引用している条例にそれぞれ所要の改正を加えるものでございます。

附則において、施行期日を令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第13号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、身延町情報公開条例、身延町職員給与条例、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、身延町行政不服審査会条例、身延町法務専門職員の任用等に関する条例、身延町個人情報保護法施行条例及び身延町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役および禁錮が拘禁刑に統一されることに伴い、改正法の施行期日までに、各条例中の懲役あるいは禁錮の字句を拘禁刑に改める必要が生じました。

現行の懲役は、道徳的に非難される犯罪に対する刑で、刑務作業が科されます。

禁錮は過失犯に対する刑で、作業義務はございません。

しかし、多くの受刑者が作業を申し出ており、実質的に差がない状況となっております。

次に、改正法の拘禁刑につきましては、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度の習得等、「社会復帰」を重視することとされております。

このため、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができることとされました。

次に、内容といたしまして、第1条において、身延町情報公開条例、第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第2条、身延町職員給与条例第17条の2第3号および第4号、ならびに第17条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

第3条、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

第4条、身延町行政不服審査会条例第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第5条、身延町法務専門職員の任用等に関する条例第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第6条、身延町個人情報保護法施行条例第16条および附則第3条第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第7条、身延町議会の個人情報の保護に関する条例第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

附則において、施行期日を令和7年6月1日といたします。

また、経過措置として、施行期日前後における刑罰の適用関係を明確にするため、経過措置を置きます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第20 議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定について

日程第21 議案第15号 身延町曙辺地総合整備計画の策定について

日程第22 議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定について

以上の3議案は、財政課所管の計画策定案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町大塩辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり。後ほど内容説明を申し上げます。

提案理由を申し上げます。

身延町大塩辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の総合整備計画書をご覧ください。

町が今後、辺地地域において公共的施設の整備を進めるにあたり、辺地対策事業債を活用していくために総合整備計画を策定するものです。

身延町大塩辺地総合整備計画の策定については、同地域内において交通通信施設、町道、林道を整備するものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5カ年で、事業につきましては総額で4,100万円を予定しております。

辺地対策事業債の予定額は3,600万円であります。

次に、議案第15号 身延町曙辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町曙辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり。後ほど内容説明を申し上げます。

提案理由を申し上げます。

身延町曙辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を得る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第15号 身延町曙辺地総合整備計画の策定について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の総合整備計画書をご覧ください。

町が今後、辺地地域において公共的施設の整備を進めるに当たり、辺地対策事業債を活用していくために総合整備計画を策定するものです。

身延町曙辺地総合整備計画の策定については、同地域内において、交通通信施設、町道および防災設備整備、耐震性貯水槽を整備するものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5カ年で、事業費につきましては総額で4,700万円を予定しております。

辺地対策事業債の予定額は4,100万円であります。

最後に、議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町横根中辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり。後ほど内容説明を申し上げます。

提案理由を申し上げます。

身延町横根中辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の総合整備計画書をご覧ください。

町が今後、辺地地域において公共的施設の整備を進めるに当たり、辺地対策事業債を活用していくために総合整備計画を策定するものです。

身延町横根中辺地総合整備計画の策定については、同地域内において交通通信施設、町道を整備するものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5カ年で、事業費につきましては総額で2,500万円を予定しております。

辺地対策事業債の予定額は2,500万円であります。

辺地総合整備計画の策定につきましては、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくこととなっておりますので、本定例会に上程させていただくものです。

以上、議案第14号から議案第16号までの提案理由、ならびに内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第23 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

議案第17号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

峡南広域行政組合の共同処理する事務を変更し、および同組合規約の変更については、地方

自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決を要します。

これがこの議案を提案する理由でございます。

背景といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律に、災害弔慰金および災害障害見舞金を支給する際は、支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする規定されております。

そこで、この審議会を峡南広域行政組合内に設置し、共同処理を行うため、峡南広域行政組合規約に所要の改正を行う必要が生じました。

内容といたしまして、峡南広域行政組合規約第3条第9号の次に、10号災害弔慰金の支給等に関する法律第18条における、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に関する事務を加えます。

なお、附則において、施行期日を令和7年4月1日といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第24 議案第18号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について

日程第25 議案第19号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

以上の2議案は、産業課所管の指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

産業課から議案第18号、それから議案第19号までを議案書を使用して説明させていただきます。

最初に、議案第18号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について、内容説明をいたします。

議案書をお開きください。

まず1番といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は身延町あけぼの大豆拠点施設でございます。

所在地については、記載のとおりでございます。

2番といたしまして、指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、団体の名称は一般社団法人あけぼの大豆拠点施設、主たる事務所の所在地については記載のとおりでございます。

代表者の氏名は代表理事 笠井祥一様です。

3番といたしまして、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。これは、指定管理者が指定管理とともに独自性のある自主事業を展開し、安定した施設経営を行うことができるようにとの考えによるものです。

提案理由につきましては、令和7年3月31日に指定管理者の指定期間が満了いたしますので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。

については、指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

今回上程いたします、この議案につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づきまして、令和6年10月3日から10月31日まで公募を行ったところ、申請期間内に1社から申請書の提出がありました。

条例第6条の規定により、町長からの諮問に対しまして、令和6年12月18日、本庁舎第1会議室におきまして指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者にふさわしい団体なのかを選定委員により慎重に審査され、答申をいただきました。

このような経過を踏まえ、今回、地方自治法の規定により議会の議決をしていただきたく上程するものであります。

この施設につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間は、あけぼの農園株式会社が指定管理を受託しておりましたが、このたび、この株式会社から新たに発足した一般社団法人あけぼの大豆拠点施設が受託することにより、業務の公益性の部分により、よりウエイトを置いた事業展開となっていくと考えております。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

次に、議案第19号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について、内容説明をいたします。

議案書をお開きいただきたいと思います。

1番といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所でございます。

所在地については、記載のとおりです。

2番といたしまして、指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、団体の名称は企業組合みのぶ地域振興Link300で、主たる事務所の所在地については記載のとおりです。

代表者の氏名は代表理事 赤池宏文様です。

3番といたしまして、指定の期間につきましては、議案第18号と同じく5年間でございます。

提案理由につきましても、議案第18号と同様でございます。

この施設につきましては、条例に基づきまして議案第18号と同様に公募を行ったところ、1社から申請書の提出がありました。

指定管理者選定委員会を開催し、慎重に審査され、答申をいただきました。

身延町下部農村文化公園につきましては、通称、道の駅しもべとして農林産物、特産品の直売、味噌作りの体験、また観光客の休息地、地域情報の発信および提供などの役割を担っており、令和4年度の施設のリニューアルにより、コワーキングスペース、キャンプ場等を併設し、より幅広い層の集客を図っております。

さらに、それぞれの施設の相乗効果と事業の効率化を図るため、継続して農産物加工施設である身延町市之瀬味噌加工所と合わせて管理するものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明とさせていただきます。

2議案のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第26 議案第20号 町道路線の認定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

議案第20号 町道路線の認定について、説明いたします。

議案説明書の議案第20号の部分をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

国道300号の改築に伴う道路区域の見直しにより、町道として認定する必要が生じました。

また、地域住民の利便性を維持する必要があるため、今後は身延町が維持管理するものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

提出いたします背景につきましては、平成22年に国道300号改築事業がスタートし、測量、調査、設計を経て、平成24年度から令和3年度に用地の買収。平成26年度から工事に入り、令和4年度に1期工事、中之倉バイパスが完成いたしました。町に移管する旧道の整備工事が令和7年3月に完成いたします。このため、道路区域を見直す必要が生じました。

内容について、ご説明いたします。

路線名は、町道中之倉線。

起点は、灯第一トンネルの入口の身延町大字中之倉字滝脇1498番地9。本栖湖側のトンネルの入口になります。

終点は、新中之倉橋交差点の身延町大字中之倉字間当305番地1地先。古関側の道路の分岐点になります。

延長が1,621.3メートル。

幅員が、路肩を含めまして7.8メートルから118.6メートル。

なお、認定後、県から引き渡し事務処理が完了次第、供用開始をいたします。

以上で、議案第20号の提案理由および内容説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第27 議案第21号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）

日程第28 議案第22号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第29 議案第23号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第30 議案第24号 令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、財政課所管の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第21号から議案第24号までの、令和6年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元のタブレット内にあります予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第21号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,865万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,885万3千円といたしました。

第2表 繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

第2表 繰越明許費補正により令和7年度への繰越明許事業を追加いたします。

追加する事業につきましては、2款総務費、1項総務管理費、西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業735万円は、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク道路標識設置事業について、標識製作に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

7項国土調査費、地籍調査事業3,288万2千円は、国の第1号補正予算により令和6年度に実施予定の相又第4調査区、岩欠第1調査区、飯富第2・飯富第3調査区等について、令和6年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、農業土木事業1,365万円は、県営事業の繰越に伴い、所要額を次年度へ繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁新設改良事業660万円は、道路橋梁新設改良事業について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

橋梁長寿命化事業1,032万円は、橋梁長寿命化事業について、資材の納入およびPCB処分量の確定に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

第3表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第3表 地方債補正により地方債の限度額を変更および廃止いたします。

2ページをお開きください。

変更について。

過疎対策事業債は6,460万円増額し、補正後の限度額を4億2,110万円といたしました。

緊急防災・減災事業債は910万円減額し、補正後の限度額を7,120万円といたしました。

廃止につきましては、臨時財政対策債1,290万円については、借り入れを行わなかったため、起債を廃止いたします。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款町税から10款地方特例交付金は、年度内の歳入見込み等に基づき予算額を増減いたしました。

11款地方交付税1億1,344万円の増額は、令和6年度について普通交付税が12月に追加配分され、3月補正で増額計上いたしました。

3ページをお開きください。

15款国庫支出金8,937万1千円の減額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み、予算額を増減いたしました。

16款県支出金674万円の減額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み予

算額を増減し、特に2項県補助金のうち総務費県補助金、地籍調査費補助金2、382万円の増額は、国の第1号補正予算により増額し、令和7年度への繰越明許事業の財源であります。

17款財産収入364万9千円の増額は、公用車および旧身延中学校備品売払収入を見込み、予算額を増額いたしました。

18款寄附金1、736万8千円の増額は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みによる増額であります。

19款繰入金3億1、650万5千円の減額は、財政調整基金および、まちづくり振興基金等の特定目的基金繰入金は、財源充当された歳出予算の決算を見込み、増減いたしました。

22款町債4、260万円を増額いたしました。町債の増減については、「第3表 地方債補正」で説明したとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

歳出の補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものであります。

2款総務費では、1項11目デジタル田園都市国家構想事業費1、663万5千円の減額、13目低所得者支援及び定額減税補足給付金費2、797万9千円の減額については、各種事業の実績による減額であります。

7項国土調査費3、288万2千円の増額は、国の第1号補正予算により、令和6年度に実施予定の相又第4調査区、岩欠第1調査区、飯富第2・飯富第3調査区等について、令和6年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものでございます。

5ページをお開きください。

3款民生費では、1項4目高齢者福祉費1、788万円の減額および7目障害福祉費2、235万3千円の減額については、養護老人ホーム入所者措置費、重度心身障害者医療費助成、自立支援医療給付費および障害児通所支援給付費等の実績見込みによる減額であります。

2項7目特定教育・保育施設費1、019万円の減額は、民間保育所途中入園児数の減少による減額でございます。

4款衛生費では、1項2目予防費1、446万円の減額は、新型コロナワクチン接種事業の過年度還付金等による増減でございます。

3項水道総務費5千万円の増額については、水道事業公営企業会計補助金の増額でございます。

6ページをお開きください。

8款土木費では、1項1目土木総務費846万円の増額は、急傾斜地崩落対策事業負担金による増額でございます。

4項1目都市計画総務費1、161万7千円および5項1目住宅管理費730万円の減額については、事業の実績による委託料および負担金、補助及び交付金の減額であります。

6項1目下水道総務費1、043万7千円の増額は、下水道事業公営企業会計補助金の増額でございます。

10款教育費では、1項2目事務局費6、267万円の減額は、スクールバス運行業務等の実績による減額になります。

7ページをお開きください。

5項5目和紙の里費160万円の減額は、和紙の里事業の実績による減額であります。

13款諸支出金では、1項基金費1,110万円を増額いたします。

基金積立については、利子分等の積み立てを行います。

8ページをお開きください。

議案第22号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,187万6千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和6年度の決算を見込み、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積立予算といたしました。

10ページをお開きください。

議案第23号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ605万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,359万4千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和6年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算といたしました。

11ページをお開きください。

議案第24号 令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316万9千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和6年度の恩賜県有財産内主産物売払いに係る部分林収入を見込み、仙王外五山恩賜林保護財産区の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積立予算といたしました。

以上で、議案第21号から議案第24号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(上田孝二君)

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第31 議案第25号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第32 議案第26号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算(第5号)

以上の2議案は、上下水道課所管の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長(内藤哲也君)

議案第25号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町水道事業会計予算、第3条、本文に「なお、営業費用、総係費、委託料867万6千円の財源に充てるため、企業債100万円を借り入れる」を追加するものであります。

今年度、公営企業会計支援業務委託の財源に充てるため、公営企業債を収入として予定しておりますが、支援業務委託は資産の対価には当たらないため、水道事業を収益にすることがで

きないことから、本文に、なお書きで補足するものとなります。

次に予算、第2条に定めた収益的収入の予定額を、第1款水道事業収益6億1,912万7千円を2,466万8千円増額し、6億4,379万5千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第1項営業収益の詳細につきましては、1目給水収益の水道料金を3月の調定が翌月にならないとできないため、令和6年度分の収益が見込めないことや人口減少に伴い料金収入も減っていることから2,602万円を減額いたしました。

第2項営業外収益の詳細につきましては、2目他会計補助金、公債費の基準外繰入金が当初の見込みより不足したため、5千万円の増額をいたします。

3ページにお戻りください。

次に予算、第2条に定めた収益的支出の予定額を、第1款水道事業費用6億4,391万3千円を26万5千円減額し、6億4,364万8千円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、1目原水及び浄水費の光熱水費を原水及び浄水関連の水道施設の電気料が当初予算の見込みより不足したため、224万8千円を増額いたします。

また、2目配水及び給水費の光熱水費の配水及び給水関連の水道施設の電気料が当初予算の見込みより不足したため、148万1千円の増額および材料費の購入単価が当初予定単価を下回ったことにより、120万円を減額いたします。

また、9目総係費、14節委託料の公営企業会計支援業務委託料が科目誤りのため、資本的支出固定資産購入費から移行したため、105万6千円増額となります。

3ページにお戻りください。

次に第3条、予算、第4条、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億6,136万3千円」を「1億5,014万5千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億3,836万2千円」を「1億2,714万4千円」に改めるものとなります。

次に予算、第3条に定めた資本的収入の予定額を、第1款資本的収入1億5,861万4千円を146万2千円増額し、1億6,007万6千円に補正するものです。

9ページをご覧ください。

第1項企業債の詳細につきましては、1目企業債および9目その他の企業債を収入見込みがないため、それぞれ100万円減額いたしました。

第4項負担金等の詳細につきましては、1目工事負担金を山梨県峡南農務事務所発注の集落道改良舗装工事に伴う水道管移設補償192万2千円および、新規加入者が増加したことによる水道加入金154万円を増額します。

3ページにお戻りください。

次に予算、第3条に定めた資本的支出の予定額を、第1款資本的支出3億1,997万7千円を975万6千円減額し、3億1,022万1千円に補正するものです。

10ページをご覧ください。

第1項建設改良費の詳細につきましては、2目施設費を矢細工地内給排水施設撤去工事が地元との協議の結果、執行しなくなったため、およびその他の工事の入札差金により600万円減額するものとなります。

次に、9目固定資産購入費、公営企業会計支援業務委託料は、科目誤りのため105万6千

円の減額をするものです。

3ページにお戻りください。

次に第4条、予算、第8条で定めた職員給与費の9, 668万2千円を660万円減額し、9, 008万2千円に改めます。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第26号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町下水道事業会計予算、第3条、本文に「なお、営業費用、総係費、委託料217万6千円の財源に充てるため、企業債100万円を借り入れる」を追加するものとなります。

今年度、公営企業会計支援業務委託の財源に充てるため、公営企業債を収入として予定しておりましたが、支援事業委託は資産の対価に当たらないため、下水道事業収益にすることができないことから、本文のあとに、なお書きで補足するものとなります。

次に、令和6年度身延町下水道事業会計予算、第2条に定めた収益的収入の予定額を、第1款下水道事業収益4億8, 733万1千円を186万円増額し、4億8, 919万1千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第1項営業収益の詳細につきましては、1目下水道使用料を3月の調定が翌月にならないとできないため、令和6年度分の収益が見込めないことや人口減少に伴い使用料収入も減っていることから、857万7千円を減額いたしました。

第2項営業外収益の詳細につきましては、2目他会計補助金、公債費の基準外繰入金が当初の見込みより不足したため、1, 043万7千円を増額いたしました。

3ページにお戻りください。

次に第2条、収益的支出の予定額を、第1款下水道事業費用4億8, 490万7千円を244万4千円減額し、4億8, 246万3千円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、1目管渠費の工事請負費が公共柵設置工事の申請がないため、150万円減額いたします。

また、3目処理場費の修繕費を処理場内の機械電気、機器類の故障が少なかったため、200万円を減額いたします。

また、9目総係費の14節委託料、公営企業会計支援業務委託料が科目誤りのため、資本的支出固定資産購入費から移行したため、105万6千円の増額となります。

3ページにお戻りください。

次に第3条、予算、第4条、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億3, 235万1千円」を「1億3, 264万9千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億2, 701万3千円」を「1億2, 695万7千円」に改めるものです。

次に予算、第3条に定めた資本的収入の予定額を第1款資本的収入1億4, 457万3千円を100万円減額し、1億4, 357万3千円に補正するものです。

9ページをご覧ください。

第1項企業債の詳細につきましては、9目その他企業債を収入の見込みがないため100万円減額いたします。

第2項出資金の詳細につきましては、1目出資金が科目誤りのため、4,011万9千円を減額して、6項1目他会計補助金を増額いたします。

3ページにお戻りください。

次に予算、第3条に定めた資本的支出の予定額を、第1款資本的支出2億7,727万8千円を105万6千円減額し、2億7,622万2千円に補正するものです。

10ページをご覧ください。

第1項建設改良費の詳細につきましては、9目固定資産購入費、公営企業会計支援業務委託料は、科目誤りのため105万6千円の減額をするものとなります。

以上で、議案第25号および議案第26号の内容説明を終わります。

よろしくご審議をくださいますよう、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時27分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第33	議案第27号	令和7年度身延町一般会計予算
日程第34	議案第28号	令和7年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第29号	令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第30号	令和7年度身延町介護保険特別会計予算
日程第37	議案第31号	令和7年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第38	議案第32号	令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第39	議案第33号	令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第34号	令和7年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第35号	令和7年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第36号	令和7年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第43	議案第37号	令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第44	議案第38号	令和7年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第45	議案第39号	令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第46	議案第40号	令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第47	議案第41号	令和7年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第48	議案第42号	令和7年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第４９ 議案第４３号 令和７年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第５０ 議案第４４号 令和７年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の１８議案は、一般会計および特別会計の当初予算案でありますので、一括して議題とします。

なお、議案第３３号から議案第４４号までは、財産区の予算案となりますので、定例会資料１２ページのとおり、内容説明は省略します。

それでは、議案第２７号から議案第３２号までについて、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第２７号から議案第３２号までの、令和７年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元のタブレット等にあります予算概要書により説明させていただきます。

概要書の１ページをご覧ください。

議案第２７号 令和７年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９２億８，１００万円といたしました。

第２表 継続費について、ご説明します。

地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額および年割額を次のとおりといたしました。

２款１項総務管理費、第三次身延町総合計画他各種計画策定事業を令和７年度から令和８年度までの継続費といたします。

事業費総額は２，１４６万円となり、年割額は令和７年度９３１万１千円、令和８年度１，２１４万９千円であります。

８款５項住宅費、相又団地外装改修事業を令和７年度から令和８年度までの継続費といたします。

事業費総額は１億４，９１４万９千円となり、年割額は令和７年度８，９４９万円、令和８年度５，９６５万９千円であります。

第３表 地方債について、ご説明いたします。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

旧合併特例事業債３億６００万円。令和２年度起債借り換えのため。

過疎対策事業債２億３，９３０万円。

２ページをお開きください。

辺地対策事業債５，３１０万円。

緊急自然災害防止対策事業債２，０２０万円。

緊急防災・減災事業債２，９９０万円。

公共事業等債１，０３０万円。

脱炭素化推進事業債９３０万円。

以上、令和７年度地方債の限度額総額は６億６，８１０万円となり、各起債目的についての充当事業は、概要書に記載してあるとおりであります。

歳入予算について、ご説明いたします。

1 款町税、町税全体で前年度に対して3.2%の増、12億9,716万円を見込みました。
個人町民税については、定額減税の終了により、前年度から4,748万7千円増額し、法人町民税については、製造業および運輸業において、コロナ前の業績に戻る傾向にあるため、前年度から600万円の増額といたしました。

固定資産税については、土地は評価額減少に伴い減額。家屋は軽減税額の減少に伴い増額。償却資産は減価償却に伴い減額。前年度から1,600万円の減額といたしました。

また、町たばこ税および入湯税は、前年度の決算見込みに伴い増額といたしました。

2 款地方譲与税から12 款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。特に、本町の主要な一般財源として、11 款地方交付税は41億円を計上いたしました。

地方交付税については、景気回復を見込んだ国の当初予算案を基に県による試算が行われ、本町においても交付税総額が少しではあるが、昨年度を上回ることが見込まれます。

3 ページをお開きください。

13 款分担金及び負担金は、児童福祉・社会福祉サービス等の利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

14 款使用料及び手数料は、各公共施設使用料ならびに窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

15 款国庫支出金のうち、国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上いたしました。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,971万9千円は高齢者生活支援給付金事業費ならびに住宅管理事業費に、低所得者支援及び定額減税補足給付金事務費及び事業費補助金1,909万3千円は低所得者支援及び定額減税補足給付金費に、社会資本整備総合交付金4,100万4千円は都市計画総務費および住宅管理費に、道路メンテナンス事業費補助金2,666万円は橋梁長寿命化事業費に、地方創生道整備推進交付金1,500万円は道路橋梁新設改良事業に充当いたします。

16 款県支出金のうち、県補助金は国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。

主な補助金の内容は、概要書に記載してあるとおりでございます。

4 ページをお開きください。

19 款繰入金10億9,307万2千円は、各基金から使途に応じて繰入の所要額を計上いたしました。

なお、各基金の充当事業については、概要書に記載してあるとおりであります。

22 款町債、町債全体で6億6,810万円を計上いたしました。

町債充当事業等につきましては、「第3表 地方債」で説明したとおりでございます。

5 ページをお開きください。

歳出予算について、ご説明いたします。

1 款議会費8,923万8千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2 款総務費に21億8,517万8千円を計上いたしました。

1 項総務管理費16億7,148万2千円のうち、一般管理費は、主に特別職を含む人件費等の職員管理費や峡南広域行政組合運営負担金、ならびに法制事務、文書管理および情報公開・個人情報保護制度に係る所要額を計上いたしました。

バス運行対策費は、デマンドバス運営負担金や町営バス運行経費などの地域公共交通に係る所要額1億65万4千円を計上いたしました。

デジタル田園都市国家構想事業費は、総額2億5,378万9千円とし、起業支援及び新規事業所誘致事業、農業振興による6次産業化事業、観光資源の魅力アップ事業、地場産業の活性化とPR強化推進事業、人財育成事業、地域おこし協力隊事業、移住・定住の促進事業、結婚・出産支援事業、子育て世代支援事業、教育環境の質的向上事業、安心安全に暮らせる環境づくり推進事業、情報提供充実事業に係る所要額を計上し、特に、子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともに、あけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化事業など、身延町の魅力を町外に発信することを充実させた予算といたしました。

6ページをお開きください。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費は、高齢者生活支援給付金事業に係る所要額を計上いたしました。

4項選挙費4,234万5千円のうち、町議会議員選挙費及び参議院議員選挙費は、選挙執行経費4,134万9千円を計上いたしました。

3款民生費に21億2,545万5千円を計上いたしました。

1項社会福祉費15億9,102万3千円のうち、社会福祉総務費は、民生委員活動費や社会福祉協議会補助金など町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、また、高齢者福祉費は、高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

7ページをお開きください。

障害福祉費は、障害児や障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2項児童福祉費5億3,443万1千円のうち、児童福祉費は、子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上し、特に子育て支援医療費助成として、18歳までの医療費無料化やひとり親家庭への医療費助成などの扶助費として2,660万6千円を計上し、児童措置費は児童手当支給関係経費として9,554万円を計上いたしました。

児童保育費は、町内学童保育室の運営経費として4,015万8千円を計上し、児童館費は運営経費として1,244万2千円を計上いたしました。

4款衛生費に12億2,574万7千円を計上いたしました。

1項保健衛生費6億3,453万1千円のうち、予防費は生活習慣病や、がん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう特定健康診査等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るため、高齢者予防接種や飯富病院への負担金を計上いたしました。

8ページをお開きください。

環境衛生費は、一般家庭ごみ収集運搬業務委託費、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、生ごみ処理機購入費補助金や新エネルギー等利用促進に向け、太陽光発電システム設置費補助金等の所要額を計上いたしました。

2項清掃費2億1,943万円の計上は、峡南衛生組合負担金1億9,995万5千円、な

らびに山梨西部広域環境組合負担金1, 947万5千円を計上するものです。

3項水道総務費3億7, 178万6千円については、小規模水道運営費を計上するとともに、水道事業公営企業会計への繰出金を計上いたしました。

6款農林水産業費に2億8, 041万5千円を計上いたしました。

1項農業費1億9, 707万4千円のうち、農業振興費は、優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上し、また、指定管理による「ゆばの里」「大島農林産物直売所」「下部農村文化公園」「市之瀬味噌加工所」「味噌加工施設」「あけぼの大豆拠点施設」の農業振興施設関係経費を計上いたしました。

2項林業費8, 334万1千円のうち、林業振興費は、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲、ならびに猟友会活動経費を計上し、森林環境譲与税による事業として、ナラ枯れ被害対策事業費等1, 956万6千円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

7款商工費に1億2, 792万円を計上いたしました。

1項商工費2, 334万3千円のうち、商工振興費は町内商工業の振興を図るため、身延町商工会の経営改善普及事業、ならびに地域総合振興事業に対する補助金を計上するとともに、消費者対策事業費の関係所要額を計上いたしました。

2項観光費1億457万7千円のうち、観光費は町内観光の振興を図るため、下部観光協会事業、ならびに身延山観光協会事業に対する補助金や、身延山万灯行列等の地域活性化イベントの補助に係る所要額を計上するとともに、ノベルティー作成等の観光宣伝事業費を計上いたしました。

8款土木費に7億7, 991万3千円を計上いたしました。

2項道路橋梁費2億2, 915万円のうち、道路橋梁新設改良費7, 245万6千円は、町道塩之沢椿線外道路改良、町道坂本線外道路舗装、町道桜清水遊亀橋線外道路改良工事費を計上し、道路メンテナンス事業費6, 296万5千円は、橋梁長寿命化事業に取り組み、工事請負費として前橋橋梁修繕、西島洞門修繕工事費を計上いたしました。

10ページをお開きください。

5項住宅費1億9, 544万1千円のうち、住宅管理費は、町営住宅の14団地および町有住宅 相又団地の1団地を維持管理する所要額を計上し、特に令和7年、8年度継続費において、町有相又団地外装改修工事費を計上し、梅平団地解体工事の所要額を計上いたしました。

6項下水道費2億1, 991万8千円については、下水道事業公営企業会計への繰出金を計上いたしました。

9款消防費に3億4, 914万7千円を計上いたしました。

1項消防費1億6, 153万6千円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬および出動手当、分団運営交付金、各分団詰所等の維持管理費を計上し、身延第4分団第5部（和田）詰所新築工事費に2, 453万円を計上いたしました。

また、消防施設費は、軽消防積載車1台および可搬式消防ポンプ5台を整備する所要額を計上いたしました。

3項防災費1億8, 736万4千円については、大規模災害の発生に備え、災害用備蓄品等購入に係る所要額および防災行政無線整備工事、ならびに防災無線整備の維持管理費の計上でございます。

10 款教育費に10 億3, 159 万7 千円を計上いたしました。

1 項教育総務費2 億3, 892 万円のうち、事務局費は、通学対策としてスクールバスおよびスクールタクシーの運行業務委託費、児童生徒の学力向上を目的とした向学館の開設経費、イングリッシュキャンプ事業費、芸術鑑賞補助金等の所要額を計上いたしました。

11 ページをお開きください。

2 項小学校費1 億4, 056 万3 千円のうち、教育振興費は、各小学校における各種教育指導のための講師招へい費や学校図書、ならびに教材備品購入費等の所要額を計上し、また、各小学校ICT 支援員業務やプログラミング教育補助業務等の所要額を計上いたしました。

3 校中学校費6, 779 万6 千円のうち、教育振興費は、各種教育指導のための講師招へい費および選手派遣、学校行事に対する補助や、学校図書購入費等の所要額を計上し、また、中学校ICT 支援員業務やプログラミング教育補助業務等の所要額を計上いたしました。

12 ページをお開きください。

5 項文化振興費1 億6, 617 万4 千円のうち、総合文化会館費は、施設の維持管理費および自主事業に係る所要額を計上し、特に総合文化会館外装改修設計業務委託費として1, 045 万円を計上いたしました。

6 項保健体育費1 億5, 956 万4 千円のうち、体育施設費は、町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、グラウンドゴルフ場等の維持管理に係る所要額を計上し、特に旧身延北小学校体育館解体工事、ならびに大河内体育館のアスベスト調査業務委託料に係る所要額として、5, 211 万9 千円を計上いたしました。

7 項学校給食費1 億943 万8 千円については、食育を推進し、町内小中学校児童生徒へ給食を提供するための所要額、ならびに施設の維持管理費を計上いたしました。

13 ページをお開きください。

12 款公債費に10 億5, 609 万4 千円の計上は、長期借入金償還元金利子および一時借入金利子の計上であります。

13 款諸支出金に1, 791 万円を計上いたしました。

1 項基金費については、財政調整基金外18 基金の元金および利子を積み立てる所要額を計上いたしました。

議案第28 号 令和7 年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15 億1, 409 万4 千円といたしました。

県が保険者となり財政運営の主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険税の賦課・徴収および保健事業に係る歳入歳出予算を計上し、特に国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

議案第29 号 令和7 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5 億1, 903 万8 千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

14 ページをお開きください。

議案第30 号 令和7 年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21 億4, 787 万4 千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第9 期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健

全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

議案第31号 令和7年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,339万5千円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算といたしました。

議案第32号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ993万6千円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で、議案第27号から議案第32号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

もうすぐ12時になりますが、引き続き本会議をいたします。

日程第51 議案第45号 令和7年度身延町水道事業会計予算

日程第52 議案第46号 令和7年度身延町下水道事業会計予算

以上の2議案は、上下水道課所管の当初予算でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

議案第45号 令和7年度身延町水道事業会計予算につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条の業務量は、給水戸数5,965戸、年間配水量216万3,160立方メートル、1日最大配水量6,842立方メートルを予定し、主な建設改良事業として町単独事業6,270万9千円を計画します。

第3条、収益勘定の収入額6億1,308万8千円に、支出総額を6億1,308万5千円とし、第4条の資本勘定の収入額を1億8,506万9千円、支出額を3億1,961万1千円とします。

また、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額の1億3,454万2千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

4ページをご覧ください。

第5条の企業債は、水道事業債の限度額を3,100万円、過疎対策事業債を3,100万円、公営企業適用債を150万円とします。

第6条の一時借入金の限度額は2億円とします。

第7条および第8条は、表記のとおりでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を2億2,504万1千円とします。

第10条は、表記のとおりでございます。

続きまして、議案第46号 令和7年度身延町下水道事業会計予算につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条の業務予定量は処理人口5,341人、年間処理水量51万7,379立方メートル、1日平均処理水量1,570立方メートルを予定し、主な建設改良事業として社会資本整備事業交付金事業6,108万5千円を計上します。

第3条の収益勘定の収入額を5億37万3千円に、支出額を4億9,585万6千円とし、第4条の資本勘定の収入額を7,639万3千円、支出額を2億343万1千円とします。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額の1億2,703万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額603万3千円、損益勘定留保資金1億2,100万5千円で補てんいたします。

4ページをご覧ください。

第5条の継続費の総額を1億4,640万円、年割額を令和6年度1億250万8千円、令和7年度4,389万2千円とします。

第6条の企業債は、下水道事業債の限度額を3,040万円、公営企業会計適用債を150万円とします。

5ページをご覧ください。

第7条の一時借入金の限度額は2億5千万円とします。

第8条および第9条は、表記のとおりでございます。

第10条、他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を6,645万1千円とします。

以上で、議案第45号および議案第46号の内容説明を終わります。

よろしくご審議をくださいますよう、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第53 議案第47号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

それでは、議案第47号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について、説明させていただきます。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明します。

峡南地域教育支援センター共同設置規約を変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係普通地方公共団体と協議を行うに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが本案を提出する理由であります。

背景等について、説明します。

市川三郷町、早川町、身延町および富士川町の4町で共同設置している峡南地域教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行っています。

市川三郷町にある三珠教室が、教室のある三珠総合福祉センターの用途廃止に伴い、町営国民健康保険診療所に隣接する旧医師住宅の建物に移転するため、規約中の所在地を改めるものであります。

内容について説明します。

所在地を定めた規約第4条第1号中「上野2714番地2 三珠総合福祉センター内」を「上野2731番地1」に改めるものです。

施行期日については、令和7年4月1日から施行します。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第54 同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第55 同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

以上の2議案は、財産区管理委員の人事案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員氏名を読み上げたいと思います。敬称については、略させていただきます。

赤池一博、赤池明、赤池弘行、赤池常雄、小林好基、内藤三男、今福益行。

以上7名であります。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由を申し上げます。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員

氏名を読み上げたいと思います。敬称については、略させていただきます。

馬場徳之、佐野和道、小林喜隆、小林忠弘、小林仁、渡邊寛、望月宣仁。

以上7名であります。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

提案理由を申し上げます。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、同意第1号から同意第2号までの説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第56 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

まず、提案理由を申し上げます。

令和7年9月30日に委員の任期が満了するので、その後任委員の候補者を推薦する必要性が生じました。

つきましては、その後任委員の候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、下部地区の春澤政志委員の任期が令和7年9月30日に満了となるため、新たに委員を推薦する必要がございます。

委員の推薦については、「人権擁護委員法」第6条第3項に、「委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から、議会の意見を聞いて候補者を推薦する。」と規定されております。

内容といたしまして、新たに推薦しようとする方は、赤池常雄氏。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

赤池氏につきましては、山梨県警において、昭和50年から47年の長きにわたり、交通機動隊、高速道路交通警察隊として、交通取り締まりや警護に携わり、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期は令和7年10月1日から令和10年3月30日まででございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

どうぞ。

○総務課長（大村隆君）

すみません、訂正をお願いいたします。

先ほどの新しい委員の任期につきまして、令和7年10月1日から令和10年3月30日と申し上げましたが、終了が令和10年9月30日まででございます。

訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第57 発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第58 発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

以上2議案は、議会運営委員会からの提出案件でありますので、一括して議題とします。

議会運営委員長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

それでは、発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての説明をします。

提案理由につきましては、人口減少が進む中、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す一方、情報化等の進展により社会環境は大きく変化している状況等を勘案し、更なる議会改革の一環として、全国および県内の町村議会の状況を鑑みて、議会が率先して議員の定数を削減することにより、効率的で、より効果的な議会運営を図るため、議員の定数を現行の「14人」から「12人」に改正する。

これがこの議案を提出する理由です。

内容は、議員定数を「14人」から「12人」に改めるということです。

次に発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明します。

提案理由は、発委第1号による身延町議会議員の定数を現行の「14人」から「12人」に改正するにあたり、委員会条例についても各常任委員会の委員の定数を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由です。

内容につきましては、3つの常任委員会、総務産業建設常任委員会、現行「7人」を「6人」。教育厚生常任委員会も「7人」を「6人」。そして予算決算常任委員会「14人」を「12人」に改めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（上田孝二君）

以上で、広島委員長からの提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第59 発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案を議題とします。

提出者から提案理由ならびに内容説明を求めます。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

発議第1号

令和7年3月3日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 渡辺文子

賛成者

身延町議会議員 伊藤達美

身延町議会議員 広島法明

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

女性差別撤廃条約は1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准した。その後、条約の実効性を担保するために、1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。選択議定書に批准すれば、条約上の権利を侵害されたにもかかわらず、国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能となるが、日本はまだこの選択議定書に批准していない。このため、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く求める」旨の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由である。

以上です。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者からの提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度、同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑になった場合には、ご発言の際、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料9ページの議案のとおり、常任委員会付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみにとどめてください。

また、定例会資料10ページおよび11ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、報告第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第1号から議案第13号までの13議案について、条例案のため一括して質疑を

行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号までの13議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号から議案第13号までの質疑を終わります。

次に、議案第14号から議案第16号までの3議案について、辺地計画策定の案件のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第16号までの3議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号から議案第16号までの質疑を終わります。

次に、議案第17号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号および議案第19号の2議案については、指定管理者の指定案のため、一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号および議案第19号の2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号および議案第19号までの質疑を終わります。

次に、議案第20号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号から議案第26号までの6議案については、補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第26号までの6議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号から議案第26号までの質疑を終わります。

次に、議案第27号から議案第46号までの20議案については、当初予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第46号までの20議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第27号から議案第46号までの質疑を終わります。

次に、議案第47号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第47号の質疑を終わります。

次に、同意第1号および同意第2号ならびに諮問第1号の3議案については、人事案件であるため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号および同意第2号ならびに諮問第1号の3議案については、質疑を省略します。

次に、発委第1号および発委第2号ならびに発議第1号の3議案については、議会運営委員会および議員発議案件のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号および発委第2号ならびに発議第1号の3議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号および発委第2号ならびに発議第1号の質疑を終わります。

それでは、お諮りします。

定例会資料9ページの委員会付託議案表のとおり、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号から議案第11号まで、議案第14号から議案第16号まで、議案第18号から議案第23号まで、議案第25号から議案第32号まで、および議案第45号ならびに議案第46号の計27議案を常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料10ページおよび11ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第1号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第12号、議案第13号、議案第17号、議案第24号、議案第33号から議案第44号まで、議案第47号、同意第1号、同意第2号、諮問第1号、発委第1号および発委第2号、ならびに発議第1号の計27議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会の付託を省略します。

お諮りします。

議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について、同組合から定例会初日の採択をしてほしい旨の依頼があり、過日の議会運営委員会で、この取り扱いについて協議をいたしました結果、本日採決を執り行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、本日採決を行うことに決定しました。

それでは、議案第17号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますのでよろしくお願いします。

また、今回、12時をだいぶ過ぎてしまいましたが、執行部の皆さま方にはご協力をいただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、本日は、これもちまして本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後12時33分

令和 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

令和7年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和7年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企画政策課長	幡野 弘
財 政 課 長		佐野 美秀	交通防災課長	天野 芳英
税 務 課 長		中山 耕史	町民課長	伊藤 剛
福祉保健課長		深沢 泉	観光課長	高野 修
子育て支援課長		遠藤 仁	産業課長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土地対策課長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		内藤 哲也	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長		笠井 健一	学校教育課長	望月 俊也
施設整備課長		佐野 彰	生涯学習課長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまより提出をいたしました質問通告書に従いまして、3項目、9つの質問を行います。

まず最初、1番目であります。縮小社会に対応した事業の進め方についてであります。

縮小社会という言葉でございますが、これは人口構造の変化による社会経済状況全体の縮小を示す概念でございます。15歳から65歳、生産年齢人口の減少により労働力の不足、さらには労働力の不足からくる国内需要の減少による経済規模の縮小、経済循環の縮小、様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念をされるところでございます。

そこで、社会経済状況につきましては、これはご存じのとおり大きく変化をしてくれております。ただいまの状況の中で、少子高齢化に伴う人口減少はさらに進むわけでありまして、国立社会保障人口問題研究所の推測によりますと、身延町は、2040年、15年先、約6千人の人口になるだろうということでありまして、当然、人口構造の変化によりまして、社会経済状況全体が縮小する世の中に突入したと理解してよろしいかと思います。

このため、こういうことから、自治体の事業も時代の変化に対応したものに進化をしていかなければ生き残れないのではないかと常々考えております。

しかしながら、町の事業を見ると、その事業にもよりますけれども、合併当初から変わらない事業もあることは事実でございます。こういうことでは、なかなか社会の変化に対応できずに、事業の成果も当初の想定した成果が期待できないのではないかと危惧するわけでありまして、併せて経費の無駄遣いになりかねないとも考えるものでございます。

毎年の予算が有効に支出しているかどうか検証し、現状に見合った施策、事業がどうあるべきか、考えるべき時であります。

当面、自治体事業につきましては、縮小社会にあることを前提に、私は経済合理性の観点から事業の在り方を考察していくべきであると考えます。

しかしながら、これは最終的には社会福祉の理念、あるいは首長の政治的な判断によるところであることは言うまでもございません。

縮小社会に適合した変革を不断にしていかなないと、サステナブルな持続性は必ずしも担保されなくなるわけでございまして、このことは町政全般に及ぶことだと認識をすべきであります。

現状に満足せず、常に将来に向けて問題意識を持ち、その解決策を探求する姿勢が極めて大切であります。そのためにも、職員の全庁的な「しごと改革」が求められると常々考えております。今後、このための、かかる「しごと改革」について、行政改革の中でどのように反映をさせて取り組んで推進していくのか、まず伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町の将来を考えたときに、議員ご指摘のように縮小社会において、町の財政規模の縮小や職員数の減少は避けられないものと思います。

一方で、多様化・複雑化する住民ニーズの対応と、職員のワークライフバランスの実現といった課題がございます。

限られた予算・限られた職員で、これらの相反する課題に対応するためには、行政の無駄を排除し、事業の選択と集中による行政のスリム化に取り組むとともに、仕事のやり方や仕組みを変えるなどして、効率性を高めていくことが必要です。

職員一人ひとりが常に問題意識をもって職務に取り組むことと、業務の効率化を図る観点からもDXを推進することが重要であると考えます。

そのため、行政経営と効率化のための研修や、自治体DX研修・電子ツールの活用法などの研修へ職員が積極的に参加するよう働きかけるとともに、先進的な自治体の取り組みについて、調査研究が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

こういう、今のお答えでございますけれども、模範的な答えであろうかと思っておりますけれども、より具体的なやる気を、そして将来に向けて、身延町がどうあるべきか考える、そういう職員の育成、これがぜひとも必要ではないかと考えますので、併せてご尽力されるようお願いをしておきます。

次に、2つ目の質問でございしますが、縮小社会におけるデジタル化でございます。

これは否応なしにやってくるわけでございまして、もうすでにいろいろな部門でデジタル化は現実的な問題として進展してきておりますけれども、職員の全構成員はデジタル化社会の到来を見越して、不断に新たな能力開発のため知識やスキルを学ぶことが不可欠でございます。

リスクリングを含めた職員研修の現状と、これからの職員研修の在り方について、併せてお問い合わせをいたします。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

自治体におけるDXの目標は一般的に、デジタルやデータを活用して仕事のやり方を変え、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく。などと言われております。

DXはあくまでも手段であり、目的ではありませんが、限られた職員で質の高い行政サービスを持続可能な形で提供するためには、DXの推進が必要不可欠です。

しかし一方で、DX化に対応できない町民の方がいらっしゃることも事実でございます。

町ではこれまでに、職員に向けての事務の効率化においては、差出郵便の料金計算を手作業で行っていたものを、郵便料金計器を導入し作業時間の大幅な短縮を行いました。また、タイムカードを廃止し、勤怠管理システムを導入し時間外手当の手作業による計算を自動化し、業務の効率化に取り組みました。

しかし、まだまだ取り組みは始まったばかりです。また、これらの取り組みは、業務の効率化という、職員に向けた取り組みであります。これからは、住民の利便性の向上のためのDXの活用が必要であると考えておりますが、住民の皆さまのスキルアップが必要であるとも考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

具体的に、今、いろいろなデジタル化のための作業等についてお話をされましたけれども、もっと、役場全体の仕事についての取り組み、いろいろあろうかと思っておりますけれども、簡単にはいかない、国の施策等も含めて、なかなか難しい局面がある。それぞれの、またソフトによっても違ってくるだろうと思っておりますけれども、やはりまず第一には、先ほど述べられたように、住民本位のデジタル化を今後ますます進めていただいて、縮小社会における行政の在り方を真剣にお考えをいただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問に移ります。空き家の解消と空き家バンクのさらなる活用についてでございます。

直近の町内の空き家に関する数値は公表されておられません。町独自の空き家の総数、あるいは空き家率の調査は行っていないということでございます。ただし、平成30年6月定例会における私の質問で、町内の空き家は1,939件、平成27年の町の実態調査ということでございます。空き家率は22.0%。その中で住居として使用しない意向が示され、台帳に登録した空き家が405件と担当課長は答弁をいたしております。

一方、国による調査は5年に一度、総務省統計局が住宅土地統計調査として行っております。直近の調査は令和5年度（2023年）に行われたかと思っております。それによりますと、全国の空き家率は13.8%。山梨県の空き家率は20.4%でございまして、全国で4番目に高い率であります。県内の自治体では北杜市が一番高く、県内の自治体の空き家の比率は、いずれ

も全国平均よりも高いのではないかと推察できます。本町の調査は公表されておきませんが、少子高齢化に伴う人口減少により、空き家率は増加しているものと推測するものであります。

空き家の現状を見ますと、定期的に手を加えている空き家もございますが、管理が行き届かない空き家も少なくありません。これらは火災のリスクでありますとか、景観や、さらには衛生面、地域の治安の悪化にもつながりかねません。また、空き家は災害の復興の妨げにもなるかと思ひます。

この空き家を少しでもなくすことは、前に述べた側面からも喫緊の課題でございます。

本町における空き家等対策については、令和元年9月（2019年）に策定された「身延町空家等対策計画」に基づいて行われてきておりまして、空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するために策定をされたものであります。本町の空き家等対策の基礎となるものでございます。また、空き家が地域住民の安全を脅かすことを防止する側面から、解体のための助成制度は令和2年3月に策定された「身延町危険空家等解体費補助金交付要綱」によりまして、予算化を毎年されております。そこで、その助成の交付要件と、ここ数年の町民の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

はじめに、身延町危険空家等解体費補助金交付要綱の交付要件につきまして、説明をさせていただきます。

要綱第2条に定められておりますとおり、町内に存する個人が所有する住宅で、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であつて、同法規則第1条第1項各号に定める別表において構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の合計点が100点以上であるもののうち、第1項の身延町空家等対策連絡調整委員会におきまして、危険空家として指定されたものであること。第2項の床面積の2分の1以上が居住の用途に供され、所有権以外の権利が登記されておらず、倒壊等により公共施設、いわゆる道路とか河川等に当たるものですが、に影響があるもの等となっております。

次に、ここ数年の町民の利用状況とのご質問でありますけれども、町内に存する住宅ということで、町民以外の所有者もおりますので、総数を年度別にお答えをさせていただきます。

令和2年度が町民3名、町外者2名の計5名、補助額が200万円。

令和3年度が町民2名、町外者3名の計5名、補助額が200万円。

令和4年度が町民2名、町外者2名の計4名で、補助額が197万3千円。

令和5年度が町民0名、町外者1名の計1名で、補助金額が50万円。

令和6年度が町民0名、町外者1名の計1名で、補助金額が25万円です。

合計いたしまして、町民7名、町外者9名の計16名、補助額として672万3千円を利用されております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

この補助金の交付対象、それから当然、その補助金額の支出がだいぶここへ来て少なくなっておりますけれども、なかなか交付要件が厳しいから、誰でもそれを利用することはできないというのは、私も承知をいたしておりますけれども、でき得る限り、この制度を一般の住民に、町民の皆さん方に知っていただいて、少しでも対象者を増やしていただくようお願いをしておきます。

次に、空き家に関しての2つ目の質問、空き家の売却、流動化が進み、そこに居住する人が増えれば、移住・定住の促進にもつながるわけでございます。地域の活性化でありますとか、賑わいの創出にも大きく貢献することにもなります。このための政策、ならびに施策は、地方の自治体にとっては、極めて重要なものであると理解しております。

そして、このための施策として、身延町にあって「空き家バンク」を創設いたしまして、空き家の利活用を推進してきたかと思えます。そこで、空き家バンクの現状について、具体的には過去5年間の登録件数や売買が成立した成約件数等について、まずお伺いをしておきます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家等の有効活用をとおして、移住・定住の促進を図るため、平成20年度から空き家バンクを運用しております。

空き家バンクの利用状況につきまして、令和元年度から令和5年度の5年間の登録件数は、令和元年度が15件、令和2年度が18件、令和3年度が15件、令和4年度が15件、令和5年度が23件で、合計は86件となっております。

そのうち成約に至った件数は、売買が18件、賃貸が39件で、合計は57件となっており、山梨県が令和6年3月末日現在で、取りまとめた市町村別の空き家バンク成約件数の累計では、本町は132件で、県内で6番目となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

成約件数は非常に多いということですが、これは非常に皆さん方の努力の結果であろうかと思えますけれども、登録件数がなかなか増えてきていないような感じがいたします。

私自身も町を歩きまして、空き家が増えているのかなということは常々感じておりますけれども、なかなかそれを登録するためには、いろいろな条件もございましょうけれども、ぜひとも少しでも登録件数を増やす努力を行っていただいて、やはり空き家のままでは地域にとって非常にマイナスの要素が大きいわけですから、皆さん方に、積極的に登録を促していただいて、利活用を進めていただくようお願いをしておきます。

次に、空き家に関して3つ目ございまして、今述べたとおり、空き家バンクの活用を促すためには、やはり登録件数の増加が必要でございます。このためには、やはりそういう情報を少しでも収集するためには、地域住民との連携、情報交換が必要だと考えられますが、これに対しての当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

移住の促進に向けましては、本町ではアパートやマンションが少ないことから、空き家バンクの活用を促して登録件数を増加し、移住または二地域居住を希望する方々へ向けまして、少しでも多くの空き家情報を提供したいと考えております。

現在、空き家バンクの活用を促す取り組みといたしましては、全ての空き家所有者へ働きかけることを目指し、毎年、固定資産税納付書に「空き家バンクのチラシ」を同封することにより促進しております。

ご質問の地域住民との連携による情報の収集につきましては、広く空き家情報を得る取り組みとして、地域の方からの情報収集を昨年末から試行的に始めております。

ただし、個人の財産に関することですので、慎重に行うことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

個人の財産に関することということで、個人情報に関わることであろうかとは思いますが、しかしながら、やはり地域には、その空き家のいろんなご親戚等々おられるわけですから、そういうところも含めて情報収集をされて、少しでも登録件数を増やす、情報収集していただくようお願いをいたしておきます。

次に、この空き家バンク周知については、県内だけではございません。当然、ネットなどによって全国的な周知活動でありますとか、あるいは民間事業者（不動産仲介業）を活用する中で、町の空き家を少しでもPRをしていく、そういうことも極めて大事だと思います。併せて、ワンストップ相談窓口の開設も重要かと思いますが、当局の見解をまず伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家バンクの周知活動につきましては、より広く情報を発信していくため、町のホームページ、移住相談会のほかに、民間事業者の「一般社団法人移住・交流推進機構」、「アットホーム株式会社」、「株式会社ライフ」の情報サイトにも掲載し、全国的に情報を提供しております。

ワンストップ相談窓口といたしましては、企画政策課田舎暮らし推進担当において、移住コーディネーターを中心に移住に関する問い合わせや相談窓口業務を行っており、来客、電話、電子メールによる相談や問い合わせなどに対して、住まいに関することから本町での生活に関することや、移住者支援、子育て支援制度など、幅広く対応を行っております。

今後も移住の促進に向け、周知活動、窓口業務など、充実を図りながら成果へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

移住コーディネーターを中心に、ワンストップの相談窓口を設けて今までやってきたということは承知をいたしておりますけれども、そうはいっても、やはりこれは、ただ単に地域、それから県内だけではなくして、全国的にアピールする必要があるかと思っておりますので、移住コーディネーターにつきましては、より積極的な展開、活動をされますようお願いをしておきます。

次に、空き家に関しての5つ目の質問でございますが、当然、購入希望者、数多くいるかと思っておりますけれども、そのインセンティブ、動機づけでありますけれども、買おうとする意欲を高めるためには、やはり購入者への空き家の改修工事でありますとか、家財道具の回収のための助成も必要だと常々考えております。そして、その助成金額も10万円、20万円ではなくて、やっぱり100万円単位で、もし可能であれば、できればいいのかなという思いもするわけでございますけれども、今現状をとおして、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町では、空き家バンクを通して、賃貸により移住した世帯に対しましては、引越し祝金10万円を、住宅を購入して移住した世帯に対しましては、住宅購入祝金20万円を支給しております。

さらに住宅を購入して移住した世帯につきましては、18歳以下の子どもがいる世帯に子ども1人につき20万円を加算して支給しております。

これらのお祝金は、使途を限定しておりませんので、改修工事や家財の処分などへの経費に使用することも可能となっております。

移住していただき、町民として身延町生活を始める際の様々な経費に幅広くご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

実際、もうすでに、こういう形で、お祝金として、空き家バンクを通して住宅購入をされた方に支給をしているということでございますけれども、もう少しその金額を増やしていただいて、少なくとも水回りであるとか、台所の改修工事等ができるような金額にさせていただくようお願いをしておきます。

次に、空き家バンク等に関して最後の質問になりますけれども、朽ち果ててから空き家を壊すのでは、これは自治体にとっても所有者にとっても負担が大きいわけでありまして、これからも相続人を含めて所有者に管理者意識を持ってもらうと同時に自治体や関係者が一体になって、これら空き家の活用策を考える、そういう仕組みづくりが私はより重要であり、何らかの形で前に進めていただくことができれば、ありがたいと思っておりますけれども、当局の見解

をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、空き家の管理につきましては、平成27年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、空家等の所有者または管理者の責務として、周辺の生活環境に悪い影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることが規定されております。

したがって、空家等の所有者または管理者には、しっかり認識していただき管理していただくことが必要であります。

空き家の活用につきましては、所有権等によるものであります。活用の方法といたしましては、本町では「空き家バンク」による賃貸、または売買を促しており、山梨県におきましては、空き家を活用するビジネスの普及・促進を図る制度を創設し、活用可能な空き家の募集を行い、空き家活用に取り組む山梨県認定事業者への情報提供を行っております。

現時点におきましては、町の空き家バンク、山梨県の空き家ビジネスが、空き家の活用策となっておりますが、空き家所有者にとって有効な活用事例等につきましては、情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

なかなか大変難しい問題ではありますが、これは身延町にとっては、より重要な問題で、積極的にこれからも関与をしていかなくてはならない重要な施策であると理解をいたしております。

空き家が増えますと、先ほども述べたとおり、地域がはっきり言って衰退をしてまいります。これを少しでも阻止するためには、この空き家バンクをとおして、この空き家を利活用していただくということが極めて重要でございます。ぜひとも、これから積極的な施策展開をされるようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

最後の3番目の質問であります、町内において優先すべき道路建設についてでございます。

道路整備建設に関しましては、まちづくりビジョンでありますとか、道路ネットワークの計画が基本的に大切だと理解をしております。そして、まちづくりビジョンでありますとか、道路建設のためのネットワークづくりというのは、相互不可分の関係にあるかと思えます。

町内における道路建設の請願につきましては、過去に議会に3件提出をされ、いずれも採択をされております。その3件というのは、「中部横断自動車道中富インターチェンジ～国道300号を結ぶ新設道路」であり、「三沢～市之瀬間バイパスの実現」であり、「県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事」であります。

これらそれぞれの各請願につきましては、当然、地域の要望であることは言うまでもございません。しかしながら、これら請願が地域の要望の域にとどまっていれば、私は意味がないのではないかと思います。なぜなら道路を単一で建設しても、十分な効果をもたらさない可能性が高いのではないかと考えるからでありまして、山梨県でありますとか峡南地域における道路

ネットワークの計画の中に、前述した先ほどの請願3件を組み込んでもらうようなことが、より重要であろうかと思ひますし、その結果、それぞれの役割がより明確となつて、その効果を發揮することが、より可能になるのではないかと思ひますし、これが道路建設に向けての基本的な推進方法ではないのかなと思ひております。

しかしながら、建設が可能だとしても、この3つの請願を推進するというのは、現在の財政状況でありますとか経済環境、社会状況を考慮すると、事業主体である山梨県が、先ほど述べた複数の事業を同時に実施するということは、極めてこれは難しいことだろうと思ひます。請願の内容を精査して、必要度の高い順にそれぞれの請願の建設を進めてもらうよう、要請せざるを得ないのではないかと考えるものであります。

ところで、道路建設の基本的な目的・役割については、当然、地域と地域の交流を深めることであり、自然災害に備えた緊急時の避難路の確保でありますとか、救援活動のための重要なインフラであり、地域防災の一環として極めて重要な役割を担っていると考えるものであります。そして、これら目的はネットワーク化によって、よりその効果は高まって、事業主体、山梨県の更なる投資が期待できるのではないかと推察するものでございます。

ところで、峡南地域における道路ネットワーク化の中核でございます、中心になるべきは、やはり中部横断自動車道であると思ひます。

中部横断自動車道富沢から六郷区間でございますが、これは地域活性化のために新直轄方式によって国、県の予算により、約2千億円を超える金額でございます、建設をされたものでございますが、このため、富沢・六郷インター区間は無料となっているものであります。このことから、これからの道路建設は、中部横断自動車道との連結が地域のために重要な役割を担うだろうと思ひます。そして、私は次のような観点から、峡南地域の道路建設というのは推進をされるべきであると思ひます。

第1に、町の政策と連携した地域経済の活性化に資することでありまふ。すなわち、道路建設によって物流の効率化が進み、企業誘致が促進されることでありまふ。この結果、雇用が創出され、若者の定住促進が図られることでありまふ。

第2に、町内の観光・集客施設へのアクセスが向上し、観光客が増加することでありまふ。その結果、観光客の消費額が増えて、地域全体への経済波及効果が期待されるということでありまふ。総体的に鑑みるならば、人口減少抑止策としての効果を期待するものであります。

そんなこと、今さらできるはずはないというご意見も聞きますけれども、そんなことを言っていたら、やはりわれわれは前へ進めない。夢であつてはいけませんけれども、それを現実化していかななくてはいけないけれども、やはりわれわれ目標を持って、身延町の活性化、発展のために前に進めていくべきであると思ひるわけでございまして、以上の、今までの諸点を考慮するならば、身延町内の道路ネットワーク化には、中部横断自動車道を介して東西に結ぶ道路建設が、先ほど申した地域経済の活性化や、あるいは地域防災のために結びつくものと考察するものであります。

したがいまして、私は今まで議会に提出をされた請願の中から「中部横断自動車道中富インターチェンジ～国道300号を結ぶ新設道路」を最優先課題として進めていくよう、町は山梨県に対して要請をすべきであると思ひるものであります。

道路ネットワーク建設プロジェクトが計画されないようであれば、身延町の人口減少はさらに進み、峡南地域は衰退の一途をたどるのではないかと、私は深く憂慮するものであります。

このためにも、町当局には早急な対応をお願い申し上げるものでございます。町長の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えをいたします。

先の議会でも答弁をいたしましたけれども、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、「中部横断自動車道中富インターチェンジ～国道300号を結ぶ新設道路」と「三沢～市之瀬間バイパスの実現」「県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事」のそれぞれ議会において採択された請願の道路につきましては、いずれも、地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えており、道路管理者である山梨県に対して常に要望をしております。

伊藤議員のおっしゃるとおり、本町内の道路整備は中部横断自動車道を基軸としたネットワーク形成が重要と考えます。

峡南北部地域道路ネットワーク研究会での現況分析と課題整理においても同様な評価が伺え、峡南地域の骨格となる交通軸として、富士川に沿って南北方向に中部横断自動車道が位置するとともに、町内外に5カ所のインターチェンジが設置され、国道52号や、主要地方道市川三郷身延線などが連携し、町内の大半地域がインターチェンジ10分圏に位置をしているところであります。しかし、国道300号や各県道と中部横断自動車道インターチェンジとの円滑なアクセスに課題があるとされており、特に旧下部町エリアや富士北麓エリアから中部横断自動車道へのアクセスに時間を要し、医療・生活・観光面において、中部横断自動車道開通による効果を享受できていない状況であると推測されております。

ここからは、私個人の意見として申し上げますけれども、伊藤議員のおっしゃるとおり、まちづくりを推進するためには、新町として旧3町の医療・生活・観光等が共有できる町内の道路ネットワークを形成することが重要だと私も考えております。

旧身延町と旧中富・旧下部町間は、国道52号や主要地方道市川三郷身延線を利用したネットワークが形成されておりますが、旧中富町と旧下部町を結ぶ道路の新設により、町内をトライアングル化したネットワークが構築されることから、私は、「中部横断自動車道中富インターチェンジ～国道300号を結ぶ新設道路」の建設が最優先と考えております。

それだからと言って、他の道路の改修等が不必要だと思っております。主要地方道市川三郷身延線の「三沢～市之瀬間及び県道割子切石線のバイパス建設又は現道の拡幅改修」等においても同時に要望等の活動は行ってまいります。

先の議会でも議論されましたとおり、議員14名の中でも7名・7名というように同数のご意見で分かれています。

私はそれも尊重する中で、今回、先の12月議会で深山議員の質問にお答えをさせていただいたとおり、この3月に私の考えを述べるというようにお伝えをさせていただきました。

ですから、今回の峡南北部地域道路ネットワーク研究会の報告の内容、また議会の7対7という結果を踏まえる中で、私は今回、このような答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

非常に難しい問題ではございますけれども、このまま足踏みをしていたのでは何もできない。ただただ、身延町、峡南地域は衰退をするのみ、これから何とか脱出する、そういう大きな施策が必要になってくる。そういう意味では、やはり道路建設は極めて大事だと思います。

先ほど町長も個人的な意見として述べられましたけれども、全ての要望、請願を実現することはなかなか難しい中で、一步、足を踏み出していただいて前に進めていただくよう、われわれも一生懸命、努力をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上で、私の本日の質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時59分

○議長（上田孝二君）

皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

ただいまより、一般質問を行います。

今回は4項目、15の質問を行いたいと思います。

まずはじめに、観光立町みのぶの観光支援策について伺います。

身延町観光協議会から株式会社南アルプスゲートウェイが業務委託契約を受け、統一したコンセプトをもとに観光振興を進めるため、新たな身延町観光振興ビジョンの策定に取り組んでいる旨の説明が観光課より令和6年12月の第8回全員協議会でありました。平成28年に策定されたビジョンの改訂版であります。身延山観光協会会長を委員長に、以下7名の委員で構成され、アンケート調査の実施や数度にわたる策定委員会を開催し、委員の皆さまにご尽力いただき、令和7年1月に策定となりました。

昨年、合併20周年を迎えた当町であります。観光振興については、身延、下部、中富、それぞれの観光施設の連携が十分になされていないのではないかと常々感じておりましたが、ここ2、3年、コロナ禍において、それらを経て連携の強化がやっと図られつつあると個人的には考えております。

連携の主体となっております、身延町観光協議会が5年間の計画期間をもって観光振興に取り組むビジョンであります。町としての具体的な支援、予算的な措置も含めて、計画期間5年間の対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光振興ビジョンは、身延町観光協議会が実施主体となり、アンケート調査の実施や数度にわたる策定委員会を経て、今般策定したところです。計画期間は5年間とし、民間・行政の役割分担を明確にして、それぞれが連携を図りつつ着実な観光振興の取り組みに努めることとしております。

ご質問の町としての具体的な支援、予算措置につきましては、本計画の令和7年度のスケジュールに、「本ビジョンの周知」と「キャッチコピーやロゴマークの設定」が示されております。まずは基本理念である「精神を高め、身体を癒す、安らぎの郷『身延』」のコンセプトのもと、目指すべき方向性に対する関係各位の意識共有が第一と考えておりますので、優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

3年前に身延町観光協議会が発足して以来、観光協会など各組織間の連携に加え、町民・民間団体からの発案による各種イベントの開催など、様々な取り組みが実施されるようになり、意欲的に取り組んでいる事業所や団体が増えていることを実感されていることと思いますが、町も積極的に関わり官民がバランスの良い関係性を構築する中で、こうした動きにつなげることができました。今後も引き続き、町民の皆さんが活躍できる観光施策の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

計画自体は順調に進むことというのは、実際は全てが順調に進むことはまれでありまして、前回のビジョンにおいては、みのぶ観光センターが設立されて、それが中核をなしていたわけですが、残念なことに頓挫してしまったと。そのような状況の中、身延町観光協議会が3年前に設立され、現在に至っているわけでありまして。

今回の計画の中に、行政が主体的に取り組むものとして、観光人材の確保、育成について、また、若者や外国人の就業支援、移住定住関連策との連携についての記載がありました。具体的には、どのようなケースを想定して、これらを観光振興につなげていくのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光人材の育成につきましては、民間・行政両者がそれぞれの立場において取り組む項目となっております。行政が行う観光人材の育成にかかる取り組みの一例として、身延町観光ボランティアガイドの会への支援が挙げられますが、ガイドのレベルアップにつながる先進地研修、インバウンド対応研修の実施など、町も積極的に支援、参画をしております。今後、このような取り組みを展開する場合には、身延町観光協議会など情報共有を行い、必要に応じて対応してまいります。

若者や外国人の就業支援、移住定住関連策との連携につきましては、そのニーズを踏まえつつ、関係団体、庁内の関係各課とも連携して観光業への就業につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問、同じく、その計画の中には、観光振興に資する新たな取り組みに対する支援として、観光事業者、先ほども話がありましたが、新規参入に対する支援や地域における先進的な取り組みに対する支援を行うような記述もありました。これらは、どのような想定し得る具体的な支援策があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光事業への新規参入に対する支援につきましては、身延町創業支援等事業費補助金となりますが、令和6年度までに22の事業者が活用し、うち12件がキッチンカーの購入、コーヒーショップの開業など観光目的の創業となっております。今後は町民のニーズと情勢の変化に見合う支援の在り方も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

観光振興に資する新たな取り組みに対する支援につきましては、新たな事業やイベント等を行う場合や、国県の補助制度の活用などの相談を受けた場合において、必要に応じて支援しておりますが、町が関わることにより大きな効果が得られると考えられる場合には、町の参画を含めて対応しております。

いずれもすでに取り組んでおりますので、引き続き同様のスタンスで支援してまいります。観光業を取り巻く環境や観光動向は日々変化しておりますので、身延町観光振興ビジョンを念頭に置きながら、適時適切な対応をとることが必要と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

12件がキッチンカーの購入とか、コーヒーショップ等も町内で見られるようになっております。みのぶまつり等でもキッチンカーが出て、町内の方が起業して町を盛り立ててくれるというのは、見れば実感しておりますけれども、そこで再質問になりますけれども、身延町創業支援等事業費補助金を使って、令和6年度までに補助実績が22件、キッチンカーが12件等の説明もありましたけれども、それらの創業した事業の現在における事業継続、廃業とかがあるのか、その状況。また、補助金を使って、以降のフォローアップに対して、分かる範囲でお答えください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町創業支援等事業費補助金交付要綱では、補助事業者に対して補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後3カ年分の事業状況について、報告を求めています。

現在のところ全ての事業者から事業継続の報告を受けております。また、町の事業の受託や、各種イベントにも積極的に参加される事業者もおりますので、引き続き連携とフォローアップを進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

やはり先ほども話がありましたが、観光を取り巻く状況というのは、非常に日々変化が激しくなっておりまして、流行り廃りがあります。そのような中、起業した方々が事業継続3年の報告があるということで、今現在は順調に進んでいるのか、苦労しながらも進んでいるのか、頑張っていることが想像できます。

それらの方についても、引き続き情報の提供等をしながら、そういう販売であったりとか、観光の振興につながる情報の提供をしていただいて、支援をしていただきたいと思います。

次の質問になります。

新たに観光振興ビジョンを策定し、コロナ禍で疲弊した観光産業への支援の取り組みを加速化させていると、私は今現状、認識しております。前回のビジョンには、地域コーディネーターや観光コンシェルジュの養成などの計画がされておりましたが、地域性などの事情でそれらの役割の大部分を観光課が担うような現況もあります。

また、来年度からは道の駅となる、にしじま和紙の里かみすきパークも所管課が生涯学習課から観光課に鞍替えされます。観光の振興を加速化させる取り組みは評価できる一方、私もよく支所に伺いますけれども、観光課職員の業務量は増加の一途をたどっているように感じます。現在、職員6名、会計年度任用職員1名の体制でありますけれども、それらの業務も増加しております。それらに対応して、担当課職員の増員も必要なのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

今年4月にオープンする予定の「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」につきましては、これまでの教育施設から町民と来訪者との交流を促進する地域拠点としてリニューアルすることから、観光課が所管することとなります。

同時に、道路利用者の利便性の向上、地場産業・特産品の振興、防災機能の充実等の側面を併せ持つことから、観光課だけではなく庁内の横断的な連携により管理してまいります。

観光課の業務量は年々増加しておりますが、令和7年度には地域おこし協力隊の採用を予定しており、当面、観光課において身延町の観光資源を学びながら、観光PR、情報発信を重点的にあたっていただくことで補完できるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

地域おこし協力隊を来年度、採用を予定しているということで、当町の観光資源を学びながら観光PRや情報発信を重点的に担っていくと。それらで、それらの業務を補完していくとの、ただいまの答弁でありました。

地域おこし協力隊がただ単に労働力の補完に終わることなく、期間が終わったあとの就業が観光業であればベストでありますけれども、将来的に成長できる環境というものを整えていただきたいと思います。

課長から、先ほどから、よくある言葉ですけれども各課横断的にということで、観光課に所属になるんですけれども、様々な課の人との交流をしながら、町に対する知識とか愛着を深めていただくと、地域おこし協力隊の方もやりがいを見いだせるのではないかなとも思っておりますので、そのへんについても考えていただき、取り組んでいけたらと思います。

次の質問になります。

身延町観光協議会が申請した地域一体となった観光地付加価値化事業について、令和5年12月定例会で質問をさせていただきました。採択後の地域計画遂行のための支援については、補助金の交付申請から実績報告までは事業者が主体的となって行っていくが、相談や支援は必要に応じて行っていくとの答弁でありました。

令和7年3月末が迫っておりますけれども、2年に渡っての補助事業の終了時期を迎え、報告も上がってきているかと思いますが、この事業の実績、また町としてこの事業の効果を期待できるのか、それらについての見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和5年度、6年度の2カ年にわたり、身延町観光協議会が事業採択を受けた「地域一体となった観光地高付加価値化事業」につきましては、令和5年度は17事業所による19事業、令和6年度は9事業所による9事業が実施されました。

補助金の総額は約2億円となり、施設の高付加価値化による収入単価および従業員給与等の増加に向けて、宿泊施設においては客室の改修、観光施設では、管内の改修やバリアフリー化が図られました。

また、身延山観光協会が実施主体となり、来訪者に旅ナカの情報を提供する音声ガイドサービスを取り入れました。下部温泉郷など参加者が町内各地に波及する観光DX事業となりましたが、今後も団体の枠を超えた連携により、町全体の観光振興に向けた取り組みを推進してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今、答弁にありました観光のDX化、これは身延山にとどまらず、下部も含めたところで、旅ナカというもので、スマホで情報が共有できるような新たな試みもやっております。これらも初めての取り組みですから、なかなか軌道に乗るまでは大変かと思いますが、その点についてもフォローしていただきながら、何とかやはり地域間、下部、中富、身延の連携を図る中で観光振興を進めていただきたいと思います。

次の質問になります。

今、補助金交付の件数と、2億円という答弁もありましたが、補助金の交付を受けた事業者においては、補助金の交付が初めての事業者が多数見られます。補助金ですから、会計検査院の対象であり、対象事業の書類の保存方法、現状変更の規制などがあるかと思われますけれども、それらについての周知や指導について、どのようになっているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

この事業は、身延町観光協議会による地域計画が観光庁に採択されたことにより、この地域の参画事業者が観光庁から直接補助金交付を受ける制度となっております。

国庫補助事業につきましては、一般的に事業完了から5年間で会計検査院の調査対象となりますので、補助事務、契約事務、工事書類など、補助金の交付を受けた事業者が関係書類を保管しておく必要があります。町からもこのほど注意喚起をしたところですが、ほとんどが初めて国庫補助事業を実施する民間事業者であるため、町および身延町観光協議会においても必要に応じてサポートをしております。

また、観光庁では民間事業者が対象となる補助事業メニューが数多くありますので、今後も効果的な活用を検討していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今の答弁にもありました、観光庁では民間事業者が対象となる補助事業メニューが数多くあるということです。過去にもお願いしましたが、これらの補助事業メニューについて、情報のアンテナが高い方は利用しようということで、かなり頻繁に使うことも可能なんですけれども、一般の方はどのように使っているのか、また、その情報を手に入れること、ホームページのどこを見たらいいのかということすら分からないのが現状であります。それらのメニューをうまく使って、補助金をうまく使いながら地域活性化をしていただきたい。これらも事業者が直接申請をしてやっていくべきものでありますけれども、事業者向けに商工会などと情報を共有して、積極的に様々なメニューの提供を行っていただきたいと思います。

観光につきまして、次、最後の質問になります。

令和6年3月定例会において、ふるさと納税の新たな取り組みとして、「旅先納税」についての調査、研究について、私が質問いたしました。システムの導入には初期投資もかかりますし、制度設計にも時間がかかることは承知しております。調査、研究の現在の状況と今後の取り組み

み、現況について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

インターネットを活用し、場所を選ばず、寄附から返礼品の受領までできる「旅先納税」と、同様の仕組みを持ったふるさと納税ポータルサイトについて、導入に向けまして調査研究を行いました。

まずは、「旅先納税」事業者から詳細な内容説明を受けることから開始し、続いて、ふるさと納税自治体業務を受託している、ふるさと納税サイトに精通した事業者からの情報も収集し、「旅先納税」を含めて6社のポータルサイトについて、初期費用・運転費用・加盟店の負担などを比較し、調査に時間を要しましたが、昨年12月にISホールディングスが運営する「ふるさと応援納税」を選択いたしました。

総務省におきまして、新たな返礼品の導入を含め、全ての返礼品について、産地基準等の確認を受けることとなっておりますことから、直近の受付期間中の1月24日に申出書を提出いたしました。

現在、協議を行っておりますが、総務省からは、3月28日までに回答されることとなっております。

今後の予定といたしましては、町内の返礼品対応事業者へ向けまして、『ふるさと応援納税』ポータルサイトの説明会を開催し、加盟店を募り、体制が整いましたら運用を開始してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

ふるさと納税につきましては、どこの自治体でも今、一生懸命にやっております。前回の定例会でも、企業版ふるさと納税について、頑張らしようというような提案をさせていただきました。

財源が非常に厳しいことは理解しておりますので、そういうもの、本当にわずかな隙間があるかとも思いますので、新しい取り組みをして、少しずつでもふるさと納税について増額が図れたらと思っております。

特にこの旅先で、スマホで決済ができて、その場でサービス等も享受できるような仕組みについては、身延山とか下部など、リピーターがいるところ、その土地に愛着がある人には馴染む制度なのかなとも思っておりますので、良い展開方法を考えて、来年度から取り組んで、おそらく少額になりますけれども、多数の方に旅先でのふるさと納税に参画していただき、少額を数多く積み上げていくということもできるのかなとは思っておりますし、私自身も地元が身延山でありますから、協力をさせていただきたいと思っております。ぜひとも、これについては成功するような取り組みにさせていただきたいと思っております。

続いて、大項目2番目の質問になります。町職員の持続的な人材確保について。

前回の令和6年12月定例会で職員の確保について、採用試験の現況を質問いたしました。

実施された2回の採用試験の結果、事務職員5名の来年度の採用が決まり、令和7年1月には、専門職の土木職、保健師職の再度の募集を行うとのものでありました。

民間の人材採用が活性化している現在、地方公務員である役場職員の確保は厳しい状況になりつつあります。新規採用も困難になりつつあるにもかかわらず、若手職員の途中退職者も増加傾向にあり、行政サービスの安定性や組織の持続可能性に影響が出かねないと心配しております。そこで、1月の追加試験募集状況と過去3年の途中退職者数の推移、および主な退職理由について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

1月の追加採用試験につきましては、保健師の申し込みが1名ございましたが、試験当日、体調不良のため欠席の申し出があり、採用には至りませんでした。

また、過去3年間の途中退職者数ですが、令和4年度、令和5年度はそれぞれ2名ずつでした。令和6年度につきましては、3月末までの見込みを含め5名の退職者を見込んでおります。

退職理由につきましては、プライバシーに関わることでありますので詳細は申し上げられませんが、主な理由は転職を希望するものでございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

直近で、途中の退職者が5名という数字であります。これが多いか少ないかといいますと、私が個人的に考えるのは、少し多いのかなとも感じております。

そこで、次の質問にまいります。

民間企業の退職理由として「夢を追いかけていたい」「キャリアアップしたい」「家業を継承するので」などが多いといわれている一方、退職理由と退職の本音では、実際のところ、上司の仕事の仕方が気に入らない、労働時間、労働環境が不満、先輩後輩同僚とうまくいかなかったなど、途中退職に至る要因も見え隠れしております。

民間企業との比較において、給与や有給休暇の取得など待遇面の課題、労働時間、業務負担などの増大とワークバランスの問題、公務員は昇進まで時間がかかり、キャリア形成が不透明でモチベーション維持の向上が難しいなどの問題が挙げられるかと思えます。

非常に難しい問題でありますけれども、現状を踏まえて、でき得る限りの対策は必要かとも思います。働き方改革の推進や民間企業で導入があるメンター制度、メンター制度とはいわゆる先輩社員と後輩社員が一对一になり、会社の生活を支援する仕組み、この先輩というのは同じ部署ではなくて、他部署の全然関係のない人が生活全般を支援しながら、生き方全般において、師となるような存在を目指すという制度でもあります。それらも含めてキャリア支援など今後の対策を含めた具体的な取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

退職に至るには、それぞれの理由があることを承知しております。

その中で、数年に1件程度の割合ですが、メンタルの不調を理由にするものがございます。これに対処するため、町や山梨県市町村職員研修所でメンタルヘルスに関する研修を毎年開催しております。また、町ではメンタルヘルスに関係する相談会を年に4回開催するとともに、希望すれば産業医との面談は随時行えるようになっております。

また、職員研修所において、ワークライフバランスやタイムマネジメント、これは仕事のスケジュール管理、業務の効率化、自分の時間の使い方などについて行う研修でございますが、こちらにも参加できることとなっております。

キャリア支援といたしましては、職員研修所において、能力開発研修として民法の11回にわたる研修、政策形成能力を向上させるための研修、英語対応研修、また14回にわたる土庫講座などが開催されており、職員は年に1回以上の研修への参加を義務づけております。

メンター制度への取り組みにつきましては、現在、取り組みは行ってございませんが、例えば役職定年を迎えた職員をメンターとすることも考えられると思います。他の市町村の取り組み事例などを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

メンター制度は、私、一例として挙げましたけれども、それらの制度もメリットがありますし、デメリット、誰がメンターをやるのかとか、メンターの方のすごい負担ですね、様々な問題がありますので、それが行政に合うのかということもあるかと思いますけれども、いろいろな制度を構築していただいて、研究していただいて、せっかく勤めていただいたら、わくわくしながら仕事をしていただいて、なるべく行政の職員として活躍していただきたいと。若手の入ってくる方もいると思いますので、時代がやはり、終身雇用が一般的だったわれわれの時代と違いまして、キャリアアップをしながら転職を重ねていく時代ですから、それについては何とも言えないんですけども、何とか職員の確保に尽力をしていただきたいと思います。

次の質問になります。

身寄りのない独居老人の葬儀について伺います。

近年、超高齢化時代、核家族化、近隣住民との関わりの希薄化などを背景に、身寄りのない独居老人が亡くなった際の対応が社会問題となっております。都心部では数多く見られ、自治体が関与しなければならぬケースも増加しております。適切な支援体制の構築が全国的に急務となっております。

当町も高齢者福祉基礎調査によりますと、昨年度の数値になりますけれども、令和6年4月1日現在、高齢化率、65歳以上の全人口に占める割合は49.8%で、県下で一番高く、今年度は50%を超えるのかなということも確実視されております。また、高齢化夫婦世帯は752世帯、在宅一人暮らしの高齢者数は1,577人となっております。

そこで、当町において身寄りのない方が亡くなった場合の対応について、葬儀や火葬に関する費用や手続きは誰が担い、どのように進められているのか、そのようなケースは実際に生じ

ているのか、現況を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

この3年の間に、似たような事例が1件ありました。一人暮らしの方が亡くなっているのが発見され、警察に通報されました。遺体は警察が保管し、警察が戸籍から親族を調査しました。県外に兄弟がいることが判明したので連絡を取ったところ、遺体を引き取ることなど全ての対応を拒否されたそうです。この場合は、法律により死亡地の市町村長に引き渡すことになっていますので、火葬および埋葬は町の担当者が行い、費用も町で負担いたしました。

また、病院で亡くなり引取人がいないといった事例も1件ありました。この場合も法律により、死亡地の市町村長に引き渡すことになっていますので、火葬および埋葬を町の担当者が行うことになります。ただ、この事例の場合、病院から親族に連絡したときには拒否されたのですが、町で火葬までして遺骨のことで連絡したところ、気持ちが変わったのか、遺骨を引き取ることおよび火葬等にかかった費用を負担することに承諾していただきました。

最後に参考ですが、数件あった事例で、身元不明の遺体が発見された場合、警察での捜査後、法律により死亡地の市町村長に引き渡すことになっています。火葬および埋葬を町の担当者が行うことになりますが、費用については身元不明ですので県に請求できます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

件数は少ないですが、実際のところ、町内でも発生していて町の担当が対応しているという答弁かと思います。

次の質問になります。

生活保護受給者の場合は、「葬祭扶助制度」などが適用できるようでありますけれども、非受給者で遺族がない場合の対応について、火葬費用や火葬後の遺骨の取り扱いなどについて伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

生活保護費の非受給者で身元が明らかである方が亡くなった場合、県に確認したところ、戸籍を調査するなどして引取人となる親族が一人もいない場合は、県に火葬費用を請求できます。

ただし、引取人となる親族がいるにもかかわらず拒否している場合は、町の予算で対応することになります。

遺骨については、亡くなられた方のお墓がある場合以外は、善意でご協力いただいているお寺に無縁仏として埋葬させていただいています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

県では、請求すれば火葬費用をくれたりということで、それに対しても町のほうで戸籍を調査するなど、かなりの労力が必要になってきておりまして、町の職員の負担というものも心配されるところであります。

そこで、次の質問になります。

身寄りのない方への支援として、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、事前は無縁仏となる可能性のある方を把握し、亡くなった際の対応を確認しておくなど、事前登録制度など、この名称が正しいか分からないですけれども、適切な供養が行われる環境の整備が必要ではないのかなとは考えておりますけれども、現状と今後について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町の方で身寄りのない方が亡くなるケースとしては、病院もしくは自宅が考えられます。どちらも遺体の引取人がいない場合、法律に基づき死亡地の市町村長に引き渡されることになり、火葬および埋葬は町が行うことになっていますので、議員がおっしゃるような事前登録制度を整備することは考えておりません。

しかしながら、身寄りのない方の支援の一つとして、成年後見制度というものが考えられます。成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、一人で判断することが心配な方は、財産管理や様々な契約や手続きをする際にお手伝いをする制度です。本人の状況により、後見・保佐・補助の制度があります。また、十分な判断力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備える任意後見制度もあります。

地域包括支援センターでは、社会福祉協議会などの協力を得て、令和7年度に成年後見制度利用促進協議会を設置し、制度の普及啓発や利用促進などに取り組んでいくことを考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

令和7年度には成年後見人制度利用促進協議会を設置して、これらの問題もそれらで対応できるのではないかという答弁かと思います。

非常に少数でありますけれども、事例が起きたときに放っておくわけにはいきませんし、必ず対応しなければならない。対応する職員の方も、人の死に関わる場所の対応というのは非常に、気持ち的にも大変な労力があるのかなと思いますので、事前にある程度の、そういう後見人制度を使ったりとか、マニュアル化しておくということも必要なかなと思っておりますので、今後そのようなことも検討していただけたらと思います。

大項目、最後の質問になります。

町施設のAEDの管理と啓発について、伺います。

AEDは、2004年より一般市民でも使用が可能となり、普及が進みました。救急車が現場に到着する全国平均は約10分と言われております。身延町では、もう少しかかるのかなと思いますけれども、心停止から1分経過するごとに生存率は7%から10%低下するとも言われております。

居合わせた人がただ救急隊員を待っている状況と、AEDで救命処置をした場合の1カ月後の生存率は約7倍も違うとも言われてもおります。

AEDは、とても有効な救命器具であります。当町公共的な施設においても41カ所、48台の設置が町ホームページ上でも公開されております。これらの過去の使用実績等の有無について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

町のホームページにAED設置場所一覧表を掲載する担当課が福祉保健課ということで、代表してお答えします。

設置場所一覧表に掲載している各担当課から聴取したところ、過去に使用した実績はないというものでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

過去に使用した実績がないということで、これはそういう事故がなかったのか、逆に町民が近所にあったり、そういう施設にあるということが思い浮かばなかったのか、また倒れたりしたときにAEDを使うという意識が働かなかったのか、あらゆる問題が考えられるかと思えます。

そこで、次の質問になります。

AEDは、正しく作動しなければ意味のないものとなります。それ以上に、AEDがある以上は、それらが正常に作動することを前提として、救護を行う人は救護活動を行います。パットの不具合、バッテリーの不具合など、絶対にあってはならないことだと考えております。

法定耐用年数は4年とされておりますが、本体の寿命は5年から8年ともいわれております。施設を担当する所管課は異なっておりますけれども、AEDの管理担当課は一元化されているのか。また、それらの定期的な点検や交換などについての規定があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

施設を担当する所管課が、AEDをそれぞれ管理しています。

定期的な点検や交換などの規定はありませんが、どの施設も業者と契約していますので、その契約条件に基づき必要に応じて点検や消耗品の交換などを行っています。

また、設置AEDによりますが、年1回程度の動作確認に加え、リモートでセルフチェックデータを配信する機種もあります。異常が確認された場合には、契約業者が現場へ急行し対応

いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

最新の機種は、リモートでセルフチェックデータを配信する機種もあるということですが、これだけの場所にこれだけの台数があると、なかなか同一のものでなかったり、先ほどもありましたけれども、契約の条件がそれぞれ違ったりするかとも思われます。何度も申ししますが、AEDは実際にしっかりと稼働することが絶対条件であり、その管理はやはり、担当課が非常に多岐に分かれていて、私自身、ちょっと見たときに不安にも感じたので、一元化して管理していく必要があるのかなと考えて、今回質問をしております。

そのような中で、次の質問に移ります。

私自身も消防署員を講師に招いて実施した消防団のAED研修など、AEDが普及し始めた当時、実技研修を2回ほど受講いたしました。「実際には、使うことはないだろうな」などと考えながら、何となく講習を受けていたのが実情であります。

しかしながら、実際に緊急の救命において、AEDの使用に私自身が直面し、心肺蘇生を行った経験からは、そのような講習があったことが、非常に私の経験上、重要であったと感じております。

消防署員等に聞いても、AEDの講習は行いますけれども、AEDを使ったことがあるという署員の方は、なかなかいないのが現状でもあります。

先ほども述べました41カ所の設置場所の町職員、教職員、関係各所の職員などのAEDの心肺蘇生法の講習の実施状況と今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

AEDの講習についてですが、学校教育課所管の5施設、観光課所管の2施設は今年度実施しており、来年度も実施予定です。子育て支援課の5施設は今年度講習に参加しており、次年度も参加予定です。生涯学習課は、町民会議主催で、公民館分館長（9施設）および育成会を対象に講習を実施しており、次年度も実施予定です。そのほかの20施設については実施しておりません。ただ、講習を実施していない施設の中で町職員がいる施設では、消防団やその他の機会に講習を受講した職員が多くいるものと思っております。

しかしながら、講習を受講してから数年経過している場合、実際にAEDを使用する場面で対応できるかといったら、不安に思う職員は少なくないと思いますので、年に一度は講習を受講することが理想だと思います。

今後は、講習を施設ごとに実施するのか、または、合同で実施するのか、あるいは、毎年実施している施設の講習に参加させてもらうなど、関係課と連携し計画的に受講することを検討していく必要があると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

私が講習を受けたときは、ことがあったら、とにかく大きな声で周りに人を集めてくださいということであったかと思います。当時、ふざけながら講習を受けていた不謹慎な私がいたんですけども、実際の救命の現場になりますと、一人でも多くの方が手を貸してくれることが重要であります。心臓マッサージも成人の男性がやると2分と続けられない。女性だと1分ぐらいしかできない。交互で実施していかなければならないなど、様々な場面において救命に対しての講習というのは、必要かなと思っております。

少し前にXに投稿があって、男性がAEDで女性を救命した後に強制わいせつ罪で届け出を出されて警察が受理したなどの投稿がありました。無論、これはフェイクニュースであったんですけども、様々な研究機関で男性より女性のAEDの使用率は低くなっているということがあります。女性の使用率は男性の半分ではないかと。女性の救命がそれだけ進まない。やはり服をちょっと取らなければならない、パッドを貼る位置が直接、肌に貼らなければならないということで、このようなフェイクニュースが出たりして、さらに女性が倒れていても声をかけられない、見て見ぬふりをしてしまうということが、女性のAEDの使用率の低下を招いているかと思います。

町としても、せっかくこれだけAEDがありますので、何も無いことがベストでありますけれども、あったときにしっかりと対応できるような最新の情報の提供であったり、講習というものは啓発、啓蒙していく必要があるのかなと思っております。

私がこれを使って、本当に講習をしてよかったかなと思っておりますので、皆さん、やっていると、何かシミュレーションみたいな感じで、なかなか真剣味がないんですけども、本当に最新の講習というのは必要だなと思いますので、そのへんも検討していただけたらと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長（上田孝二君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

過疎地域の医療・介護の充実は、まちづくりの根幹です。住み慣れた地域で人生の最期まで

安心して暮らせる体制づくりは何よりも優先し、取り組まなければならない行政の最も重要な政策の一つです。

今回、今後の峡南地域の医療・介護のあり方を示すものとして、医療体制の基礎調査報告書が公表され、令和6年12月には、地域医療連携推進法人「みなみやまなし」より中間報告が提示されました。その内容は、医療・介護の住民サービスの充実というよりも、まるで店じまいのような合理化、集約化、削減を前面に出す一方で、峡南地域の医療の根本問題の解決には一切触れず、さらに将来像を見据えていない内容は、とても理解できるものではありません。

これらの会議に出席し、承認をした身延町に対して、私は峡南南部地域の医療・介護体制は2040年を乗り切れるかというテーマで一般質問をしてまいります。

まず最初に、2027年4月、2病院2診療所の経営統合の目標時期について質問します。

平成28年より総務省の地域医療構想を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各医療機関の再編・ネットワーク化づくりを取り上げ、医療提供体制を維持してきましたが、今回、再編ネットワーク化づくりの強化ではなく経営の統合という案ですが、この理由を町としてどう考えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

公立病院改革プランに係る国のガイドラインによりますと、「再編・ネットワーク化」という視点には「経営主体の統合」という取り組みも含まれております。したがって、経営統合も「再編・ネットワーク化」の一つの手段であることをまずは確認をさせていただいた上で、議員のご質問「再編ネットワーク化作りではなく経営の統合とする案の理由」についてというご質問の趣旨に沿うか分かりませんが、経営統合について町としての考え方をお答えをいたします。

昨年度に取りまとめました「医療連携の基本方針」において、「医療連携を安定的に継続して進めるために、将来的には経営統合した新しい医療機関として再編することを目標とする」としています。

特に、飯富病院と身延山病院の類似する機能を集約するなどの取り組みを進め、人材を含めた医療資源の効率的な活用を図るには、異なる経営主体間の連携という形にとどまるのは将来に向けて不安定な連携であり、さらに機能を縮小する側の経営はより厳しくなることが予想されるところであります。併せて、両病院の経営はすでに赤字基調となっており、両病院の設置者も、それぞれの病院の赤字を支える財政的余裕があるわけではありません。現状は、できるだけ体力のあるうちに経営統合という手段を用いて、峡南南部地域の医療再建を進める必要があると考えています。

なお、最初のこの質問には、あくまで地域医療連携推進法人「みなみやまなし」の構成団体の1構成町の町長として答弁をさせていただきましたけれども、これ以降の質問は決まっていないうことに対する質問などが多く含まれておりますので、答弁は福祉保健課長がいたします。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

類似する2病院の機能を集約するための経営統合という答弁ですけれども、一見、合理的に見えますが、そもそも赤字病院同士の病院が統合すれば黒字になるという都合のいい前提で進めているだけで、経営形態の異なる2病院の統合は職員の雇用条件や勤務形態に不満を生じ、退職者が出るリスクが出てきます。さらに、救急医療の機能分担は医療空白地域を発生させ、医療アクセスの低下が容易に予想されます。そのようなことが検討されているのか、非常に疑問であります。

次の質問ですが、3町で構成する一部事務組合について質問いたします。

経営形態は指定管理者制度を導入する公設民営化とする案ですが、公立病院を民間病院にしなければならない理由はどう考えているのか。

一部事務組合の全体の組織体制と経営責任者は誰になるのか。また、経営統合後の赤字経営への補填や運営費補助金等において、構成3町の負担割合とその算出基準についてどう考えているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

1点目のご質問、「公立病院を民間病院にしなければならない理由は」とのことですが、前提として、「公立病院を民間病院にする」というのは間違った認識を生む表現ですので訂正させていただきます。あくまでも、一部事務組合が設置するのであれば公立の医療機関です。そしてその上で、指定管理者制度を導入して経営形態を見直すという考え方です。

統合再編が結実しても、この地域は引き続き経営環境が厳しいことに変わりはありませんので、民営化は困難であろうとの認識から3町で構成する一部事務組合立の医療機関とする方向で検討することとしました。

一方、指定管理者制度の活用は、国の公立病院改革ガイドラインにおいて検討が求められている経営形態見直しの一つの手段、方法です。管理運営を民間に委任することで、少なくとも地方自治法や地方公務員法などが定める地方自治制度の基本的な枠組みから解放され、人員管理や財務等の柔軟性、効率性など、一部事務組合直営と比べ、病院経営における自由度は格段に上がるものと思われます。機を見るに敏な民間的な経営手法を期待するものです。

2点目のご質問、「一部事務組合の全体の組織体制と経営責任者は誰か」とのことですが、中間報告では、早川町、身延町および南部町で構成する一部事務組合を設置していくとしていますが、それ以外は現時点でお答えできる内容は持ち合わせておりません。

次に、経営責任者は誰かのご質問です。

議員のおっしゃる経営責任者とは何を意味するのか量り兼ねますが、指定管理者制度の一般的な捉え方としては、指定管理者に公の施設の管理権限を委任する制度ですので、施設の管理権限は指定管理者が有し、したがって指定管理者が管理責任者であるということが出来ます。

一方、一部事務組合は、施設の設置者としての責任を果たす立場がありますので、指定管理者に対する管理監督責任を有しています。なお、施設の管理運営に伴い発生するリスクをどち

らの責任において対応するのか、その分担の在り方について、一部事務組合と指定管理者との間で締結する協定の中で明確にする措置が行われるものと理解しています。

次に３点目のご質問、「構成３町の負担割合とその算出基準」についてお答えします。

指定管理者制度を活用した一部事務組合立の医療機関として設置することとなった場合には、今後３町で構成する一部事務組合を設立し、その枠組みの中で検討する課題ですので、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○５番議員（山下利彦君）

再質問をさせていただきます。

返答につきましては、そうだと、あるいはそうではないという形で短くお願いしたいのですが、公設民営化の職員は、基本的に民間の従業員であり公務員ではありません。今回、統合後は３町で構成する一部事務組合立の公立医療機関という認識でよろしいかどうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

中間報告では、経営統合する医療施設群（飯富病院、身延山病院、南部診療所、万沢診療所）は、３町で構成する一部事務組合立の公立の医療機関とする方向で検討することとしているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○５番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

３問目ですが、指定管理者の選定について伺います。

指定管理者候補のプレゼンテーション・書類審査を行う選考委員会の委員の構成と、指定管理者の重要な選定要件となります峡南南部地域の医療・介護ビジョンをどう考えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問について、これから関係者間で協議されていくことになると思いますので、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

次の質問に入ります。経営改善計画の提出について。

ベッドの大幅な削減を計画し、現行の職員数で黒字経営を目指す経営戦略というのは、どのような取り組みを期待しているのか。経営形態の見直し内容を含む経営改善計画と事業継続のための今後の収支計画書の提出は当然必要と考えているが、町としてどう考えているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問についても、これから関係者間で協議されていくことになると思いますので、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

次の質問です。

指定管理者制度に係る条例制定について。

指定管理料、指定管理期間、自治体の指定管理者に対するモニタリングの実施方法、人事制度や給与、ならびに赤字経営が続いた場合の指定管理者の処遇などの概要と、今後の条例制定に向けての日程について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問について、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

なお、条例を制定するには、まずは条例を制定する主体であるところの一部事務組合が設置されている必要があります。そのためには、一部事務組合同規約案を3町の議会それぞれで議決していただいた上で、3町が協議し、その結果をもって山梨県知事への設置許可の申請を行い、その結果を得て設立となりますので、そのための必要な手続きを先行することとなります。そのスケジュール感についても、3町および県との事前の検討、打ち合わせが必要でありますので、現時点でのお答えはできません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

今回の一般質問につきましては、2月中に最終報告をして議会報告をするという前提で作っております。議会で、根本的なものというのがこれからということであれば、最終報告には住民の声、職員の声は重要です。今後の作成段階において、メンバーの追加、差し替え、人員構成は変えるべきだと思います。

次の質問です。

最終報告に基づく、今後の議員、医療施設群職員、3町住民への今後の説明会実施の予定について伺います。

富山県氷見市民病院の経営形態変更に係る説明会の開催状況は、議会で4回、病院職員説明会2回、タウンミーティングなど計13回、開催されています。また、上野原市立病院の指定管理者制度に基づく公設民営化推進においても、行政、市民、医療機関が一体となって昼夜を問わず不断の努力がありました。

今後、上記の3者への説明会開催計画についてどう考えているのか説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ご質問の中で、氷見市民病院と上野原市立病院の例が紹介されておりました。いずれも一つの自治体内の首長直轄の公立病院に係る取り組みです。一方、峡南南部地域の取り組みは、3つの町に所在する公立および民間の医療機関に係るものであります。身延町単独の案件ではありません。ほかの2町、飯富病院、身延山病院関係者と説明会の方法論も含め協議し、できるだけ歩調を合わせながら実施してまいりたいと思います。

なお、医療機関の職員に対しましては、今後の医療体制に係る説明の機会を設けることのほかに、個々の職員の雇用継続の意思その他の意向確認や相談の機会も併せて設けながら進めていく必要があるかと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

再質問です。

身延山病院に人材を集め、医療資源の集約ですが、飯富病院から身延山病院への異動に伴い、40代までの若い看護師の大量離職が懸念されているといわれます。通勤時間が長くなることや、公務員としての身分を失うことなど、デメリットを多く感じているものと考えます。

「答弁にあります個々の職員の雇用継続の意思の確認」とありますが、どのような勤務状況の提示内容になるのか。また、その確認業務は誰が行うのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

ただいまのご質問について、これから関係者間で協議されていくことになると思いますので、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

次の質問に移ります。

病院の機能強化を図り、マンパワーを集中する件につきまして。

病院は機能強化、転換、規模縮小を検討する必要があるという案ですが、規模を縮小することで、住民の要望や医療・介護需要にどのように応えていくのか。また、機能強化としての夜間救急受け入れ体制を内科系、外科系の医師それぞれ1名の合計2名体制とする案だが、救急医療の機能分担から、今後の身延山病院と飯富病院の夜間救急患者受け入れ体制はどのような形を想定しているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問は、令和4年度に実施した「医療体制基礎調査事業」の報告書の内容に関するご質問であると思いますが、当該調査業務の報告書に示された提案に関しましては、あくまで参考とするもので、その方向へ進むことを決定したものではありません。また、その報告書が出されたあとに、例えば飯富病院では、看護師の数の減少に伴う病床の見直しが行われるなど、病院の置かれている状況は変化し、さらに厳しさを増している中であります。

したがって、令和4年度の報告書に基づいた、ただいまのご質問につきまして、適切にお答えすることはできないと申し上げざるを得ません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

峡南地域の休日夜間救急患者輪番制度というので、峡南地域は各病院に対応するという仕組みになっておりますので、ぜひそのへんに対応もよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、救急患者の圏域外搬送率が40%、これにおいて入院医療体制強化のため、医師・看護師をはじめとする医療職を身延山病院に集約する。また、外来患者の峡南医療圏から圏外への1日当たり300人の流出の状態について。

二次・三次救急の受け入れ対応についてのネットワーク体制づくりについての考えは、どういう考えなのか。また、入院医療体制強化のため医療資源を集約する案だが、厚労省は高齢化がピークに達する2040年までの展望において、医師や看護師を重点配置する急性期医療の体制を縮小し、理学療法士を含む多職種のリハビリを支える回復期医療を手厚くする改革が必要となってくると指摘しています。これらの指摘に対し、将来を見据えての医療体制について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

1つ目のご質問につきましては、山梨県が所管する地域医療構想、その峡南構想区域における検討原案では、峡南区域内で完結を目指す分野の一つとして初期救急と二次救急が挙げられ

ています。また、三次救急は広域的に対応する分野の一つとして挙げられており、その方向で地域医療構想は取りまとめられるものと考えております。

なお、令和3年中の二次救急において、峡南医療圏域外へ患者が搬送された割合は47.1%となっており、峡南医療圏で二次救急の受け入れ体制が十分でないことが明白となっております。峡南南部地域においても、峡南北部と連携しながら峡南医療圏での二次救急完結を目指して、その体制を整える必要があると思っています。

2つ目のご質問は、高齢者数がピークに達する2040年頃は、急性期医療のニーズが減り、回復期医療のニーズが伸びるという厚労省の見通しを前提に、将来の医療体制を問うものであります。

例えば、身延町は国に先駆けて高齢者の年代も人口が減少しており、今後さらに急性期患者需要は減少する見通しも成り立つでしょうが、急性期の医療需要は引き続きあるわけですので、現時点でこれへの対応ができる体制を確保する方向で取り組む必要はあると思います。

なお、「急性期」「回復期」「慢性期」という病床機能につきましては、先ほど申し上げた県の地域医療構想の中で、峡南構想区域における機能別必要病床数が示されております。ご質問の将来の医療体制については、峡南南部の医療機関だけの課題ではなく、峡南圏域内の各医療機関が、将来へ向け医療機関の再編統合、病床の削減・機能転換などの取り組みを進めながら、それぞれの役割を担う連携体制の構築が必要となると思われます。

また、現在、地域医療連携推進法人みなみやまなしで進めている峡南南部地域の医療提供体制ですが、人口減少がさらに進むことも想定できますので、中長期的には再度見直す必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

少子高齢化の時代、過疎地域の実情に適応する効果的な医療・介護提供体制をさらに検討をお願いいたします。

次の質問ですが、飯富病院は病床数を圧縮し診療所に移行。一方、介護老人保健施設・訪問看護・居宅介護は現状維持を目指すことにつきまして。

飯富病院は約70年前、旧中富町と早川町が無医地区の医療確保のために創設された組合立の公立病院です。公立病院として、これまで長きにわたり、不採算医療に取り組んできた地域への貢献度をまったく考慮せずベッドが削減され、病院から診療所に変換する対応には、まったく理解することができません。

東京のコンサルタント会社が歴史も分からず、無神経に全国どこでも使える政策の提案だと、私には見えます。

飯富病院の組合長である身延町長からは、反対の意見はなかったのでしょうか。2病院とも病床数を大幅に削減し、1病院1診療所とする案ですが、この理由をどう考えているのか。

また、飯富病院の強みは病院と老健、医療と介護の機能連携です。85歳以上の人口は、医療と介護の両面から支えることを必要とする人が急増します。そのためにも老人保健施設と病院との連携を深める必要がありましたが、このほど飯富病院併設の峡南ケアホームいいとみの

2階、3階は閉鎖され、介護ベッドは放置されたままです。高齢化社会において、医療・介護の連携における住民生活の支援に應えるためにも、峡南ケアホームいいとみの2階、3階の介護ベッドは稼働させるべきだと考えますが、再度、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問は、昨年の中間報告の内容についてのものですので、あくまでその時点での考え方としてお答えします。

1つ目のご質問のお答えは、この話の出発点に戻ることになるのですが、峡南南部地域における著しい人口減少に伴う医療・介護需要の減少と医療従事者の不足が、この地域での病院経営に危機的な状況をもたらしており、さらに同じような規模・機能を持つ飯富病院と身延山病院が存立する中、地域医療構想上も病床数が過剰となっており、回復期相当の患者が急性期病床を利用しているなど、非効率な医療機能と体制となっているという現状認識から、人口減少局面においても、この地域である程度の医療を適切に、かつ持続的に提供できる体制を構築するにはどうしたらいいのかと検討した結果、両病院の設置者である一部事務組合、公益財団法人ともに財政的体力はなく、現状の2病院の規模を維持した状態での機能再編では抜本的な収支改善は見込めないことから、病床数も見直しつつ、機能・人材を集約する姿を中間報告において提示したということです。

2つ目のご質問で、85歳以上の人口が40年に1,006万人に到達し、医療と介護の両面から支えを必要とする人が急増するとのご指摘ですが、これは国全体の見通しであり、身延町の現実としては、すでに高齢者も含めた、あらゆる年代層で人口が減少しておりますし、峡南南部の3町においては、医療・介護需要は今後も減少すると見込まれていることをご理解いただきたいと思います。

なお、峡南ケアホームいいとみの入所機能を病院施設へ移した経緯、理由につきましては、すでにご説明してきたところであります。峡南ケアホームいいとみの施設があった2階、3階へ再度入所機能を移すことは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

ここの判断基準が黒字、赤字の分岐点なんです。人口が減少しても医療と介護は密接に関係し、治す医療と支える介護機能は住民の生活を維持する車の両輪です。また、機能回復機能を有する介護老人保健施設は、在宅医療へつなげる重要な施設です。医療と介護、介護と在宅、これらは全てつながっております。これらを管理しながら経営をして黒字になってきた経験があります。

今のままでは、介護関係の住民のいるところなくなるような政策では、元の介護ベッド数に戻さない限り、現状の他地域への人口流出は止まらないと考えますけれども、この点について再度質問いたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

繰り返しになりますが、峡南ケアホームいいとみの入所機能を病院施設へ移した経緯、理由につきましては、すでにご説明してきたところであります。峡南ケアホームいいとみの施設のあった2階、3階へ、再度入所機能を移すことは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

私たちは、歳をとったらどこへ入るのか非常に心配になります。

次の質問に入ります。

質問10、南部、万沢診療所、飯富病院の訪問診療体制の現状維持について質問いたします。

計画されている24時間対応の往診・訪問看護体制は、2病院が連携するネットワーク化により「在宅療養支援病院」の構築や移動診療車の導入、小児科医のオンラインデータの確認とビデオ通話で問診する遠隔診療の体制づくり等が挙げられております。素晴らしい計画だと思いますが、これらの事業の今後の実施計画の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

昨年の中間報告では、在宅医療提供体制に関して「現行の南部・万沢診療所及び飯富病院の訪問診療体制は現状を維持し、身延山病院は地域在宅診療医の後方支援を担うことが望ましい」としております。

在宅医療提供体制については、身延山病院、飯富病院ともに人員不足および職員の高齢化が進んでいること、また来年度に数名の医師が退職予定であることを踏まえると供給量に余裕はないという厳しい現状分析があり、南部、万沢および飯富の在宅医療提供体制は現状維持とし、これに医師等の人材を集約する想定的身延山病院が后方支援するという姿が望ましいとしたものです。

ご質問の後段のいくつか具体的な内容につきましては、令和4年度の基礎調査報告において取り組みの例、提案として提示されたものです。移動診療車や遠隔診療などは、費用対効果も考慮しながらの将来的な検討課題との認識であり、現時点で具体的な計画があるものではありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

小児科医療につきまして、私も苦勞してきました。オンラインでデータを確認しながら、遠隔診療は、少子化が著しい過疎地域での診療体制として導入に向けて調査・研究する必要がある

と思いますので、ご検討をお願いいたします。

質問 11 ですが、地域医療構想と峡南医療圏の完結型医療・介護体制について伺います。

現行の地域医療構想は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応する質の高い効率的な医療提供体制を確保するため、4 つの病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）に着目し、2025 年の病床の必要量を推計した上で、地域の実情に応じて、病床機能の転換や再編を進めてきました。

今回の計画では、峡南南部医療圏で合計 114 床のベッドの削減がされるこの状況につきまして、地域医療構想との整合性をどう考えているのか。

また、ベッド削減により、町民の町外の施設への流出が増えているのが実情です。峡南医療圏の完結型医療・介護とはどのような状況を想定し、目指しているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

昨年の中間報告に基づくご質問であります。その時点での考え方としてお答えします。

まず、前提として現在の飯富病院は 40 床とケアホームいいとみの 27 床で合計 67 床となります。同様に、身延山病院の病床は 61 床のため、中間報告で提案された体制とする場合でも、合計の減床数は 21 床にとどまります。

その上で、1 つ目のご質問ですが、地域医療構想における峡南構想区域の 2025 年の病床の必要量の推計は、病床機能別に申し上げますと、急性期が 78 床、回復期が 102 床、慢性期が 83 床とされています。令和 5 年度の峡南構想区域内の各病院からの病床機能報告数と比較すると、急性期は 236 床の過剰、回復期は 102 床の不足、慢性期は 22 床の過剰という状況です。ご指摘の、地域医療構想で示された病床機能ごとに必要とされる病床数と現状との差を含む峡南南部地域の医療・介護・行政運営等に関する諸般の事情を総合的に勘案しつつ、昨年の中間報告においては、再編統合後の姿として、急性期病床を減じる一方、回復期機能を持たせる方向性が示されたものと承知しております。

2 つ目のご質問ですが、ケアホームいいとみのベッド数削減の理由につきましても、これまでも説明してまいったとおりです。また、飯富病院にしても身延山病院にしても、ベッド数の削減は、看護師の退職等による人員不足が原因で病棟を稼働することができず、削減せざるを得なくなったのが実状です。

その上で、2 つ目の峡南医療圏に係るご質問ですが、峡南医療圏に所在する病院は、飯富病院や身延山病院と同様、看護師等の確保が難しく、病床を削減しつつ機能転換を図る動きも出てきており、峡南医療圏においても、病院完結型から地域完結型医療への転換を目指し、区域内の機能分化・連携を一層推進する方向で協議が行われています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5 番議員（山下利彦君）

ベッドを減らして、他町の、あるいは他施設に身延町民を転院させる、移って表面は丸く収

まっている。そういうことをもって完結型医療という考えはないと思いますけども、あくまでも身延町は身延町の中で、住み慣れた地域で住民が最期までできることを完結医療というと思います。

根本原因であります、再三出ております看護師の不足、そういう解決をもって住民が地元で最期まで迎える体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問ですが、外来診療体制について伺います。

患者数減少の原因は人口減少だけでなく、圏外へ多くの患者が流出してしまう不十分な診療科の受け入れ体制にあります。歯止めをかける根本の問題は、医師・看護師および診療科目の偏在の是正にあります。県への医師偏在対策への協力要請や地域医療振興協会や山梨大学医学部への医師派遣協力要請などが考えられますが、今後まず取り組まなければならない医師獲得問題の解決策にどのような方法を考えているのか、答弁を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

まず1点、今回の医療再編の取り組みにおいて病院機能の分化と医師などの医療従事者も含めた医療資源の集約を進めることで、現状十分とは言えない救急受け入れ体制の強化や診療内容の充実を図りたいという方向性を示しています。医師確保方策という視点とは異なりますが、ご指摘の患者の受け入れ体制を整えることにつながるものと思います。

さて、ご質問の医師確保策についてですが、第8次山梨県地域保健医療計画中に、医療法に基づく医師確保計画が定められています。

その計画によりますと、峡南医療圏における医師確保の方針として、短期的方針と長期的方針が記載されています。前者は、医師多数区域である中北医療圏からの医師派遣を中心に、地域偏在の是正を図ることを基本方針とするもの。後者は、既存の医師確保対策を継続することにより、安定的な医師の確保と地域偏在の是正を図ることを基本的な方針とするというものです。また、この方針に沿った諸々の施策が計画に示されており、一つひとつの施策はここでは申し上げませんが、医師の地域偏在の是正および必要な医師数の確保へ向け、これらの着実な取り組みを県には期待するところです。

しかしながら、この課題は峡南南部地域に特有のものではなく、県内はもちろん全国的な課題として、何年にもわたり医療に携わる者の頭を悩ましております。これを解決するための特効薬は容易に見いだせないことは、おそらく議員も十分にご承知のことと思います。

町としては、今回の峡南南部地域の医療連携に係る取り組みの中でも、県当局と情報を共有する中で医師確保に対する協力要請をしてまいります。また、中間報告で提案された方向で医療再編が行われたとしたならば、指定管理者とも協調して取り組むべき課題でありますので、その取り組みの過程で、一部事務組合構成町と歩調を合わせながら、組合構成町として為すべき事柄につきましては、これを実行してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

今おっしゃったことをぜひお願いいたします。

まず、県に期待する前に、各病院と歩調を合わせ、町として行動を起こしてもらいたい。答弁内容にありますように、県医師会、峡南3町、各病院、診療所、指定管理者等、全てがまとまり、早めの対応を、どこがリーダーシップを取るか、根本問題解決に取り組まないことには、今の全ての問題は解決することはないと思います。

また、南部町議会でも取り上げられている医師・看護師などの獲得も、どこよりも有利な医療従事者育成奨学金制度を3町で創設し、SNSなどを含め大規模な広報活動に取り組む行動も必要ではないかと思ひますし、また要望いたします。

次の質問に入ります。

質問13、診療所の運営体制と不採算医療への対応について伺います。

現在、早川町、旧中富町、旧下部町内に設置されている12カ所の出張診療所は、飯富病院がへき地の医療を守るために実施してきた不採算医療の一つです。政策医療に位置付けられ、国は診療所運営を守るため繰出基準を設け、1診療所当たり710万円の町への交付税措置を行っております。

今回のへき地医療拠点病院である飯富病院のベッドを削減し、民間診療所とした場合、国からの財政措置は当然なくなると考えます。重要な視点は、過疎地域のへき地医療は非効率で不採算な部分で住民への医療サービスを維持していることです。交付税措置に関係なく、現在設置されている12カ所の出張診療所の医療提供体制は維持されるのかどうか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問の中で、「へき地医療拠点病院である飯富病院のベッド数を削減し、民間診療所とした場合」とおっしゃっていますが、中間報告の内容に従えば、あくまでも公設民営の医療施設です。民間診療所ではありません。

その上で、現在の南部と万沢の診療所は、へき地診療所として指定されており、再編統合後も当該指定が継続されるか、また、現身延山病院も公立病院となりますので、飯富診療所も合わせて、へき地医療拠点病院、へき地診療所としての指定要件を満たすか否かについては現時点で不明ですが、中間報告の方向で進むとなれば、県との事前確認、調整が必要となってまいります。

なお、交付税措置に関係なく、現在設置されている12カ所の出張診療所は維持されるのかというご質問ですが、当該診療所は両町がそれぞれ設置し、飯富病院に診療を委託しているものです。ただいまのご質問の出張診療所12カ所には早川町の診療所も含まれておりますので、身延町としてお答えすることはできませんが、身延町の5カ所の診療所のあり方については、今後議論してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

再質問ですけども、当初、中間報告の一番最初に出てくるのが公設民営化という言葉が出てくるわけですね。公立病院と公設民営化病院の不採算医療への交付税措置は大きく異なります。あくまでも公設民営化の職員は、基本的に民間の従業員であり、公務員ではありません。先ほどの答弁内容において、身延山病院が公立病院となる。さらに診療所をはじめ統合後は全ての施設は公的施設になるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

身延町の5カ所の診療所は、町の条例により町営診療所（公的施設）としています。早川町の7カ所の診療所も同様です。現在は、その12カ所の診療所の運営を飯富病院へ委託しています。

以上のことを前提として、統合後、身延町と早川町の12カ所の診療所を全て公的施設にするのかというご質問だとして、お答えさせていただきます。

早川町の診療所については、身延町としてお答えすることはできませんが、身延町の5カ所の診療所については、あり方を含め今後議論してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

最後の質問に入ります。

峡南南部地域の医療・介護体制は2040年を乗りきれののかに対しまして、厚生労働省は高齢者がピークを迎える2040年を見据えた新たな地域医療構想を策定します。その視点は、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換であり、2040年の支える医療を取り巻く状況を次のように予想しています。

1つは、多くの医療資源を要する手術件数は2040年にかけて減少の見込み。

1つは、医師、看護師を重点配置する急性期医療の体制を縮小し、理学療法士らを含む多職種でリハビリを支える回復期医療を手厚くする改革が必要とするもの。

85歳以上の在宅医療の需要は、2040年にかけて需要が50%以上増加すること。

1つは、医療と介護の両面から支えを必要とする85歳以上の高齢者が急増することなどを挙げております。

これに対して、今回の「みなみやまなし」からの中間報告は、急性医療対応として医療資源を集約し、ベッドを114床削減し107床とする案です。医療・介護の受け入れ規模縮小に大きく舵を切る方向は、職員のリストラの問題を発生させ、それに伴う住民への医療・介護環境とサービスの質の低下を招き、さらに人口減少を加速させ、峡南地域の衰退に繋がると考えます。

人口減少対策の企業誘致と同様、病院の存在は人口流出を防ぎ、移住定住を考える重要な生活環境であると同時に、大規模な職場として存在意義は大きいものがあります。この職場環境を維持拡大し、さらに充実させる方向で考えることが少子化対策に影響し、地方創生に繋がる

ものと考えます。まったく逆の方向で中間報告がなされております。

峡南南部医療圏の問題点は、医師偏在、診療科偏在、看護師不足が問題であることは明らかです。ベッドの削減を先に実施するのではなくて、根本的な最大で最も重要な医師・看護師等の医療従事者獲得計画にまず3町が一致協力して全力で取り組むべきだが、その動きはありません。今回提案された峡南南部の医療・介護体制で高齢化のピークを迎える2040年を乗り越えることができるかどうか、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問は、日本においては、2040年に85歳以上の高齢者が増加し高齢化のピークを迎えるので、このことへどのように備えるべきかという厚労省の考え方を前提とされているようですが、厚労省の予測と異なり、身延町ではすでに85歳以上の年齢層も含めて全ての年齢層の人口が減少している実態があります。また、峡南南部地域としても、人口減少に伴って、患者も、医師、看護師等の担い手も減少することが見込まれるということ。これらを背景に、この地域での医療機関の経営は一層厳しさを増すであろうこと。加えて、飯富病院、身延山病院の設置者である一部事務組合、公益財団法人ともに、このまま病院を支え続ける財政的な体力がないこと。2040年を乗り越える以前の問題として、今まさに、この地域の医療崩壊の危機が私たちに突き付けられているという現実を踏まえ、人口減少局面にある地域に、医療を持続的に提供できる体制を何とか構築したいとの思いで取り組んでおりますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

今後、明かりが見えるかということ、なかなか明かりが見いだせない。峡南ケアホームいいとみの2階、3階の明かりが消えていく。こうして、町から明かりが消えていくのかなということを、あの前を通るたびに思います。

望月町長の公約のキャッチフレーズ「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった 身延町」を身延町の目指すところとして掲げ、長く語られてきました。町民誰もが活力と幸せを実感できるまちづくりを推進するというものです。

先ほどの答弁内容は、人口減少、患者、医師、看護師の減少、病院を支える町の財政的体力の減少、まさに減少づくしの中、2040年を乗り越えることができるのかという質問に対して、その前に医療崩壊の危機に直面しているなどという他人事のような答弁です。

町民生活の基盤であり、何よりも重要な医療・介護体制をどこの町よりも充実させることが地域の活性化、地域創生の原動力となり、消滅しないまちづくりにつながると考えます。

医療・介護を考える会などの町民との議論の場を設置し、公約内容の活力と幸せを実感できるまちづくりをさらに推進していただくことを最後にお願ひしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後１時とします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時００分

○議長（上田孝二君）

午後１時になりましたので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告４番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○７番議員（伊藤雄波君）

通告に従い一般質問をいたします。

まず、中学生のスポーツ環境整備の要望書提出の対応について、これから伺います。

令和６年９月議会の一般質問において、同僚議員も質問いたしましたとおり、７月１６日に議員と身延ユナイテッドＳＣの保護者の皆さまとの懇談会、１１月１日、教育厚生常任委員会の町長宛ての要望書提出、それを経て部活動設置が困難な状況下、何とか多くの子どもたちの要望をかなえられないかと、会派 未来みのぶの仲間と協議を重ねてきました。

多くの問題が立ちはだかりますが、山梨県サッカー協会のクラブ申請の許認可問題、練習場所の確保、指導者の確保、サッカーゴール等の用具の手配、保護者や地域の方々への説明と協力など、乗り越えなくてはならない問題が山積みしています。

幸い、当町において、町長をはじめ教育長なども趣旨をご理解いただき、生涯学習課スポーツ担当、学校教育課などの協力をお願いしながら、ここ数カ月、来年度４月の設立に向け、深山、遠藤両議員が急ピッチに取り組んでおります。

そこで質問をいたします。

教育厚生常任委員会の要望書提出を受け、町として練習場所の確保や用具面の支援等、具体的な対応について、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和６年１１月１日付けで、身延町議会教育厚生常任委員会委員長から提出されました「身延町における中学生のスポーツ環境整備についての要望書」を受け取り、受理をしております。要望書の主な内容につきましては、指導者の確保が困難であること、中学生が町内でサッカーができる環境を整備すること等でありまして、この要望に対しましては、教育委員会生涯学習課で対応をしております。

ご質問の練習場所の確保についてでございますが、町内には照明設備があり、サッカーができるグラウンドが７カ所ございます。周辺の環境や集合のしやすさ等、若干差がありますので

関係者で選択していただければと考えております。

また、用具面につきましては、サッカーが行える必要最小限の器具等は町で準備をいたしますが、チームユニフォームや審判用のユニフォーム、ビブスなどにつきましては、チームでの用意をお願いすることを考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

ありがとうございます。町が協力的に動いていただいているようで感謝いたします。

まだまだ問題点はあると思いますが、子どもたちにとって夢や楽しみを与えていただけそう
で、前進、不安から少し期待に変わりました。

次に、場所や用具の支援について伺いましたが、懇談会の中でも指導者の確保や指導方法など、サッカークラブにおいては、ライセンス保持者の関わりは絶対条件となっております。

そこで伺います。

指導者等、ソフト面での町としての協力体制についてお伺いします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

町内では大人から子どもまで多くの方がスポーツを楽しみ、健康増進と体力の向上に努めて
おります。新型コロナウイルスの影響で鈍っていた活動も最近ではかなり活発となっております。

そのような中、生涯学習課生涯スポーツ担当として、令和7年度から地域おこし協力隊を募集し、さらにスポーツ活動を支援してまいります。この地域おこし協力隊は、サッカーの指導
ライセンスを持つ者を応募要件とし、町全体のスポーツ振興だけでなく、サッカーの指導を併
せて行う業務を任せることとしております。

町内のサッカーチームの活動が活発になり、ひいては他のスポーツの活動もさらに活発になることを期待しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

課長の答弁にもありましたが、このような形で、先日われわれが研修しました境町での協力
隊の取り組みはまさしくこれで、2月26日付けの山日新聞に、その境町の協力隊就任の記事
が載っていました。

身延町での募集はこれからですが、意に沿った指導者の募集ができることを期待して待ちたい
と思います。

次に、部活動に関わる地域のスポーツクラブとしての位置付けのクラブ設立ですので、中学校
や教育委員会、学校教育課の協力と理解も不可欠と考えます。

そこで、ご質問させていただきます。

教育委員会・学校教育課の今後の協力体制など具体的対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

中学校の部活動改革が進み、今後、学校の部活動は地域のクラブ活動に移行していくことになりますが、地域のスポーツ活動環境の整備を進める観点から、中学生のスポーツ環境整備の主担当も生涯学習課に移行していくことになります。

学校教育課としましては、サッカーも含め、中学生にとってふさわしい地域スポーツに親しむ環境の整備ができるように、生涯学習課、学校と緊密に連携をとりながら、活動内容に関わっていく必要があると考えております。

現在、地域移行に向けて、学校、スポーツ協会、教育委員会で組織した準備会で協議を進めておりますが、令和7年度に学校、保護者、地域のスポーツ団体、文化芸術団体などの関係者からなる協議会を立ち上げるなど、予算面も含め取り組みが具体的に進んでいく予定です。また、この事務局には生涯学習課に学校教育課も加わって取り組んでいく予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

先日、中学校や地域のスポーツ、文化芸術活動をサポートする地域クラブ活動等人材バンクというのがあり、県と民間とが手を組み、子どもたちの可能性への後押しをしてくれるシステムについて公表されました。

今後、市町村等の地域が主体となって取り組む各種の地域クラブ活動等に対し、指導者として協力いただける地域の皆さまに登録をしていただき、市町村の依頼に応じて指導者を紹介する仕組みです。

県では、子どもたちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保を目指し、部活動の地域連携、ならびに地域クラブ活動への移行に取り組んでいます。

移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、県では新たに地域クラブ活動等人材バンク「スポカルやまなし」を設けることになったそうです。

この取り組みをスタートさせるためには、募集に関わることは山梨県教育庁保健体育課、もう1つ、登録に関わることは、民間企業で組織する学校デジタル支援事業部でスタートをするそうです。

このように、これからやはり行政と民間で協力して取り組みを行い、今はサッカーの話でしたが、ほかのスポーツ、または文化芸術団体、課長がおっしゃっていました身延町発信で行えば、南部町、早川町、富士川町、市川三郷町もこれに参加、協力してくれるのではないのでしょうか。

先日、教育長の教育方針の中で、町内において活動しているスポーツ少年団や中学生のクラブチームに対し、活性化と育成を支援し、卒業後もスポーツを続けていくことができる環境整備に努めてまいりますというお話をいただいて、これこそが人口減少への、多少ではあるだろうけれども、歯止めの一手かもしれないと、私は感じました。

続いて、移動スーパーについて、お伺いしたいと思います。

買い物弱者とは何か。経済産業省の定義によれば、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のことだそうですが、まさしく身延町には必要なことだと思います。

高齢化や人口減少などの影響で、身近な場所でも買い物ができない状態で、しかも高齢のため自動車の運転ができない等の理由で困難を感じる人が多くなっています。

そこで質問いたします。

民間企業が移動スーパーでの販売事業を取り組むという話を伺いました。具体的にはどんな方向性になるのか、話せる内容がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

マックスバリュ東海株式会社が、身延町で移動スーパー事業を展開したいという提案が令和6年10月にありました。「わたしの近くまで運ぶスーパーマーケット」というコンセプトで、高齢化への対応、免許返納への対応、暮らし続けられる地域にするために、「食」の分野でお手伝いをするというものです。

この事業の特徴は、毎週1回決まった「曜日」・「場所」・「時間」に伺うこと、生鮮品から家庭用品まで約500種類の商品の品ぞろえがあること、売り場にはない商品でも要望があれば次週に持ってくる対応もすることなどがあり、軽トラックで販売いたします。

町は、令和2年度に買い物環境等調査を実施した結果、食料品の買い物をする際、利用したいサービスの1位が「移動販売などの近所で買い物できる場」で44%の方が希望していました。また、日頃の買い物で重要だと思うことでは、「実際に商品を目で見て選べること」、「歩ける範囲のお店で買い物できること」を重要だと回答している方が、7割以上でした。さらに、実際に買い物が不便だといった声も多く、第2層地域支え合い協議会の中でも、地域から商店がなくなり、買い物が不便になったことについて、何かできることはないか話し合っております。

このようなことから、買い物に行くことが困難な高齢者やお住まいの地域に商店がない方などの買い物の不便を解消するために、静岡県での実績がある移動販売事業者に、町として協力することといたしました。

令和6年12月に、各区長さんに利用希望調査を実施し、希望する販売場所として57カ所の提示がありました。現在、移動販売事業者は、4月頃の事業開始を目標に、現地確認や場所の使用許可などに取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

移動スーパーについて、かなり具体的にさせていただく方向でいるのを感じました。

移動スーパーの強みは、地域やお客さまに合わせて柔軟に対応できることだと、もちろん思います。高齢化が進むにつれ、シニア層の買い物をどのように支えるかが課題でした。現実、

私の知るところでは、国道沿いの、本当に国道のメイン通りである高齢者が今回、運転免許証を返納するにあたって、今までセルバに車で通っていたけれども、そこが通えなくなって、われわれもメイン通りだけでも希望を出して、そういう移動スーパーを利用したいんだという切実なる希望も耳にしたところです。

また、予約を入れたお客さまが来ない場合とか、来たけど体調が悪そうなお客さまとか、そんな日常の中の変化がコミュニティの中で生まれたら、その対応と報告を行政と共有して運営していただければ素晴らしいことだと思いますが、そんな行政とのつながりを考えてほしいと思います。

再質問はしていませんので、今後の検討をしてほしいと願います。

それでは、次に道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの遊具の件についてお伺いします。

令和6年12月議会の中で、現地調査の折、木製の遊具を使うことで防水・紫外線防止が必要ではないかという質問に、今はそのような塗料はないとメーカーがその場で回答していました。後に職員のほうから、そういう塗料が高額だから使えないという回答もいただきました。

そこで質問です。

メインは子ども主体の遊具です。木製ということで、安全安心に対する今後の取り組みをどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークは来月オープンを予定しております。敷地内ふれあい館東側に、来所した子どもたち向けに、大型遊具2台、小型遊具3台を設置する工事を施工中で、間もなく完成となります。

大型遊具は、子どもたちに木のぬくもりを感じてもらうため、杉材を多く使用した遊具を選定し設置しており、この遊具の材料は保存処理を施しております。この保存処理につきましては、JAS（製材の日本農業規格）やAQ（優良木質建材等認証制度）におきます保存処理の性能区分で、通常より激しい腐朽・蟻害、シロアリの害ですね、その恐れのある条件下で高度な耐久性が期待できるものという性能基準、これはJASで言いますところの性能区分の5段階の厳しいほうから2番目、AQ性能区分で言いますと一番厳しい1種に区分されるものになりますが、これをクリアした製材を使用しており、安心して遊ぶことができる遊具となっております。

今後におきましては、日常点検・定期点検を実施する中で、安心安全を第一に心がけてまいりますので、来所の際はぜひ、遊具で遊んでいただければと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

ありがとうございます。おそらく、今ある方法としては、ベストな品質なものだと思います。

ここで一番大切なことは、確かに子どもが安全なことです。課長の答弁にもありますが、JISマークK4、用具には使えますということではありますが、これは確かに腐敗、シロアリ

対策に強いという意味で耐久性が期待できるということです。

今、木材で一番の脅威はということで、テレビの中では水分と紫外線、これが劣化の一番の原因だということになっています。今回、ヘルシースパサンロードしもべの湯の温泉ですけど、足湯のところに板がありますが、あそこで板を使っているということで、木の会社が非常に危惧していたことも私は耳にします。

今回、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークに行きました。ペットボトルを買って、水がどういう状況になるか、遊具の木に少しかけてみました。そうしたら、やはり水を吸い込みます。水を吸い込むということは、中に水分がある。今回、このような温暖化における高温が、日差しの強い日が何日か続く。そういったところでどんどん乾燥が始まり、劣化が始まる。これが劣化の一番の原因だという。確かに薬を使っているので、アリとか、そういう腐敗にはいいのかもしれないが、劣化が進むということは、今の現状では考えられるのではないだろうかと思います。

道の駅しもべに皆さんも行かれたことと思います。売店と、うどん屋さんの前にテーブルやベンチが置かれています。晴れた日でも座る人はいません。相当の劣化が激しく、ささくれでトゲが刺さるのではないかと。お母さんが来たときに「駄目よ、そこへ座っては」と、晴れた日に座っては駄目なテーブル、遊具ではないけれども、テーブルがそこにあってはいけないだろうと思います。

当初は、おそらく日常点検は実施します。そういう名目ではあったとしても、劣化しているのは現実であって、今後の対応が、そういったものに対しての安全、保全計画、こういったものをしっかりと、器具だけではなく、いろいろな施設に対して保全計画をつくり、町も、施設側も何日の点検で、こうだという具体的な共有ができるようにしなければならない、今後そういうふうにしていかなければいけないだろうと考えます。

劣化した木のささくれでトゲが刺さっただけで、二度と、あそこは怖くて行けないと、そんなトラウマになるような子どもを生んではいけないと思いますので、まだまだできたばかりで、そんな心配はないという思いはありますが、そんな心配をしています。

どうか保全計画をしっかりと具体的に、日付で確認しながら、皆さんと共有していけるスペースにしてほしいと思いますので、ぜひお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

ここで、準備をしますので、しばらくお待ちください。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（上田孝二君）

それでは、再開します。

次は通告5番、市川司君の一般質問を行います。

市川司君の質問を許します。

登壇してください。

市川司君。

○1 番議員（市川司君）

通告書に従いまして、一般質問を行います。

本日は3項目、4質問を行います。

まず第1項目ですが、教育関係者以外の町民にはなかなか知られていないんですけれども、教育研修センターについて質問します。

このセンターは現在、教育委員会の中にあり、児童生徒の学習に関しての研究を行ったり、町内教職員の研修にも寄与していると聞きます。

そこで、1番目の質問です。

本町の「教育研修センター」のその歴史・設置目的・業務内容・人員配置・報酬について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

教育研修センターは、昭和53年に旧身延町で、よりよい人づくりを目指し、本町教育の振興と教職員の資質向上のために設立されました。

業務内容は現在、主に学校教育の充実と振興を図るための業務に取り組んでいます。

中心的事業として、「学びの向学館」事業があります。これは、小中学生を対象に退職した教師により、土曜日や長期休業を利用して行われる学習サポート授業です。講師の先生方は、身近な子どもたちのために熱心に指導をさせていただいており、子どもたちも学校とはまた違う雰囲気の中で、意欲的に学習に取り組んでいます。

グローバル化や情報化が進展する社会に対応するため、児童生徒の英語教育や情報活用能力推進の向上を目指した取り組みも行っております。英語教育では学校と連携しながら、小学校6年生、中学校1、2年生を対象にイングリッシュ・デイキャンプと称した、学校を離れて外国人講師と1日英語に親しむ機会を設けています。特に中学生は長期休業を利用し、東京にある体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」において、1日英語のみの環境で外国人講師と楽しく触れあいながらコミュニケーション能力を高めています。

情報活用能力推進は、ICT教育の推進の取り組みになります。本センターでは、各学校から選出された教師によるICT教育推進委員会を定期的開催し、各学校の現状や課題の分析等を行いながら、学校と情報を共有し、児童生徒のICT活用能力の育成と教職員のICTの校務・授業への有効活用に向けた取り組みに努めています。長期休業中には町内小中学校の全教員を対象に合同研修会を開催し、ICTの有効活用についての研修が熱心に行われております。また、小学生を対象にプログラミング教室を開催し、多くの児童が学んでいます。

このような本センターにおける取り組みは、本町の学校教育と児童生徒をサポートする機関として欠くことのできない重要な存在となっております。

人員配置ですが、身延町教育研修センター設置及び管理規則により、研修センターに所長およびその他必要な職員を置くことになっており、所長は教育長が兼務し、職員は教育現場に精通した退職教員の会計年度任用職員1名が研修センター主事として、研修センターの設置場所である下部保健福祉センターの学校教育課事務室内で週3日業務に従事しております。

報酬については、研修センターの主事の給与が発生しますが、規則の給料表等に基づき、給

料、期末勤勉手当等が支給されます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

市川司君。

○1 番議員（市川司君）

私は先月、議員研修で茨城県の境町に視察に行ってきました。この町でも英語教育に力を入れており、魅力あるまちづくりをしています。本町でも、研修センターが英語教育を推進しているということは、とても評価できることだと思います。

そこで再質問ですけれども、先ほどの答弁にあった「イングリッシュ・デイキャンプ」と「東京グローバルゲートウェイ」の今年度の参加人数とその割合、参加費用などを教えてください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

「イングリッシュ・デイキャンプ」については、小学校6年生が対象で、26人の参加がありました。全児童に対する参加割合は65%でした。参加費は1人千円の個人負担をしていただきました。

「東京グローバルゲートウェイ」については、中学校1年生を対象に夏休みを利用して実施し、参加者は18人でありました。また、中学校2年生を対象に冬休みを利用して実施し、参加者は19人でありました。全生徒に対する参加割合は中学校1年生が33%、2年生は43%でした。参加費はいずれも1人2千円の個人負担をしていただきました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

市川司君。

○1 番議員（市川司君）

このように他の町にない歴史と先進的な取り組みを行ってきていることは、非常に誇れることだと思います。教育研修センターは、町民にはあまり知られていないようですので、また近年、各町にも教育支援センターというものができてきました。ぜひ、いろいろな機会に、保護者ばかりでなく、町民にもこのようなことをやっているということをぜひ知らせていただいて、理解していただければと思います。

次に、2番目の質問です。

教育厚生常任委員会は、12月に「身延町人口減少対策および町づくりに関する要望書」を提出しました。その中に「学びの向学館などの学習支援の充実」を図るよう要望を出しております。教育研修センターとして今までの成果と課題を踏まえて、今後、重点的に展開する計画があるか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

教育研修センターで取り組んでいる事業については、毎年度、事業を振り返り、「教育委員会

の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」の中で、成果や課題を報告しています。

令和6年度も先ほどの答弁のとおり「学びの向学館事業」、「英語コミュニケーション力育成事業」、「ICT活用能力育成事業」の主に3つの事業とそれぞれの取り組みで、町内の児童生徒の学びを応援してきました。これら3つの事業は、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、必ず役に立つ事業と考えております。

3つの事業の評価、検証をしっかりと行い、改善点を次回の取り組みに反映させ、小中学校とも連携しながら、昨日の本会議において、教育長が「令和7年度身延町教育委員会の教育方針」の中でも説明しましたとおり、引き続き研修センターの重点事業として取り組んでいく計画であります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

市川司君。

○1番議員（市川司君）

全国学力テストの結果や様々なデータによりますと、町内の小中学校の学力が伸びているようです。これも教育研修センターの取り組みが寄与しているものだと思います。さらに、恵まれた環境や施策の中で、児童生徒を今後も育てていってほしいと思います。

次に2項目めは、学校教育についてです。

山梨県教職員組合の峡南支部では、峡南の教育白書を毎年作成しています。最新の調査は2023年度ですが、今までの白書を調べてみますと、10年前の2013年度では、峡南5町の児童生徒数はおおよそ3,800人でした。10年後、つまり昨年度ですが、昨年度はおおよそ2,700人で、その差は1,100人ということです。1年ごとに110人が峡南5町で減っているということになります。

では身延町はどうかということですが、2013年度は児童生徒が713人いました。昨年度、2023年度は413人ですので、この10年間で300人減少しています。年間にしますと、おおよそ30人ということになります。

そこで、3番目の質問ですが、このように子ども数が減少する中、来年度の町内3小学校の新入生は合わせて21名と聞いております。非常に少なくなっております。複式学級が予想されますが、その実態と複式解消の対策を伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えいたします。

ご指摘のとおり、令和7年度身延町立小学校の入学児童数は、現時点で21名を予定しております。内訳は身延清稜小3人、下山小13人、身延小5人となります。

ちなみに、令和8年度入学生につきましては、33人を見込んでおります。

現在、山梨県の学級編成基準で2つの学年の児童数が12人以下の場合は、複式学級編成が適用され、令和6年度本町においては身延清稜小の2・3年生と5・6年生が複式学級の編成となっており、それぞれ1人ずつの県費負担教員が配置されています。しかし、児童数が少ないとはいえ、1人の教師が2つの学年の児童に、異なる教育課程を同時に履修させることは困

難であるため、本町でも身延清稜小には常勤の町単教諭1名、非常勤の町単講師2名を配置し、複式授業を解消し、学年ごとにきめ細かな指導を行っているところです。

なお、令和7年度は、身延清稜小で複式学級が1学級生じることになりますが、非常勤の町単講師2名で解消する予定でいます。当面、こうした町単教諭や講師の配置により、学校教育の質を落とさないよう努めてまいりたいと考えております。一方で、今後児童数が減少する中で、適正な学級規模等について検討しながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を保障していかなければならないと捉えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

市川司君。

○1番議員（市川司君）

子どもは地域の宝物と言われております。私も1人の教師が2つの学年の児童をみるというのは非常に困難が伴うことだと思いますので、ぜひそのへんの解消はよろしくお願ひしたいと思ひます。

身延町は子育てや学校教育に手厚い支援を行っていますが、今後もよりよい環境をつくってほしいと思ひます。

続きまして、3項目めは、防災情報の発信についてです。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、2011年3月11日の東日本大震災、それから昨年元日の能登半島地震、2014年2月の大雪、それから昨年8月は南海トラフ地震臨時情報が発表されました。また、大船渡市の山林火災は現在も続いております。

私も30年前の阪神・淡路大震災では、2カ月ほど経った3月に、神戸にある小学校にボランティアとして参加しました。そこでは、焼け跡の風景と、その臭いを今でも思い出すことがあります。

また、11年前の山梨の大雪のときには、国道52号線沿いの地域の人はトイレを貸したり、炊き出しのボランティア活動をしたりしました。災害に遭った人たちが助けていただいたことを感謝し、後日、本町にお礼に来たと聞いております。

さて、本町では南海トラフ地震の想定震源域に入っているため、町の南の地区の人たちは非常に災害に関心が高い人が多いです。

そこで、4番目の質問ですけれども、自然災害や火事、事件などの町民への情報伝達について質問します。

富士河口湖町では、大雨・大雪などの警報情報・道路鉄道の交通情報・避難所設置情報・火災情報など住民の知りたい情報を防災アプリとしてSNSで発信しています。これはいつでもどこでも誰でも見ることができ、メリットの多いものです。本町でもそのような計画はあるか。あるとしたらその進捗状況はどうか伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

本町では、防災アプリを今年度構築し、令和7年4月から運用開始予定で進めております。スマートフォン等にアプリをダウンロードしてログインいただければ、ハザードマップなどの

防災情報や役場からのお知らせが、町内にいなくても確認することができます。また、防災行政無線と連携を行うことで、いつでもどこでも防災行政無線を文字と音声で確認することができます。台風のときなどに町外にいる親族が、防災アプリから町内の状況を確認して、町内に住む高齢者に早期避難を呼びかけることもできます。

今後は、現在、紙で配布している町の広報紙やチラシなども防災アプリの配信で確認することができます。運用の際は多くの方にアプリをダウンロードしていただくよう周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

市川司君。

○1 番議員（市川司君）

町内で高齢世帯だけで住んでいる人は、年々多くなっています。町外に住んでいる家族がスマホで気象や火災、事件の情報が瞬時に分かると、それぞれ個別に家族が対応できると思います。災害の防止にも、事件の防止にも役立つと思います。

運用が開始できましたら、一人でも多くの人が利用できるように周知してほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

市川司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時55分とします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告6番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○6 番議員（佐野知世君）

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、峡南南部地域医療連携推進協議会と地域医療連携推進法人みなみやまなしのことについてでございます。

最初の質問でございますけれども、ただいま身延町、早川町と南部町においては、峡南南部地域医療連携を推進し、令和6年6月27日には地域医療連携推進法人みなみやまなしとして県内初の法人化されたところでございますが、法人化されるとどのような利点があるかを、まず伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

地域医療連携推進法人とは、医療機関の機能の分担および業務の連携を推進するための方針を定めて、その方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担および業務の連携を推進することを目的としており、メリットとして、参加法人が各々独立性を保ちながら、医薬品の共同購入や参加法人間の病床融通、人的交流、医療従事者の共同研修などが行え、医療の効率化や経営の安定性を図ることができる点です。

令和5年12月に議員の皆さんに説明した、「飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所に係る医療連携の基本方針」の中で、医療法に基づく地域医療連携推進法人を設置し、飯富病院、身延山病院および南部町国保診療所の医療連携を進めつつ、将来の統合再編へ向けた環境を整えるため、各医療機関の人事等を含めた機能の調整や医療提供体制のビジョンづくりを具体化しながら、同時に経営統合へ向けた準備を進めていきたいと説明させていただきましたが、このような取り組みができるのも利点であると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

町からの財政的な補助ができるだけ抑えられる法人であっていただきたいと考えております。

それでは、2番目の質問といたしまして、地域医療連携推進法人みなみやまなしの医療連携推進区域は、峡南南部地域、参加法人等においては、身延町、早川町、南部町、飯富病院、身延山病院、南部町の2つの診療所でございますけれども、統合についての完了時期と現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和6年12月に議員の皆さんに説明したとおり、峡南南部地域における医療再編調査検討業務の受託事業者による中間報告では、医療施設群（飯富病院、身延山病院、南部診療所、万沢診療所）の経営統合の目標時期を2027年4月（令和9年4月）としているところです。

今後は、調査検討業務の受託事業者の最終報告について、早川町、南部町、飯富病院および身延山病院関係者と共通認識を深め、議会、住民、医療施設群職員等に説明会を実施していくことになると思いますが、関係者と説明会の方法論も含め協議し、できるだけ歩調を合わせながら実施していくことになると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

2027年4月というと、日にちもあまりないわけでございますけれども、なるべくスムーズな連携ができればいいなと考えているところでございます。

それでは、3つ目の質問で、地域医療連携推進法人みなみやまなしと聞くと、峡南地域全域

を思わせるような名前のように見えまして、統合後には、峡南地域で、ある程度病床数を備えた、ほかの病院との連携はどのように推進をしていくのかをお伺いしたいと思いますけれども、お考えはどうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

経営統合後の病院の立場として、お答えするのは困難ですので、現在、山梨県地域医療構想調整会議（峡南構想区域）で、峡南地域で目指す医療体制の在り方について検討していますので、その内容によりお答えいたします。

南北に長いという地理的特性により、医療機関が広範囲に所在していることや区域の北部と南部で住民の受診行動に違いがあることを勘案し、区域全体での包括的な連携に加え、北部・南部がそれぞれの連携を推進していくものとしています。具体的には、地区中核病院として富士川病院があり、北部は市川三郷病院と峡南病院、南部は、しもべ病院、それから現在経営統合を目指している飯富病院、身延山病院です。地区中核病院と北部と南部が連携したり、また北部と南部が連携する、また、北部、南部のそれぞれの中でも医療連携していくというふうなことも想定しているところです。なお、連携は診療所や介護施設なども含まれています。

このように、地域医療構想調整会議（峡南構想区域）で現在検討中ではありますが、各医療機関が峡南構想区域の区域対応方針により、それぞれの役割に応じて医療連携を推進していくことになるのではないかと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

特に町内にあります、しもべ病院は、「地域で支える地域完結型医療」として地域に根差し、急性期の患者の受け入れはもちろん、高度先進病院に長期入院ができない患者、老人施設に重症でいられない方など、終末期医療に尽力している町内にとっても重要性の高い病院であります。このことから、峡南南部地域医療連携推進完了後は、当病院との医療連携も最優先にすべきと考えておるところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

しもべ病院は、峡南地域の中では慢性期の病床に特化した唯一の病院であることは承知しておりますが、このご質問も、経営統合後の病院の立場として、お答えするのは困難ですので、前のご質問同様に、山梨県地域医療構想調整会議（峡南構想区域）で検討されている内容によりお答えいたします。

山梨県地域医療構想調整会議（峡南構想区域）で現在検討中ですが、各医療機関が峡南構想区域の区域対応方針により、それぞれの役割に応じて医療連携を推進していくことになるのではないかと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきますけれども、次は身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者以外のタクシー利用料金の助成についてでございます。

町の要綱では、身体障害者福祉法の規定により、タクシー利用料金の助成は身体障害者手帳の交付を受けた者であり、肢体不自由者および視覚障害者の1級または2級に該当する者でございますが、身体障害者手帳の交付を受けた方で肢体不自由者の認定はされていないが、高齢であり、病院へ行くのにも町営バスや、みのぶ乗り合いタクシーの乗り場に行くための歩行も困難な方もいることから、町独自の助成を受けられないかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和6年第4回定例会で、今回同様のご質問が渡辺議員からあり、そのときに、「タクシー助成制度の導入を検討する自治体が増えてきているそうですが、一方で、導入にあたり、財源の確保と運転手不足等に伴う地域のタクシー供給量の不足が課題となっているそうです。また、すでに導入している自治体では、タクシー事業者がない地域があり、利用することが困難な地域があることが課題だとしているところもあります。このように導入するにあたり課題もあることから、すでに取り組んでいる自治体の制度を調査研究しながら導入できるかどうか考えていきたいと思います。」と答弁させていただきました。

重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成実施要綱に基づいたタクシー利用料金の助成は、その半分程度を県の補助金を充当していますので、町独自となりますと、財源が大きな課題となってきます。

町独自の助成については、人口減少に伴い運転手不足等も進んでいくことも考えられますし、限りある予算の中での財源確保が課題になってきますので、取り組んでいる自治体の制度を調査研究しながら、導入できるかどうか考えていきたいと思います。

なお、今回のような身体障害者手帳所持の方の場合、県の事業で、タクシー料金の10%割引が受けられると思います。利用の際には手帳を提示する必要がありますが、タクシー会社により異なる場合があるそうですので、詳細は利用する前に利用するタクシー会社にお問い合わせをお願いいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

ありがとうございます。

タクシー料金の割引があるということでございますので、そちらの検討も、障害者の方には良い情報だと思いますので、ありがたい情報としてお伺いしておきます。

現在、タクシー券の助成は、利用1回につき600円、年間24回までとなっております、

利用者は数名にとどまっております。肢体不自由者および視覚障害者という枠にとらわれなければ利用できてありがたい方もいると思います。

重度心身障害者の行動範囲の拡大と社会参加を促進する観点から、できれば、本事業の見直しの検討をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成実施要綱に基づいたタクシー利用料金の助成制度を見直すことについては、前の答弁と重なりますが、人口減少に伴い運転手不足等も進んでいくことも考えられますし、限りある予算の中での財源確保が課題となってきますので、取り組んでいる自治体の制度を調査研究しながら、見直しができるかどうか考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

ぜひとも前向きな検討をお願いできればと思っております。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきますけれども、次は文化財の保護のことについてでございます。

町内には、国の重要文化財である下部湯之奥の門西家住宅などの建造物が2棟、県指定が3棟、町指定の建造物や国登録文化財も30棟程度と歴史的建造物および文化財を保存する建物も他町に比べて非常に多いと認識しております。その文化財を火災等の災害から予防するための設備や活動についてお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

佐野知世議員のおっしゃるとおり、町内には文化財に指定された建造物が33件、国の登録を受けた建造物が31件、合わせて64件の歴史的建造物がございます。その9割が木造建築物で、火災による被害を受けやすく、彫刻や絵画などの文化財を保存する建物もございます。令和元年10月に沖縄県で発生しました首里城の大規模火災以降、全国的に文化財の防火対策の重要性が改めて認識されております。

当町におきましては、文化財建造物の防火対策として、文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、消火設備や火災報知機の整備、その保守点検等にかかる経費につきまして、補助金の交付対象としております。

また、毎年1月26日の文化財防火デーにおきましては、峡南消防本部中部消防署と共同で、文化財に対する防火意識の啓発を図るため、防災無線での周知や立入検査を行うとともに消火訓練を実施しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

お答えのとおり、補助金や啓発活動等を行っているということで安心しましたがけれども、また、先ほどの文化財防火デーというのが1月26日にございまして、全国各地で文化財建造物の防火訓練の様子をメディア等で目にすることがございます。町内においても、自分が消防団員のときには、近くの熊野神社の消火訓練に携わった経験もございます。

文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図る意味でも再認識していただいて、時期はいとわないんですけれども、主な文化財の火災等の予防活動を消防団各分団で実施をしていただければと思いますが、その考えをお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

文化財防火デーに合わせて行っている消火訓練は、消防署が主体となり計画し実施しております。文化財へ特化した消火訓練は消防団主体で行うことはなく、文化財所有者または消防署からの依頼により、消防団が協力し実施しております。

消防団員数が減少している現状ではありますが、非常時の発災に対し、水利の確認および放水訓練等を実施しております。

引き続き、町民の生命、財産を守るべく消防署等関係機関と連携し、防火活動を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

ありがとうございます。身延町には、先ほども申したかもしれないですが、たくさんの文化財、また国や県の文化財もあることから、ぜひそういう火災や災害から守って、末永く保存をお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分とします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時28分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。次は通告7番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問いたします。

大項目4点について伺います。

最初は、将来を見据えた本町の方向性について、望月町長に伺います。

3期目の重点課題として、峡南南部地域の医療提供体制の構築、富士川の堤防建設に伴う役場移転に備えた検討、旧身延中学校の跡地利用を進める方針であると述べています。

また、長年の課題に位置付けている少子高齢化対策に関して「20年・30年先の未来」に向けて、スピード感を持って優先順位をつけて施策を進めると話しております。

町長はこの町の将来、20年30年先の未来とは、どのような町・あるべき姿を描いているのか、今後どのようにして活力ある町、町民が満足する町をつくろうとしているのか、具体的にお話しいただきたいと伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご質問ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

まちづくりは、地域社会の資源を基礎として、多様な主体が連携・協力し、環境を改善して、まちの活力と魅力を高める、生活の質の向上を実現するための、一連の持続的な活動であると言われております。

本町では、第二次身延町総合計画をまちづくりの方針として「安らぎと活力ある ひらかれたまち」「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、町民の皆さまと行政がお互いに知恵を出し合い、総合計画をはじめ、総合戦略等、様々な施策により、多様な主体によるまちづくりを進めているところであります。

特に少子高齢化と、地方における著しい人口減少は、全国的に大きな課題となっており、本町においても重要な取り組みとなっております。

この10年間では、子育て・教育支援事業、民間企業の立地支援、しだれ桜の里づくり事業、あけぼの大豆の6次産業化事業、健康増進施設整備運営事業、身延中学校新校舎建設事業などの事業を実施してまいりました。

今後は、峡南南部地域の医療提供体制の構築、富士川の堤防建設に伴う役場移転に備えた検討、旧身延中学校の跡地利用を進める方針であります。

これらの事業は、時代に応じた環境の改善や町民のニーズに対応したまちづくりの取り組みであり、過去に行われてきた、道路の拡幅や舗装路の延長、上下水道の整備、工業団地の開発、公営住宅の建設、総合文化会館の建設などの事業と同様に、20年先、30年先の未来へと受け継がれていく町民の財産であると考えております。

身延町の20年先30年先の未来をどのように描いているかと言われますと、特に近年のICT（情報通信技術）、AI（人工知能、IoT（遠隔操作）などの最先端技術の急激な進展は、社会に大きな影響がもたらされると言われております。そのことから大変難しいところがあ

ります。

将来、少子高齢化により人口が減少しながらも、町民が愛する豊かな自然環境や特色ある観光資源等は、みんなの力で保たれ、最先端技術の浸透により、町民生活や企業経営など様々な分野で効率化が進むことで、例えば、外出や買い物がしやすくなるなど、利便性が高まり、時代の流れに即したコンパクトなまちが形成されているものと考えます。

冒頭にも申し上げましたが、まちづくりは、行政主導ではなく、町民・企業・行政等の多様な主体が連携・協力して、環境を改善し、まちの活力と魅力を高め、生活の向上を実現する、一連の持続的な活動であります。

今後も町民の皆さまの声に耳を傾け、多様な主体の参画によるまちづくりを着実に進めてまいります。

日頃から私、言っているんですが、人口が多いから元気な町とは言えないと思っています。人口が少なくても、これから身延町は、おそらく人口が減ってくるのは目に見えているんですが、全国的に見ても人口4千人、5千人ぐらいの町でも、とても元気で活発な町もありますので、将来像とすれば、私はそのような町を目指すのがいいのかなと。それからまた、人口増のほうへ、いつかUターンしてくればいいのかと思って、今進めています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

お話しいただいた中で、町民、企業、行政など多様な主体が連携・協力して改善、町の活力と魅力を高めるということでした。そのとおりだと思います。町が一つになって取り組む、これが重要だと思います。ぜひ町民の声、企業の声、様々な団体の声を聞いてください。そして、思いを一つにするワンチームのための仕掛けをお願いいたします。

次の質問に移ります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略を確実に推進する。掲げている施策をやり切ることで成果に結びつけると再三言っております。また、成果を出すには時間がかかるとも言っております。

私も総合戦略の推進については、様々な提案・意見を申し上げてきました。しかし、なかなか取り上げていただけないのが実情です。現状は厳しさを増し、人口減少には歯止めがかからず、緩和すらされない状況です。

この推進について、さらに優先順位をつけて、スピード感をもって推進していただきたく強くお願いするとともに、優先すべき施策をどのように考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の下に取り組みを進めており、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指しており、それぞれの施策が互いに関連を持って、横断的な結びつきを持ち「しごとの創生」「ひとの創生」「まちの創生」の取

り組みを、同時的・一体的にバランスよく取り組むことが重要であるとされており、本町においても同様な考え方のもとに推進しております。

令和6年12月、内閣官房「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、地方創生2.0の「基本的な考え方」により、5本柱として①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上が示され、この5本柱に沿って政策が具体化され、今後10年間に集中的に取り組む基本構想が、今年の夏までに策定され、示されることとなっております。

本町におきましても、これに沿って総合戦略を改訂することを予定しております。

総合戦略は、とても重要な取り組みであります。行政の施策は、幅広くあらゆる分野について推進しており、直面する課題や継続的に実施する施策など、バランスよく推進されることが必要とされます。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

今、新たな基本構想をこの夏までに出されるということ、それを受けて町でも改訂を進めるということで、どのような内容になってくるのか、楽しみにしたいと思います。

今回質問させていただいた、この中身というのは、以前にも同じような質問をしたことがあると思うんですけども、優先順位をつけてスピード感をもって進める。前回の同僚議員の質問に対しても、新たな発想に基づき施策の創出に努め、実行していくとも答弁されていました。そのため、以前と同じような内容での、ちょっと期待を込めて質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

私は、過去に総合戦略の推進項目として、いろいろなところでドローン活用や自動運転システムの試み、活用が盛んになっており、災害時など山奥の民家への物流などにドローンを活用する試み、給食配送などに自動運転システムを活用しての試みなどがないものかとお話したことがあります。しかし、成功事例を見ないとできないとのことでした。

本町では、山奥に民家が点在し、災害時に孤立する集落が考えられます。被災状況の確認や医療・食料の提供には必ず役立つと思っています。

また、自動運転システムも福島県永平寺町では、国内初のレベル4の認可・特定自動車運行の許可を取得し移動サービスが始まっていますし、各地で実証実験が行われています。海外では、すでに自動運転タクシーが走っています。

ちなみに、先日訪問した茨城県境町の自動運転バス、これはまだレベル2で、5台、6台が走っていました。2020年11月に定路線での運行を、自治体では国内初です。レベル4までいきますと、2023年5月、先ほどの永平寺町が国内初となります。こういった実証実験に参加する等、いろいろな方法があると思います。

世間に先駆けて進めるべき、チャレンジするべきだと思います。町のアピールにもなりますし、全国から視察に来るぐらいのチャレンジをしてみませんか。将来に向けて、お考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

最先端技術は進展しており、ドローン配送や公共交通の自動運転は、生活に直結するサービスとして着目をされており、民間投資による社会実装に向けた検証が進められております。

ドローンについては、有人地帯での補助者なし目視外飛行の「レベル4」で、自動運転では、特定の条件の下に自動運転を行う「レベル4」で、社会実装へ向けた検証が取り組まれています。

いずれにいたしましても現段階では、安全性や導入費用・運用経費等ともに明確になっておらず、国内での社会生活に向けて活用が広がるのはもう少し先になるのではないかと思います。

なお、総合戦略推進委員会でのご提案を受けまして、総合戦略には、将来の生活の一部としてドローン物流や自動運転等のデジタル技術が効果的に活用されるまちづくりを目指していくことを記載しております。

ドローンによる災害時の活用につきましては、平成29年8月に、町内に本社を置く企業と「災害時等における情報収集等に関する協定書」を締結し、ドローン空撮による被害状況の収集や、被災者への応急物資等の搬送等の支援協力体制を取っており、今後も有事に備え複数の企業との連携協力体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、最先端技術開発の実証実験への協力・連携等につきましては、令和3年度から山梨県が実施している「TRY! YAMANASHI! 実証実験サポート事業」において、企業との協力体制が整い、令和3年度は株式会社日建が開発している人工衛星の位置情報を受信して自動運転する電動草刈り機の実証実験を町内において行いました。

山梨県のサポート事業は継続して実施しておりますので、率先して企業との協力・連携等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。将来に向けての取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

身延町消防団員サポート事業について、伺います。

近年の自然災害については、私もいろいろと書いたんですけども、先ほど同僚議員が様々な災害を言われましたが、自然災害はいつ・どこで・どのような形で発生するか分かりません。南海トラフ地震発生も切迫性が高い状態です。

そんな中で、地域の消防団員は、初期対応や救助など活動内容において重要な存在です。各地の災害に対しても消防団の活躍が報道されています。

そして、今まさに大船渡市の山林火災では6日目に入り、地域の消防団は寝る暇も惜しんで消火活動をしていると思います。

消防団の皆さんが活動しやすい環境をつくることは、災害を最小化することにつながります。

本町では、消防団に対する様々な支援事業があります。消防団協力事業所表示制度、消防団員サポート事業等々です。

以前、事業所に対して町から協力依頼をして、事業所に勤務する消防団員が火災等の災害時に緊急出動する場合は、上司の許可を取って現場に駆け付ける。事業所としては、勤務内として取り扱うという対応を取っていた事業所があります。

最近、消防団員に聞いたところ、緊急出動などの場合は早退や有給休暇対応として処理しているとのことでした。団員にとっては厳しい対応の中で地域貢献をしてくれております。

身延町消防団協力事業所表示制度は、消防団に積極的に協力している事業所等に対して、協力事業所表示証を交付する制度ですが、現状について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町では、平成28年4月から、消防団員の確保と活動環境を整備するため、消防団に積極的に協力している事業所などを「消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を実施しております。

認定の基準は、消防団員を1名以上雇用していることや、災害時に資機材などを消防団に提供しているなどの協力をしている事業所となります。

令和7年2月現在の認定事業所数は29事業所です。

認定を受けた事業所には「消防団協力事業所表示証」を交付し、町ホームページにて公表しております。また、消防団の出動要請が分かるように、町防災行政無線の個別受信機の無償貸与も行っております。

引き続き、消防団の活動強化、地域の防災力向上のため、「消防団協力事業所」の登録を事業所に呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

消防団員は地域貢献をしながら、一方で働いています。勤務先では評価を落とすことがないように、事業所への呼びかけもよろしくお願いいたします。

次に、本町の消防団員の減少および高齢化が危惧されていることから、団員が安定的に確保され、地域の消防・防災力の充実および強化を図るために、事業所・店舗その他の団体の支援により団員および団員の家族に対して優遇措置を講ずる事業があります。

消防団員サポート店は、消防団活動を支援するため、団員および団員の家族に対して優遇措置を講ずる事業で、商品等の割引・購入ポイントの割増しなど、その他のサービスの提供に対して「消防団員サポート店」として指定し登録します。内容については、広報紙、ホームページ等で公表する。非常に素晴らしい事業で、サポート店にとってもメリットがあると思います。この事業の推進状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町では、令和2年4月から消防団員の確保対策の一環といたしまして、町内の事業所や店舗の協力をいただきながら、消防団員やその家族が飲食や物品を購入等した際に、サービスを提供いただける事業所や店舗とその内容を事前に登録し、消防団員が「消防団員サポートカード」を提示することにより、商品等の割引や購入ポイントの優遇などのサービス提供が受けられる「消防団員サポート事業」を行っております。

令和7年2月現在、町内18店舗がサポート店として登録されております。

また、山梨県でも同様に消防団員サポート事業を行っており、山梨県と事業所でサポート事業所の締結を結ぶことにより、消防団員サポート事業を実施している県内市町村の消防団員とその家族は、県内のどの店舗においてもサービスの提供を受けることができます。なお、峡南地域の各町においても全ての店舗ではありませんが、同様のサービスを受けることができます。

登録店舗を消防団員や家族が利用することで、店舗の売り上げにも貢献できますので、登録店舗の積極的な利用と併せて店舗登録について周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

ぜひ消防団にもアピールをしていただき、双方にメリットがある形で周知をお願いいたします。

次に3項目めになります。災害時の学校（保育所・小中学校）対応について、伺います。

先ほども触れましたけれども、ご承知のとおり自然災害が頻発しています。

災害時の保育所・小中学校の対応について伺います。

災害は、いつ・どこで・どんな形で発生するか分かりません。子どもの引き取り訓練などを実施されていますが、地震の発生時間によって初期対応は個々の判断になります。昼間の発生で、家屋の倒壊や土砂流出など道路が寸断されて学校に父兄が行けないことも考えられます。学校に行けないときはどうなるんですかねと聞かれたことがあります。その場合の対応と各施設の備蓄状況、毛布など用意されているものについてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

町立保育所について、子育て支援課からお答えします。

保育所について、国では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、県では山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例で、非常災害に対する具体的計画を立てるよう努めなければならないと定められ、特に県では立地条件を勘案し、発生が想定される非常災害の種類に応じたものとしなければならないとされておりますので、身延町地域防災計画等に基づき、「非常災害計画」というマニュアルを作成しております。具体的には、平時における保護者との緊急連絡票の作成等に始まり、発災から3日後程度の時間別職員対応、役割分担などの概略が示されており、保護者との引き渡しの想定も含んだものとなっております。保護者・園児の被災状況を

確認し、指定避難所への移送を行い、引き渡し可能な時期までは保育所職員が保護することになります。在園中に発生した非常時における園児への対応は町内の私立保育園においても同様であり、園児の居住地域に限らず同じ対応となります。保護者との連絡が取れない場合については、園によって対応が異なりますが、発災後24時間までは同様です。

備蓄品につきましては、医療用品食料品のほか、照明器具、毛布、非常用飲料水等を保育所ごと準備しております。消防設備等も含め、毎年実施されている県子育て政策課による各施設への指導監査で重点事項となっているため、そういった観点からも防災に向けた対応が図られております。

通常時からの備えとともに、発災となった場合において、近隣の指定避難所を含めた関係各所と連携を取りながら、適時に対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

自然災害が起こったときの学校における対応は、各学校が策定した（毎年度更新します）危機管理マニュアルや安全マニュアルおよび町教育委員会と学校で毎年度、内容を確認し、年度当初に保護者にも通知しております「気象警報発令時及び災害発生時等の対応について」により、児童生徒の安全確保を行っております。

学校に児童生徒がいるときに大規模災害が発生した場合の対応は基本、保護者へ引き渡し帰宅させます。そのための町内一斉引き渡し訓練も毎年、実施しています。

ご質問の道路損壊等により引き渡しができない場合の対応は、学校の安全な場所に児童生徒を避難させて、保護者が迎えに来るまで学校で預かることになります。

各学校には、非常食2日分、保存水、エマージェンシーブランケット、携帯用トイレ、発電機、投光器、石油ストーブ、カセットコンロ、LEDランタンなどが備蓄されています。

災害時には学校だけでなく、町の災害対策本部をはじめ、学校周辺の地域の避難所とも連携し、状況に応じて適切に対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

いろいろ備蓄もそろっていますし、マニュアルなども用意されていることで安心しました。どんな災害が発生するか分かりません。ぜひよろしくお願いします。

次に、阪神淡路・能登半島地震の悲惨な状況が最近ちょっとテレビに出るようになり、見るたびに、今、このような地震がここで発生したらと想像してしまいます。

BCP、これは行政でも必要で、国から依頼されていると思いますが、子どもたちが集まる学校では、災害時のリスクを想定したシミュレーションが大事です。

お子さんを預かる学校として、南海トラフなど最大級の発生が起きた場合に、命を守る初期対応も含め対応マニュアル、学校での授業ができなくなる場合もあります。

そのための継続計画などはできているのか伺います。また、その内容がどのような内容なのか、大まかでいいのでちょっと教えていただけますでしょうか。伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

学校におけるBCP（事業継続計画）は、地震などの自然災害が発生した際に、児童生徒への被害を最小限にとどめ、授業の再開も含め学校を速やかに復旧できるように、非常時に取り組む優先業務を絞り込み、発災から1カ月程度までの初動・応急活動を計画したものになります。

本町においても身延町業務継続計画が策定されており、その中で学校教育課が担う災害対策業務に学校に関することが定められています。この災害対策業務は、発災から1カ月以内に取り組む業務を時系列で優先順位をつけ、各業務の開始の目安時間および業務の継続期間を定めています。

学校の授業中に大規模災害が発生した場合、児童生徒の安全確保、避難誘導やスクールバスの乗員・乗客の安全確保に関することが最優先であり、その後、発災から12時間以内を目安に、学校施設の被害状況調査および応急対策、発災から1週間以内を目安に小中学校の応急教育に関することなどの対策を講じていく計画になっています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

ちょっと余談になりますけれども、3.11、東日本大震災、このときには自動車部品メーカーが被災し、世界中の部品供給が停止したために、自動車生産が世界中で止まってしまったということがあります。そのため、各大手中小の企業は、他拠点でも同じ生産ができる対応を取るようになりました。

考えられるリスクを想定して、定期的に業務継続計画を見直す。作ってあっても、なかなかいざとなったときにそのマニュアルどおりに対応できるかというのも難しいので、定期的にそういう訓練も必要だと思います。よろしくお願いいたします。

次に、4項目めになります。

電話詐欺・訪問詐欺被害の対応について、伺います。

相次ぐ強盗事件や特殊詐欺が報道されています。

昨年末に区内でも不審な訪問者がいると連絡を受けまして、飛んでいくと一人住まいのおばあちゃんが、話ののって、家の裏で下水の説明を受けているところでした。

怪しいと思って、すぐ南部署に連絡を取ったんですけれども、被害にはなりませんでした、パトカーが2台、駆け付けてきまして、怪しいということでお話を伺いました。

まだその時点では被害になっていないものですから、いろいろ話を聞いてみたいですが、あれは絶対怪しいという話で、長野ナンバーの車だったんですけれども、町内に3カ所入って、リーダーがどこかで指示を出している。本当に5分ぐらいでパトカーが来てから、

リーダーが駆け付けて、一生懸命言い訳をしていましたけれども、そんなことがありまして、区内でいろいろお年寄りに聞いてみました。怪しい電話が頻発する。訪問者に対しては、そつとカーテンの間から覗いてみて、知らない人には居留守を使っている。また、オレオレ詐欺で200万円振り込みそうになったなどを聞いて非常に驚きました。

山梨県内の令和6年、昨年12月末までなんですけれども、データでは電話詐欺被害は72件、被害総額が約1億8,205万円、被害件数・被害額ともに増加しています。

また、不審電話件数は2,156件ありまして、データでは、本町の被害については0件でした。南部署に確認してみますと、不審電話通報、町内ですけれども16件、訪問詐欺通報10件ほど、被害の発生はなかったんですけれども、投資詐欺被害が4、5件発生しているということでした。署の話では、不審電話件数は何十件もあると思うけれども、被害がない、あるいは金額が少額なので通報しないことが、かなりあるのではないかとのことでした。

電話詐欺被害の対策について、身延町悪質電話被害対策機器購入費補助金交付要綱があります。65歳以上で、自動応答録音装置購入設置費用の2分の1で5千円を限度とする内容です。

一人暮らしのお年寄りの家に設置してやりたいと思いますけれども、録音する旨をアナウンスする防犯用は最低でも1万円近くしてしまいます。南部署でも効果があるとのことでしたけれども、しかし、今、物価高で厳しい時期、お年寄りにお金を出して設置をと、なかなか言い出せない現状があります。せめて、交付要綱を2分の1ではなくて1万円を限度とする内容など、対策について検討、要綱の改訂などについて考えていただけないか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

年々、特殊詐欺の種類と手口が巧妙となりまして、連日新聞に被害記事が掲載されております。令和5年の全国の特種詐欺の認知件数は1万9,038件で、被害額は452億6千万円となっております。警察庁においても対策に取り組んでいるものの、年々、被害件数及び被害額が増加しております。

町でも詐欺被害対策といたしまして、平成28年4月から身延町悪質電話被害対策機器購入費補助金交付事業を実施しまして、令和7年1月現在で23件が補助金を利用し対策機器を整備しております。

佐野議員がおっしゃるように、電話詐欺の対策として録音装置は一定の効果があると思っておりますが、なかなか補助金の申請件数は伸びていない状況であります。

詐欺被害を未然に防ぐため、この補助金制度を活用し、器機の設置を推進する上で、内容等を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

ぜひ検討をお願いいたします。いろいろな補助金制度を設置していただいていますけれども、なかなかお金を出すとすると敬遠するお年寄りが多いのが現状です。

次に、防犯対策として防犯カメラの設置費用を補助する自治体が増えておりますけれども、犯罪抑止には大きな効果が期待できると思います。

対策として、防犯カメラの設置費用の補助などについても検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、お考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

闇バイトによる高齢者宅への強盗などの犯罪が増加し、様々な防犯対策をする中で、防犯カメラを設置する家庭もございます。

確かに防犯カメラの存在を明示することで、犯罪抑制効果があるとされております。しかし、犯罪行為があった際に食い止めることはできません。

防犯カメラのみでは犯罪を完全には防げませんので、他の防犯対策も併せて必要となります。個人の財産を守るため自己防衛の観点からも、それぞれの判断で防犯カメラを設置していただきたいと思います。

なお、防犯カメラの設置に関する補助事業といたしまして、山梨県警察において、道路、公園等不特定多数の者が利用する場所に、防犯目的で設置する防犯カメラに対し、自治会等の団体を補助対象に防犯カメラ設置促進事業を実施しており、設置費用の一部を補助しております。

現状においては、ご質問の個人に対する防犯カメラの設置補助の実施については想定をしております。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございました。

実は、身延駅前しょうにん通りに区内の防犯カメラということで、南部署とやりとりをしてるんですが、またご相談をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告8番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は3点について、5項目、質問をいたします。

まず、国民皆保険である、この国で国民健康保険について、いくつかの問題があると思っていますので、国民健康保険について、3項目について伺います。

まず1点目、被保険者証の新規発行停止に伴う影響と対策についてということで質問いたします。

昨年12月2日、健康保険証の新規発行停止とマイナンバーカードに健康保険証の機能を載せたマイナ保険証への一本化が強行されましたが、その後も従来の保険証存続を求める世論が一層高まっています。

厚生労働省によると、マイナ保険証の昨年12月時点の利用率は25%にとどまっているとしています。

マイナ保険証をめぐるのは、医療現場から資格情報が無効、負担割合の相違、該当の被保険者番号がないなどのシステムの根幹に関わるトラブルが多発していると指摘され、かつ個人情報の漏洩などの不安が払拭される状況にありません。

マイナンバーカード取得は任意だったはずなのに、健康保険証を廃止し、マイナ保険証を強制的に使わせるのは、あまりにもひどいという批判の声の大きさに、政府は現在の保険証は発行から1年は使える。マイナ保険証を持っていない人は、資格確認書が届き、保険証の代わりとして使用できるとしました。

私のところにも、不安の声がいくつか寄せられています。これまでの短期被保険者証の取り扱いがどうなるのかという心配もあります。被保険者証の新規発行停止に伴う影響と対策について、伺います。

○議長（上田孝二君）

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

お答えします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部改正が、令和6年12月2日に施行されたことに伴い、被保険者証は廃止となり、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

同日以降、新規での被保険者証の発行はされなくなり、マイナ保険証をお持ちでない方については資格確認書、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを発行しております。

保険税滞納者に対して発行しておりました短期被保険者証および被保険者資格証明書は廃止となりました。

対象者は、現行制度では医療機関を受診した際には医療費が10割負担となり、後日その内容を審査し決定した金額から保険給付分を支給する特別療養費の対象となります。

しかしながら、町では短期被保険者証が創設された経緯や意義を承継し、これまでの短期被保険者証の対象者全てを特別療養費の支給対象にするといった安易な対応を行うものでなく、これまでと同様に保険税の滞納がある方には相談等の機会を設け、滞納状況を把握するなど、

相手に応じたきめ細やかな対応の上で、資格確認書を発行するなど税負担の公平性を図る視点から適切な対応に努めております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今までの被保険者資格証明書というのは10割、保険証を持っていますよ、だけど、一応資格があるということだけで、10割負担しなくてはいけないので、なかなかそれを利用する人がいないということで、ただ、滞納はしているけど、ちゃんと役場に来て話し合いをする中で、分納なりして短期被保険者証をもらっている方たちは、一概には廃止ではなくて、きちっと短期被保険者証は発行すると。いずれにしても、役場に来て相談をしてくれれば対応してくれるということなんですけど、やはり滞納者からすると敷居が高いという話を聞いています。たぶんそうなのかなと思うんですけど、でも、やはり命に関わることなので、ぜひ役場に相談をして、短期被保険者証なりしていただいて、病院に行くようなことをしていく必要があるんじゃないかなと思っています。短期被保険者証が廃止をされなくて、よかったと思っています。

2番目です。国民健康保険法第44条の一部負担金の減免措置の運用についてということで、質問をいたします。

国民健康保険法第44条は、市町村や国保組合に対し、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額や免除ができると定めています。経済的事由による手遅れ死亡事例調査を毎年、山梨民医連で発表しています。お金の心配なく必要な医療を受けることができれば、救える命もあったと思います。そのための国民健康保険法第77条の保険料減免と一部負担金の減免の44条だと思います。法律はあってもなかなか利用されにくいものになっています。

南アルプス市では、入院療養のみが対象。甲府市は、入院・外来診療が一部負担金の減免対象となっています。

本町における国民健康保険法第44条の一部負担金の減免措置の運用について伺います。

○議長（上田孝二君）

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

お答えします。

身延町では厚生労働省の通知を基本として、身延町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を策定し、医療費の一部負担金の減免措置を規定しております。

国民健康保険法第44条の規定により、被保険者が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の資産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯主が死亡し、もしくは心身に重大な障害を受けたこと、失業等により収入が著しく減少したこと、その他これらに類する事由があることにより、一部負担金を支払うことが困難と認められることとするとなっております。

病院等にかかったとき、被保険者の方は窓口で一部負担金を支払うことになります。しかし、一時的に生活が苦しくなり、入院による病院等への支払いに困ったときに利用できるのが、一部負担金の減免、徴収猶予のこの制度です。

ご質問の負担金減免の範囲の拡大については国保制度上、平等割や所得割などのほかに保険税率を見直して財源を補う必要が出てきます。

平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県広域化は「都道府県と市町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営する」ことを目的としております。

加えて、広域化に伴い山梨県と市町村が協議を行い策定した、山梨県国民健康保険運営方針においては、「被保険者の負担の公平性から、将来的には県内のどこの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指す」とされており、町独自の減免制度を設けることは広域化の趣旨にそぐわないと考えております。

したがいまして、現時点では、一部負担金の減免措置の範囲拡大については本町独自で行うことは考えておりません。

本制度は被保険者本人から申請していただく必要がありますので、災害罹災者や生活困窮者の方には、担当者が制度についての案内をし、声掛けを行い、制度のご案内をしております。

今後、必要な方にこの制度を安心してご利用いただけるよう、これまで以上に積極的な広報活動に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

法定減免もあるんですけれども、これは保険税のことで、一部負担金にはなかなかないということで、この44条が必要だと思うんですけど、なかなかこれが使われていない、知られていないというところがあると思うんですね。

せっかく法律で決められたことなので、これは本人から申請しないといけない。知らなければ申請も何もできません。命に関わることでありますので、ぜひ周知を徹底して、皆さんにこの制度を利用して、本当に困ったときに利用していただけるように、きちっと周知をしていただきたい。広報活動に取り組んでいきたいとお話しされたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、3点目です。子どもの均等割軽減の拡大をということで質問をいたします。

協会けんぽなど、被用者保険は家族の人数にかかわらず、加入者本人の収入に応じて賦課されるのに対して、国保料は収入に応じてかかる応能割、所得割と、収入に関わりなくかかる応益割、平等割と均等割で成り立っています。平等割は世帯ごと定額でかかり、均等割は人数に応じてかかります。子どもが1人生まると均等割が1人分増えるという、少子化問題の解決に逆行する構造になっています。

国の基準で、未就学児に対する均等割の5割軽減が令和4年から始まりました。笛吹市では、子どもにかかる均等割の半減をさらに18歳に拡大をしています。子どもの均等割軽減の拡大について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

お答えします。

ご質問については、国民健康保険税の納税義務者に属する世帯内の子どもを示しているもの

と思われますが、本町では未就学児以外の軽減は行っておりません。

未就学児については、令和3年法律として全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により令和4年4月よりスタートしており、軽減対象を含む世帯別に保険税均等割額の5割を軽減しております。

身延町国民健康保険税条例第23条中に規定しており、減額した均等割分については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担している状況です。

これ以上の均等割軽減を拡大する場合には、国保の制度上、平等割や所得割などのほかに保険税率を見直して減収分を補う必要が出てきます。このことは子育て世帯以外の国保加入者にも更なる負担をお願いすることとなります。

また、本町では18歳以下の子どもがいる世帯数は423世帯です。うち、国保加入世帯は67世帯となっています。全体で約16%の方々の国保税減収分を一般会計からの繰入金で充当することは、公平性に欠けるものだと考えられます。

このことから、町独自で実施する国民健康保険税の減免を現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

次に、大きな2点目です。水田活用直接支払交付金についてということで、お尋ねをいたします。

昨年、町民の皆さんからの声をこの場で伝えてきました。水田を利用して、ほかの作物を生産する農家への支援策である水田活用直接支払交付金は、畔など淡水機能がない農地は対象外、5年間で一度も水張りをしない農地は対象外というものでした。

特に5年水張り要件は多大なコストをかけて再び水田に戻すか、補助金カットを受け入れるかの選択を農家に迫るもので、全国から強く批判されていました。

昨年、町民の皆さんからの声をこの場で伝えてきました。

町の特産である、あけぼの大豆を作っている方たちが、補助金が出ないのならやめるしかないと言っている。何とかならないかと町長にも質問をしました。

北杜市や全国でも対象外に対する反対運動が起こり、これに関して江藤農水相は1月31日の衆院予算委員会で、5年水張り要件を見直す考えを表明しました。私もそのとき、テレビを見ていて、「えっ」というふうに思ったんですけれども、農業団体や国民の運動が中止に迫り込みました。

新聞報道では要件を緩和し、水張りが不要になったとありました。町民からも町から簡単なお知らせがあったと聞いていますが、詳細を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

山梨県より、国の水田政策見直しの方向性の概要（令和7年2月3日現在）について通知がありました。

水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討を開始する、というもので内容につきまして

は以下のとおりでございます。

「水田活用直接支払交付金」は水田を対象として支援を行っているが、令和9年度から、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めない。

現行の7年度・8年度の対応として、交付対象水田について連作障害を回避する取り組みを行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術活用、品種改良等の生産性向上策等の推進。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系の見直し。

麦、大豆、飼料作物については食料自給力向上の費用対効果を踏まえ、水田、畑にかかわらず生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すべく検討。

有機や減農薬・減肥料等について支援。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら、離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化への支援制度について、既存制度を見直し強化。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で水田、畑にかかわらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。

多面的機能支払については活動組織の態勢を強化。

これを受けまして産業課といたしましては、水田活用直接支払交付金の7年度・8年度の対応については、ホームページを活用しての周知のほか、対象農業者の皆さんに、直接通知をいたしました。

その他の水田政策見直しにつきましても、国・県等から通知があり次第、随時お知らせをしてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

また詳しい情報があつたら、町民の皆さんにぜひ詳しいお知らせをしていただきたいと思います。

大きな3点目、最後の質問です。補聴器購入費用の助成制度ということで質問をいたします。

以前にもこの質問をしましたが、高齢者の難聴は認知症の要因となる割合が大きく、社会参加の妨げになるので、補聴器購入費用の助成制度が必要だと思います。

全国でも多くの自治体が助成をしています。県内でも山梨市に次いで上野原市、富士河口湖町でも昨年から実施しています。山梨県でも助成を始めるそうです。町としてどう考えるか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

県の新規事業で、難聴による認知機能の衰えを予防するため、高齢者の補聴器購入への助成を行う市町村に対して、補助を考えているようですが、県の２月定例会に係る予算を上程している関係上、内容については、おおよけにすることができないことになっています。

過日、補助制度の概要についてオンライン説明会がありましたが、内容はあくまでも概要であり、詳細事項や市町村からの質疑に対する回答については、県の議会後になるのではないかと思います。

このようなことから、今ある情報の中で、峡南地区の各町とも情報交換しながら、町としてどのような対応ができるのか検討しているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○１２番議員（渡辺文子君）

県で決まってからということなんですけれども、ぜひ、今問題になっている認知症予防という観点からも、この補聴器購入、高いですからね、ぜひ補助をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第３ 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため、３月１１日（火曜日）および３月１３日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、３月１１日（火曜日）および３月１３日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 ３時４３分

令和 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 4 日

令和7年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和7年3月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度身延町一般会計補正予算（第7号））
日程第4 議案第1号 身延町債権管理条例の制定について
日程第5 議案第2号 身延町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第6 議案第3号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第4号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第5号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第6号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第7号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第11号 身延町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第15 議案第12号 身延町デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第16 議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第17 議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定について
日程第18 議案第15号 身延町曙辺地総合整備計画の策定について
日程第19 議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定について
日程第20 議案第18号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について

日程第21	議案第19号	身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
日程第22	議案第20号	町道路線の認定について
日程第23	議案第21号	令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第24	議案第22号	令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第23号	令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第24号	令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第25号	令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第28	議案第26号	令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第29	議案第27号	令和7年度身延町一般会計予算
日程第30	議案第28号	令和7年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第31	議案第29号	令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第30号	令和7年度身延町介護保険特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和7年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第34	議案第32号	令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和7年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第37	議案第35号	令和7年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第38	議案第36号	令和7年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第39	議案第37号	令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第38号	令和7年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第39号	令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第40号	令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第43	議案第41号	令和7年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第44	議案第42号	令和7年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第45	議案第43号	令和7年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第46	議案第44号	令和7年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第47	議案第45号	令和7年度身延町水道事業会計予算
日程第48	議案第46号	令和7年度身延町下水道事業会計予算

- 日程第49 議案第47号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
日程第50 同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護
財産区管理会委員の選任について
日程第51 同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選
任について
日程第52 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
日程第53 発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例について
日程第54 発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第55 発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意
見書案
日程第56 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発議第2号 「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とす
る決議案

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	教 育 長	馬 場 泰
総 務 課 長	大村 隆	会 計 管 理 者	望月 融	
企 画 政 策 課 長	幡野 弘	財 政 課 長	佐野 美秀	
交 通 防 災 課 長	天野 芳英	税 務 課 長	中山 耕史	
町 民 課 長	伊藤 剛	福 祉 保 健 課 長	深沢 泉	
観 光 課 長	高野 修	子 育 て 支 援 課 長	遠藤 仁	
産 業 課 長	松田 宜親	建 設 課 長	千頭 和康樹	
土 地 対 策 課 長	深沢 暢之	環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長	内藤 哲也	
身 延 支 所 長	加藤 千登勢	下 部 支 所 長	笠井 健一	
学 校 教 育 課 長	望月 俊也	施 設 整 備 課 長	佐野 彰	
生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録 音 係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に、身延町議会議員合同県外視察研修が去る2月12日から13日にかけて行われました。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長から報告書が提出されておりますので、代表して田中一泰教育厚生常任委員会委員長から報告をお願いします。

田中一泰君、登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、2月に行われました身延町議会議員合同県外視察研修の報告を教育厚生常任委員会委員長の田中からさせていただきます。

令和7年3月4日付けで議長に報告したものとしますので、よろしくお願いいたします。

報告は、総務産業建設常任委員会の伊藤達美委員長と教育厚生常任委員会委員長、田中一泰の連名です。

研修日程 令和7年2月12日（水）から13日（木）。

研修場所 茨城県境町と東京ビッグサイト。

参加者 議員13名、事務局2名。また、今回、執行部から望月町長と遠藤子育て支援課長にご参加いただきました。ありがとうございました。

研修内容。1日目、茨城県境町は、道の駅さかいを中心に境町の子育て支援・英語教育の取り組みについて、境町の移住定住の取り組みについて研修を行いました。

町内にあります施設の視察については、主に子育て支援センター「S-WORK+KIDS」と境町アーバンスポーツパークを見て回りました。

2日目、東京ビッグサイトでは、第99回東京インターナショナルギフトショーを見学いたしました。

1日目の境町についてですが、「地勢の概要」は記載のとおりです。

都心からは約50から60キロ圏内で、町内に鉄道は通っておりませんが、路線バスと電車の乗り継ぎや、高速バスで東京までは1時間40分程度の距離にあります。

平野で、360度視界が開けており、人口約2万4千人、世帯数9,408世帯で、令和6年

度の一般会計の予算規模は約１４７億円、議員数は１２名でした。山梨県内の自治体でいうと、昭和町に近い感じだと思いました。

取り組みの概要についてですが、境町は子育て支援日本一を目指して、各種の子育て支援や英語教育、移住定住対策、自動運転バス等、様々な施策を展開していて、人口も増加傾向で功を奏しており、自治体や企業等の視察依頼も多く、メディア等にも多く取り上げられ、特に注目を集めている町でした。

所感となりますが、境町からの要請を受けて、地域公社である「株式会社さかいまちづくり公社」が中心となって、境町のメイン政策である「ふるさと納税」を軸に、様々な取り組みを行っておりました。この視察研修の受け入れについてもその一つでした。

地域公社の様々な事業内容や事業展開については、資料に記載のとおりですが、こういった地域公社による取り組みが本町においても取り入れることが可能かどうか、同じことをするのは大変難しいものがあると思いますが、一つひとつの施策について参考になる部分も多く、とても有意義な研修となりました。

次に、２日目の東京ビッグサイトでの第９９回東京インターナショナルギフトショーについてですが、日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市をはじめ、３つの見本市が同時開催されており、約２，７００社が出展しておりました。

限られた時間の中で、全ての会場を見て回ることはできませんでしたが、県内からも大月市商工会と甲州市商工会が出展していて、それぞれの商品を宣伝しながら、取り組みを紹介しておりました。

本町でも観光課を中心にキャンペーン等に力を入れておりますが、商工会をはじめとして、いろいろな団体との協力体制で引き続きやっていただく必要があるなど痛感いたしました。

各議員の研修報告については、別途添付させていただきます。

以上、２つの常任委員会を代表して、県外研修の報告をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

ただいま、田中一泰君から研修の報告がありました。

田中一泰君は自席にお戻りください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第２ 委員長報告。

（１）総務産業建設常任委員会に付託した議案第１号、議案第２号、議案第４号、議案第７号から議案第１１号までおよび議案第１４号から議案第１６号まで、ならびに議案第１８号から議案第２０号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

伊藤達美君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に（２）予算決算常任委員会に付託した議案第２１号から議案第２３号まで、議案第２５号から議案第３２号まで、および議案第４５号、ならびに議案第４６号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第３ 報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度身延町一般会計補正予算（第７号））の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第１号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第1号 身延町債権管理条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 身延町犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 身延町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 身延町デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第13号 身延町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第14号 身延町大塩辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 身延町曙辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 身延町横根中辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 町道路線の認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２６ 議案第２４号 令和６年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第２４号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第２７ 議案第２５号 令和６年度身延町水道事業会計補正予算（第４号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。

議案第２５号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２８ 議案第２６号 令和６年度身延町下水道事業会計補正予算（第５号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。

議案第２６号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 令和7年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第27号 令和7年度身延町一般会計予算のうち、6款農林水産業費について反対討論いたします。

国の水田活用直接支払交付金については、昨年の議会で一般質問をしました。5年間で一度も水張りをしていない農地は交付金の対象外ということで、多くの生産者の皆さんが困っていました。本町だけでなく、全国的に問題になっていました。

このことは、多大なコストをかけて再び水田に戻すか、補助金カットを受け入れるかの選択を農家に迫るもので、全国から強く批判されていましたが、江藤農林水産大臣は衆議院予算委員会で、この5年水張り要件を見直すことを表明しました。

さらに、政府は水田政策を根本的に見直すとし、今後は水田、畑にかかわらず生産性向上に取り組むものを支援するとしています。

本年度より水田活用直接支払交付金は、麦・大豆については、出荷販売数量が基準反収の2分の1に満たない場合は、交付対象外となるということです。

生産者の方々は皆さん一生懸命、生産性向上に取り組み、耕作放棄地の解消にも積極的に取り組んでいます。しかし、昨年はあけぼの大豆の種をまいたときから雨が降らず、3回も種をまいたが、芽が出ないので苗も植えたが駄目だったと話してくれた生産者の方もいました。暑い日も多く、鳥獣被害に遭い、出荷販売数量が2分の1に満たない多くの生産者の皆さんがいました。苦勞してこれまで作ってきたが、こんなことなら、もうあけぼの大豆は作らないという方、こんなリスクがあるなら、これからは少ししか作らないという方たちがいました。

国の制度だから仕方がないと生産者の皆さんに言うのではなく、特産であるあけぼの大豆を作っている方たちを守り発展させるために、町として何ができるか考えるのが町の仕事だと思います。

出荷販売数量が少ないのなら、生産者の皆さんが大変だと少しでも援助すべきで、町として予算をつけるべきです。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ な し ）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第29号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論いたします。

わずかな年金や無年金の高齢者からも保険料を取り、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みなど、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度は廃止をし、老人保健制度に戻すべきです。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

議案第29号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。

2025年問題、いわゆる800人といわれる団塊世代が後期高齢者になり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢者社会を迎えます。今まさにそのときになりつつあります。

社会保障の担い手である労働人口の減少は歯止めがかからず、社会保障費の増大・不足は避

けられずに、現役世代の負担が一層重くなるおそれがある中、現役世代の負担上昇抑制のための制度変更も行い、制度の改善に努めている制度だと思われます。

導入当初から高齢者いじめなどという批判がありましたが、他の健康保険制度全体とのバランスを取りながら、国民皆保険制度を守るために必要な制度でもあり、身延町も負担分として一般会計から3億819万4千円を繰り入れています。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな社会問題の一つであります。様々な課題はあるにしても、本予算を成立させ、本日まで国の発展に貢献してくれた高齢者の方たちが病気やケガなどを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことが最優先であると考え、本予算に賛成の討論といたします。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がありませんので、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第30号 令和7年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第30号 令和7年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論いたします。

2000年4月に施行された介護保険制度は、当時、国民の中にあった老老介護や介護離職、介護殺人などの介護問題への早急な解決を求めるため、介護保険制度への期待が大きくなりました。しかし、実際は、介護保険制度施行後の度重なる改悪により、国民の期待を裏切り、要介護者・要支援者や、その家族は苦しめられています。それだけでなく、介護保険事業者や福祉労働者も苦しめられています。

介護保険制度の生みの親と言われている厚生労働省の初代老健局長の堤修三は、今日の介護給付費の抑制政策に異議を唱え、介護保険制度は国家的詐欺になりつつあると批判しました。

利用者が経済的な心配をせず、必要なときに必要なサービスを利用でき、介護事業者が提供できる介護保険制度にすべきです。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

議案第30号 令和7年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、町民の老後における介護の不安を解消する制度として定着しているところと考えます。

当町では、保険料の設定にあたり一般財源から3億4,005万円を、軽減策として準備基金から3,900万円をそれぞれ繰り入れ、保険料値上げの抑制に努めていると認められます。

また、同制度の持続可能性の確保に向け、低所得者の保険料抑制のために、保険料の設定段階を9段階から13段階とする条例改正も実施し、町民税本人課税で全体所得金額420万円未満の第9段階階層までは保険料が軽減される措置となっております。

今後も子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら、介護保険制度を維持していくべきだと考えております。

町当局には、介護保険制度を円滑に実施するために、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政制度の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、生活困窮者への配慮、介護予防や相談支援事業の推進に努めていただくことを要望して、本予算の賛成討論いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第31号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第32号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第35 議案第33号 令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第34号 令和7年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第35号 令和7年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第38 議案第36号 令和7年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第39 議案第37号 令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第40 議案第38号 令和7年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第41 議案第39号 令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第42 議案第40号 令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第43 議案第41号 令和7年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第44 議案第42号 令和7年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第45 議案第43号 令和7年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第46 議案第44号 令和7年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上12議案は、財産区の予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第44号までは、一括して討論・採決を行うことに決定しました。

これから議案第33号から議案第44号までを一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号から議案第44号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号から議案第44号までは原案のとおり可決することに決定しました。

日程第47 議案第45号 令和7年度身延町水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第48 議案第46号 令和7年度身延町下水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第４６号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４９ 議案第４７号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第５０ 同意第１号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第５１ 同意第２号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第５２ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の３議案は、人事案件のため討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号および同意第２号、ならびに諮問第１号は討論を省略して直ちに採決に入ることに決定しました。

まずはじめに、同意第１号および同意第２号の採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

それでは、同意第１号を採決します。

お諮りします。

同意第１号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第１号は赤池一博氏、赤池明氏、赤池弘行氏、赤池常雄氏、小林好基氏、内藤三男氏、今福益行氏、住所および生年月日はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

以上、７人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。

お諮りします。

同意第2号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は馬場徳之氏、佐野和道氏、小林喜隆氏、小林忠弘氏、小林仁氏、渡邊寛氏、望月宣仁氏、住所および生年月日はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

以上、7人の委員に同意することに決定しました。

次に、諮問第1号を採決します。

なお、採決については、異議があるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と意見を付すことに決定しました。

日程第53 発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

この条例は、議員の定数を現行の14人から12人に少なくするものです。議員報酬額が改定されましたが、議員の定数とは別の問題です。身延町は町全体の面積も考えなければならぬと思います。現状でも有権者数が少ない山間地域からの立候補が困難であり、これまでより多くの票数が必要になると、女性など誰でもが立候補しにくくなります。

今以上の削減は、広範囲な町民からの声が反映されなくなる可能性があり、議員の定数削減には反対です。

○議長(上田孝二君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員(広島法明君)

発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

この発委につきましては、提案理由にもありますように、人口減少が進む中、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す一方、情報化等の推進により社会環境が大きく変化している状況等を勘案し、更なる議会改革の一環として、全国および県内の町村議員の状況、これにつきましては全国に926の町村がありますけど、そのうち人口5千人から1万人の町村は約4分の

1の229町村、その約230町村のうち200町村が12人以下の議員さんということで、そのうち、内訳的には8人が9町村、9人が8町村、10人が56町村、11人が24町村、12人が10町村ということで、それぞれの町村にはそれぞれの地域事情等があるかと思いますが、全国的にも、この規模なら12人でも大丈夫だという判断に基づいての定数だと思います。

身延町でも近隣の町村を見ましても、人口1万4千人の富士川町でも13人、また隣の南部町でも、過日、12人から10人ということを経験しまして、身延町でも議員の定数を現行14人から12人に改正するというのが妥当だと思いますので、賛成します。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

田中一泰君。

○11番議員（田中一泰君）

本案に対して、反対の立場で討論をいたします。

実際、議会の活動というのは、どうあるべきかの議論がない中で、定数の数合わせだけを考えることは、議員が議会を軽視している行動であると考えております。

これから、より一層の人口減の状況の中、町民の多様な意見、地域住民とのコミュニケーションを大切に、町民主体の町政が求められます。町の問題解決に向けた提案を行うことが議会に求められています。

地域の問題に対する政策を立案し予算を策定する、行政の政策の実施状況を監視し、必要に応じて見直しを行うことも議会の役目であります。

本来の議会活動をしっかり実行するために、まずは議会の活動内容を話し合い、町民の負託に応えられる議会を目指すことが必要だと考えます。その中で必要な定数を検討することが重要だと思います。

定数減については、再検討すべきと考え、今回の定数変更には反対いたします。

○議長（上田孝二君）

次に、賛成討論はありませんか。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

発委第1号 身延町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

一般的なデータではありますけれども、地方自治体議員の目安として、人口1千人につき議員1名という見方も定着しつつあります。身延町の人口に照らしますと、定数が10名ということも言えるかとは思いますが。

人口減少および将来人口予測から、今回2名の削減を実施するわけではありますが、議員が2名減ることによっての議員活動については、議員各自の自覚のもと、より一層、20%以上の活動量のアップ、それで補えるのではないかと考えております。

また、まちづくりのスマート化、コンパクトなまちづくりに向けて、行政サービスや医療体制の見直しを現在、行っております。

未利用施設の削減などは喫緊の課題であり、今後、取り組みを加速化していかなければなり

ません。当然、議会にもコンパクト化は求められるべきであり、それら行政改革の先導として、われわれ議員も身を切る覚悟、改革を求められていると思っております。

まずは、われわれ議員が町民に対して身をもって示すときが来ているのではないのでしょうか。

以上、賛成討論といたします。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がありませんので、討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第54 発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第55 発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第56 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料6ページから10ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案として、議員発議1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程配布のため、暫時休憩とします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時48分

○議長(上田孝二君)

宣言をした時間前ですが、皆さんがおそろいですので、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

追加日程第1 発議第2号 「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案を議題とします。

提出者から本件について説明を求めます。

深山光信君、登壇してください。

深山光信君。

○3番議員(深山光信君)

それでは、端末の発議第2号をご覧ください。

発議第2号

令和7年3月14日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者	身延町議会議員	深山光信
賛成者	身延町議会議員	渡辺文子
	〃	伊藤雄波
	〃	佐野知世

「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案

上記議案を地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由

身延町議会においては、道路建設に関わる請願3件を採択した。いずれの請願についても、総務産業建設常任委員会、議員全員協議会において審議がなされたが、議員個人意思表示および報告書の集約にとどまり、議会としての優先付けの採択は行われていない。

議会として明確な意思決定を示すべく、地元議員として「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明が終わりました。

深山光信君はその場でお待ちください。

これから発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第2号の質疑を終わります。

深山光信君は自席にお戻りください。

これから発議第2号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案に対する反対討論を行います。

すでに私、何回か一般質問等でもやっております、その内容について、重複いたしますけれども、そのへんはご了解をお願いしたいと思います。

道路整備に関しましては、まちづくりビジョンと道路ネットワークの計画が基本的に必要でございます、それぞれは相互不可分の関係にございます。町内における道路建設の請願につきましては、先ほど述べられたとおり、すでに3件が議会に提出され、いずれも採択をされております。ただし、この事業の建設主体は、あくまでも山梨県であります。

そして、各請願につきましては、地域の要望であることは言うまでもない。しかしながら、これら請願が地域の要望の域にとどまっていれば意味がないだろうと。道路を単一で建設しても十分な効果はもたらさない、そういう可能性が高いわけでありまして、山梨県や峡南地域に

における道路ネットワーク計画の中に、前述した、その請願3件であります、組み込んでもらうことがより重要であります。

そして、それぞれのその結果、役割が明確となって、その効果をさらに発揮することが可能になるのではないかと。そして、これが道路建設に向けての基本的な推進方法ではないかと考えるものであります。

しかしながら、建設が可能だとしても、現在の政治状況、経済状況等を考慮いたしますと、事業主体である山梨県が複数の事業を同時に実施することは、極めて困難だろうと推測いたします。請願の内容を精査し、必要度の高い順に建設を進めていくよう要請せざるを得ないのではないかと考えます。

ところで、道路建設の基本的な目的、役割は地域間交流であり、自然災害に備えた緊急時の避難路の確保でありますとか、救援活動のための重要な道路はインフラであり、地域防災の一環としての重要性を持っていることは、先刻、皆さんご承知のとおりであります。

そして、これら基本的な目的については、その道路をネットワーク化することによって、さらに効果が高まり、事業主体である山梨県の更なる投資が、私は期待できるのではないかと考えるものであります。

そして、峡南地域における道路ネットワーク化の中核は、中部横断自動車道であります。中部横断自動車道も、皆さん方、先刻ご承知のとおり、富沢区間から六郷区間は地域活性化のために、新直轄方式により、国・県の予算により2千億円を超える予算により建設をされたものでございます。こういうことから、富沢・六郷インター区間は無料となっております。

このことから、これからの道路建設については、中部横断自動車道との連結が地域の活性化のために重要な役割を担うものであると理解をしております。

そして、次のような観点から峡南地域の道路建設は、推進をされるべきであると考えております。

第1に、町の施策、政策と連携した地域経済の活性化に資すること、すなわち道路建設による物流の効率化が進み、道路建設によって企業誘致が促進されることであります。この結果、雇用が創出され、若者の定住促進が図られることであります。

第2に、町内の観光集客施設へのアクセスが向上し、観光客が増加をすることであります。その結果、観光客の消費額が増え、地域全体への経済波及効果が期待されることであります。総体的に見れば、やはり道路建設ネットワークをつくることによって、やはり私は、峡南地域、身延町の人口減少抑止策としての効果を、あくまでも期待をいたしたいと考えるわけでありませう。

以上の諸点を考慮すると、身延町内の道路ネットワーク化には、中部横断自動車道を介して東西に結ぶ道路建設が地域経済の振興・活性化に結びつくものと推察をいたしております。

以上のことから、請願の中から、私は、中部横断自動車道、中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を最優先課題として進めていくべきであると考えます。

したがって、この「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案に対しましては、賛成できかねます。

私は、やはり基本的には南北ではなくて東西に結ぶ道路建設を進めていくべきである。したがって、先ほど申したとおり、「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案に対しては、反対をするものであります。

以上が、私の反対討論であります。

これにて終了いたします。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

発議第2号 「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案について、賛成討論をいたします。

旧下部町のときから、この三沢～市之瀬間バイパスの建設問題は町民の悲願です。甲府方面に行くには六郷の割石峠と、この三沢～市之瀬間の峠を越えなければなりません。割石トンネルが完成し、一つは解消されました。甲府方面へ通勤をする人として、旧下部町は南限です。下部地区より南に住む人の多くは、甲府方面には通勤していません。50年以上、この峠を越えて通い続けている人も多くいます。冬には凍結もあり、特に雪の日には、帰ってくるまで家族は心配しています。スリップ事故や死亡事故もありました。若い人の多くは、この峠越えが大変だという理由もあり、生まれ育ったこの町から転出していきました。

50年以上も願ひ続けて、いまだに実現していません。本来どちらを優先すべきかでなく、地域住民が50年以上も求め続けている願ひは、実現させるべきことです。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

発議第2号 「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案に対して、反対の立場で討論します。

道路整備に関わる請願3件につきましては、昨年末の全員協議会において、まず2つに絞ろうということで、この三沢～市之瀬間バイパス建設と中富インターから国道52号線バイパスとの2件に絞りまして、本年1月15日の全員協議会で、非常に重要な問題ということなので、議員全員の意思の確認をしたいということで、結果は7人対7人という結果になりました。

非常に重要な問題であり、全ての案件は、民意の数の違いがあるとはいえ、身延町住民からの請願であり、3件とも全て重要で必要な案件だと思います。

その中で、どちらを最優先にすべきかということになれば、人それぞれの考え、思いがあると思いますが、私は中部横断道の中富インターを建設決定の際には、新身延町として中富地区、下部地区との直結道路として、中富インターから国道300号への新設道路建設の思惑があったのではないかと推察します。それがなくても、新身延町としての道路網の整備となると、富士川と並行にある国道52号と国道300号の横断道路の新設のほうが早期着工が実現する可能性が高いと判断し、私はそちらを優先すべき案件だと思いますので、今回の発議第2号には反対します。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、賛成討論はありませんか。

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

賛成の立場でお話をいたします。

今、広島議員から総務産業建設常任委員会、全員協議会での審議の内容が話されましたけども、事の発端は、総務産業建設常任委員長の伊藤達美委員長が、この道路問題を早く解決しなければいけないということで、重要な案件の2つを選んだと。そして、参考人を呼んで、聴取をして、そして委員会で話し合いが行われました。全員協議会でも話し合いをされたということになっています。

そして、7対7ということですが、議会で採決する場合には、議長は入らないわけですが、この結果は議長が入った、議会としての意思決定ではないと。ですから、本来では7対7ではなくて7対6であると。それと同時に、少し横にそれますが、定数の削減のことも同時に全員協議会で話し合われてきました。

そういった中で、総務産業建設常任委員会がこのバイパスについての議案を上げなかったというのがおかしい。委員長は、これは議会としての怠慢だと、早く議会の意思決定をするべきだと、そう話していました。そう言っていた中で、今回の議案の中に入っていなかった。

それがどういうことかは分かりませんが、いずれにしても、もうすでに国道300号と国道52号はつながっております。身延町には、インターチェンジが3つあります。ほかの町村からどのように言われているか、ご存じでしょうか。さらにまた新しい道路を付けると。その道路の沿線には施設が何もないわけですね。それに今、国道300号から国道52号につながっている道路には、身延町の大切な施設、しもべの湯もあります。そこを通らずして、よろしいんでしょうか。しもべの湯は、今どうなっているんでしょうか。人が多いんでしょうか。通れば寄る人も少なからずいるかと思いますが、町長は目的があればそこに行くということですが、それはどこも一緒だと思います。そして、下部温泉郷もあります。そういった中で、もうすでに、今現状の国道52号、国道300号が繋がっているところには、大切な施設もある。クラフトパークもある。そこを今度は通らないで、観光のため、物流のためと、伊藤議員は先ほどお話をしましたけれども、まったく新しい道路を造って、沿線に何も施設がない道路を造って、それでいいのでしょうか。

そして、では右には道の駅があるよと、左には身延山があるよと、そういった案内をするんでしょうか。すでに、その案内もできているはずです。

そういったことから、賛成といたします。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

望月悟良君。

○8番議員（望月悟良君）

私は、反対という討論を行います。

同僚議員から、先ほどからも道路のネットワークづくりが最も重要であるというお話がありましたけれども、中部横断自動車道が縦に一本、それからいわゆる西八代縦貫道路とあるわけですので。それで、ネットワークをするにはやはり、はしご上に横に行ったり来たり、旧下部町のほうから行ったり来たりできるような、ネットワークづくりがいいではないかと思っております。

そういうことから考えて、まず最初に中富インターと国道300号の、常葉のほうをつなぐ

ということを優先していったほうがいいかと思います。

そうということで、この決議案に反対いたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

次に、賛成討論はありませんか。

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

発議第2号 「三沢～市之瀬間バイパス建設」請願を最優先事案とする決議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、令和元年、この道路の請願の紹介議員でした。当時の道路事情とは大きく変わりました。町の施設も大きく変貌してきました。これからもおそらく変わって、発展していくと思います。

まず、竣工式を迎える道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク、これが3月16日に竣工しますが、六郷インターチェンジの開発につながり、そこから見えるところにある大型な施設です。また、本栖湖のほうからの観光客、大型バス、そういった乗り込みにも大いに期待できます。

また、今は観光だけではなく、市川三郷町六郷の人たちがヘルシースパサンロードに多くの人が来ています。しかし、高速が怖いという高齢者も多く、行くのを断念している人も、もちろんいます。

また、久那土地区の人たちもヘルシースパサンロードと健康増進施設を大いに利用しています。当然、峠を越えてヘルシースパサンロードに通っています。

また、旧六郷町からのお客さまがとても増えました。私は4カ月ほど、ほぼ毎日のように利用し、情勢を見ていました。

そういった関係で、市川三郷町六郷の人たちと、それこそ峡南北部地域道路ネットワーク研究会の目指すところの、先ほど伊藤達美議員も言いましたが、地域住民の交流が、断然、進むのではないのでしょうか。バイパスは、その大きな手助けになる道路になると思います。

そしてバイパスの下へ南下しますと、南に向いていきますと国道300号線は、今やメジャーで素晴らしい活躍をしている「ゆるキャン△」の聖地、常葉です。ここも見てもらいたい。またその下へ下ってくると、下部温泉郷、金山博物館、ヘルシースパサンロード、健康増進施設、そういったところを過ぎてトンネルをくぐると、これからまだまだ期待ができる5千本のしだれ桜の里クラフトパークが待っているわけです。

市之瀬、六郷、かみすきパーク、飯富、下山、逆は常葉、下部、下山、飯富と、こういうふうな身延町を周遊する道づくりになります。それと、何といっても周遊道路に隣接する、今、生きていらっしゃる食堂や商店に大きな利益をもたらす利点が出てくると思います。

三沢～市之瀬間のバイパスは、観光客だけでなく、町民や他町村の住民との交流が生まれる、そんな身延町に期待できる道づくりだと考えます。

よって、この発議第2号に賛成するものです。

おそらく身延町の5年後、10年後は大いにこれを利用する人が増えてくるであろうと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、長期間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

令和7年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は、去る3月3日に開催され、今日までの12日間、上田議長のもと、私どもの提案いたしました51件の提出案件につきまして、慎重なご審議により、全ての案件につきましてご議決、ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。

議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました、令和6年度補正予算ならびに令和7年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い、一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり、今年度も残すところ2週間余りとなり、何かと気忙しい日々が続きます。また、だいぶ暖かくはなりましたが、季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございました。

議員の皆さまには、いまだ強い感染力を維持している新型コロナウイルス、ならびにインフルエンザ等の感染防止も含め、健康に十分ご留意をいただく中で、町民福祉向上のため、ますますご活躍をいただきますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定しました。

会期12日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして令和7年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時15分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上